

令和元年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

委託契約の財務事務の執行について

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 小川 千恵子

令和 2 年 3 月 9 日

埼玉県議会議長
埼玉県知事様
埼玉県監査委員

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 小川 千恵子

平成 31 年 4 月 1 日付け包括外部監査契約第 8 条に基づき、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

目 次

I	包括外部監査の概要	1
第 1	監査の種類	1
第 2	選定した特定の事件（テーマ）	1
第 3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
第 4	監査の主な要点	1
第 5	監査の主な手続	1
第 6	監査の対象機関	2
第 7	監査の対象年度	2
第 8	監査の実施期間	2
第 9	監査従事者	2
第 10	利害関係	2
第 11	表示数値	2
II	監査の対象	3
第 1	委託契約の概要	3
第 2	埼玉県の財務状況	12

第3	委託料の推移	14
第4	監査の対象とした委託料の範囲	15
第5	埼玉県の機構図（知事部局のみ）	16
III	監査の結果	17
第1	指摘及び意見一覧	17
第2	監査全体に対する所見	25
第3	部局別の監査結果	29
1.	企画財政部	29
2.	総務部	52
3.	県民生活部	78
4.	危機管理防災部	105
5.	環境部	112
6.	福祉部	116
7.	保健医療部	124
8.	産業労働部	164
9.	農林部	176
10.	県土整備部	195
11.	都市整備部	208

I 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

委託契約の財務事務の執行について

第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

埼玉県では、「最小・最強の県庁」を目指し、ITを活用した事務処理の電子化や業務の民間委託などによる簡素で効率的な組織整備を進めてきたため、平成15年度に8,146人だった知事部局一般職員の定数は、令和元年度には6,776人となった。

業務の民間委託は、民間のノウハウを活用するとともに民間との協働を一層促進することにより、行政運営における経済性、効率性を追求する有効な手法である。平成30年度の一般会計における委託料合計額は614億円で、一般会計歳出額1兆8,079億円のおよそ3.4%を占める状況である。県は簡素で効率的な組織整備のために民間委託の範囲を拡大しつつあるが、貴重な財源から支出されるものとして、民間委託が県民に役立つ効果的な支出となっているのか、確認したいという思いから、今回の事件（テーマ）の選定に及んだものである。

第4 監査の主な要点

1. 所管各部局における委託契約管理は適切に行われているか。
2. 委託契約の事務手続が法令等に準拠して適正に行われているか。
3. 委託した業務の履行確認は適切に行われているか。
4. 委託の目的は公共サービスの向上に寄与する有効なものであるか。
5. 委託契約の業務仕様は経済的かつ効率的であるか。
6. 委託契約金額の積算は十分な根拠に基づいて合理的に行われているか。
7. 委託先の選定は客観的で、経済性及び有効性を追求するものであるか。
8. 委託契約の入札制度や随意契約手続は適正に履行されているか。
9. 委託契約の実績及び成果に関する検証が適切に行われているか。

第5 監査の主な手続

1. 入手資料等の閲覧、質問による監査対象事業の概況把握
2. 関係書類の閲覧、照合、分析
3. 視察、管理状況の把握
4. アンケートの回答依頼
5. その他必要と認めた手続

第6 監査の対象機関

対象部局は以下のとおりである。

知事部局

第7 監査の対象年度

原則として平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）を中心とする。

ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とする。また、制度等が変更されている場合は、本報告書作成終了までの令和元年度途中についても監査対象としている。

第8 監査の実施期間

令和元年6月20日から令和2年2月29日

第9 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 小川 千恵子

包括外部監査人補助者

公認会計士 中澤 仁之

公認会計士 福島 清徳

公認会計士 小笠原 薫子

公認会計士 新江 明

公認会計士 市川 義治

公認会計士 井上 正之

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第11 表示数値

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

II 監査の対象

第1 委託契約の概要

1. はじめに

地方自治体には、財務事務の公平性や透明性を図る観点から、地方自治法や地方自治法施行令の遵守が義務づけられており、さらに埼玉県では埼玉県財務規則等の遵守が義務づけられている。

自治法に定める契約の形態は、第234条第1項において、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結することとされているが、このうち、指名競争入札、随意契約及びせり売りについては、同条第2項において、政令で定める場合に限る例外的な取り扱いとなっている。このことから、地方公共団体の行う契約の原則はあくまでも、一般競争入札であることが分かる。

そこで、各発注機関における個々の契約では、一般競争入札を積極的に導入し、競争性を確保し公費支出の抑制に努めるとともに、契約の特例である一般競争入札以外の契約方法による場合は、「一部の例外」を除き、財務事務の公平性や透明性を確保し、公費を適正に支出する観点から、厳に取り扱うことが求められている。

なお、本報告書で用いている略称は以下のとおりである。

略称	正式名称
自治法	地方自治法
自治令	地方自治法施行令
財規	埼玉県財務規則

2. 契約の方法について（「物品調達・委託等における契約事務の手引」埼玉県総務部入札課作成より抜粋）

契約を締結するために相手方を決める方法としては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りがある。この中で、原則は一般競争入札であり、その他の方法については、自治令又は財規の定めるものに限ることとなっている。また、競争入札や随意契約の手続は、「埼玉県公共調達改革推進工程表」により原則として電子入札により行うこととなっている。

（1）一般競争入札

一般競争入札とは、契約に関する公告により不特定多数の者を誘引し、入札による申込みで競争させ、そのうちで県にとり最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方法をいう。

（2）指名競争入札

指名競争入札とは、県が、契約の相手方の資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を指名し、その特定の参加者を競争させて相手方を決定する方法をいう。

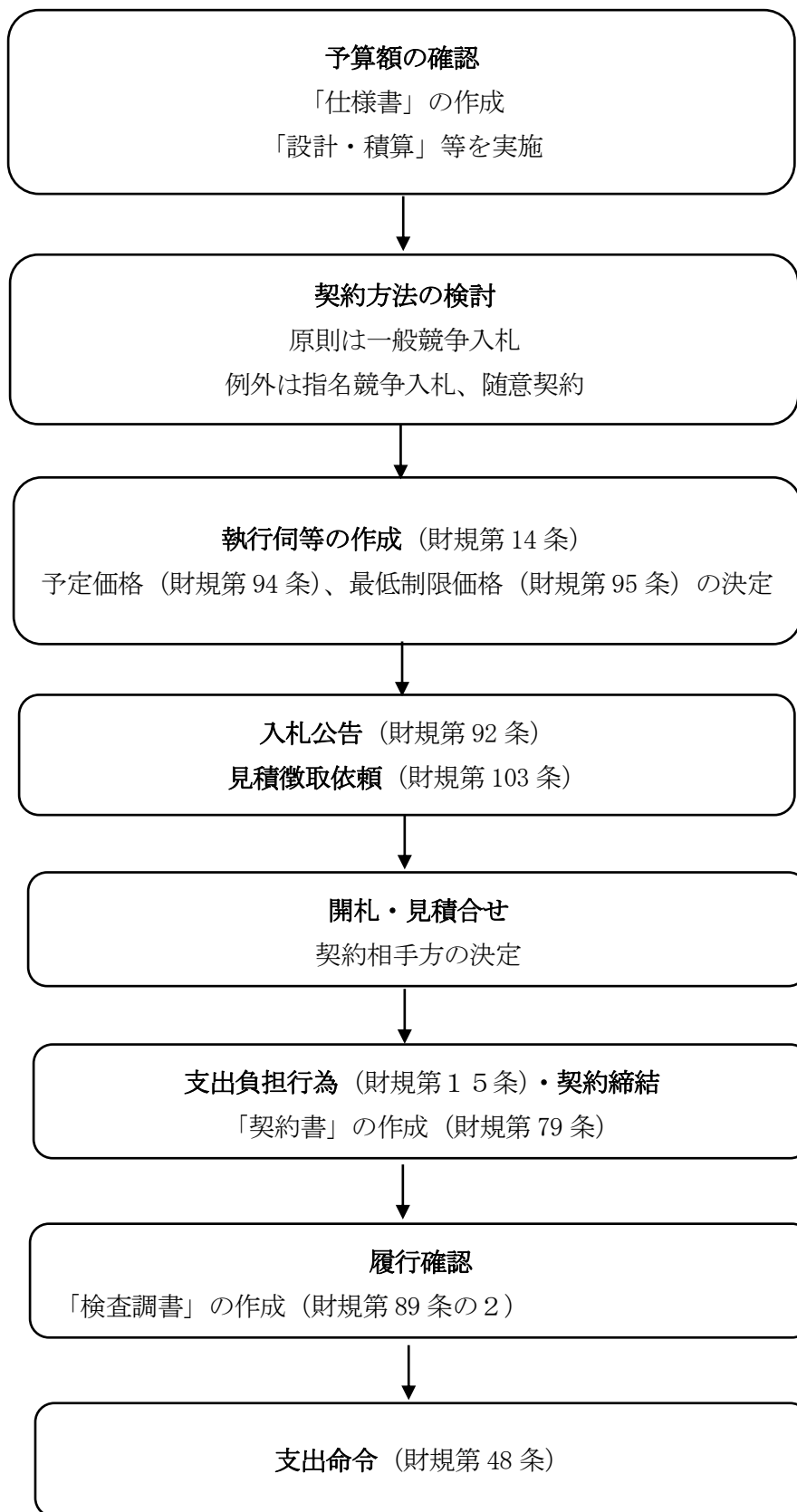
自治令第 167 条に定めるものに限る。

地方自治法施行令第 167 条（指名競争入札）

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1）工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- （2）その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- （3）一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

入札契約事務のフローチャート（「物品調達・委託等における契約事務の手引」等を参考に作成）



(3) 随意契約

随意契約とは、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法をいう。自治令第 167 条の 2 に定めるものに限る。

地方自治法施行令第 167 条の 2 (随意契約)

1 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・・・（法の定めによる施設から物品を買い入れる場合又は役務の提供を受けるとき）

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして・・・（新たな事業分野の開拓を図る者から物品を買い入れるとき）

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

i) 随意契約ができる場合

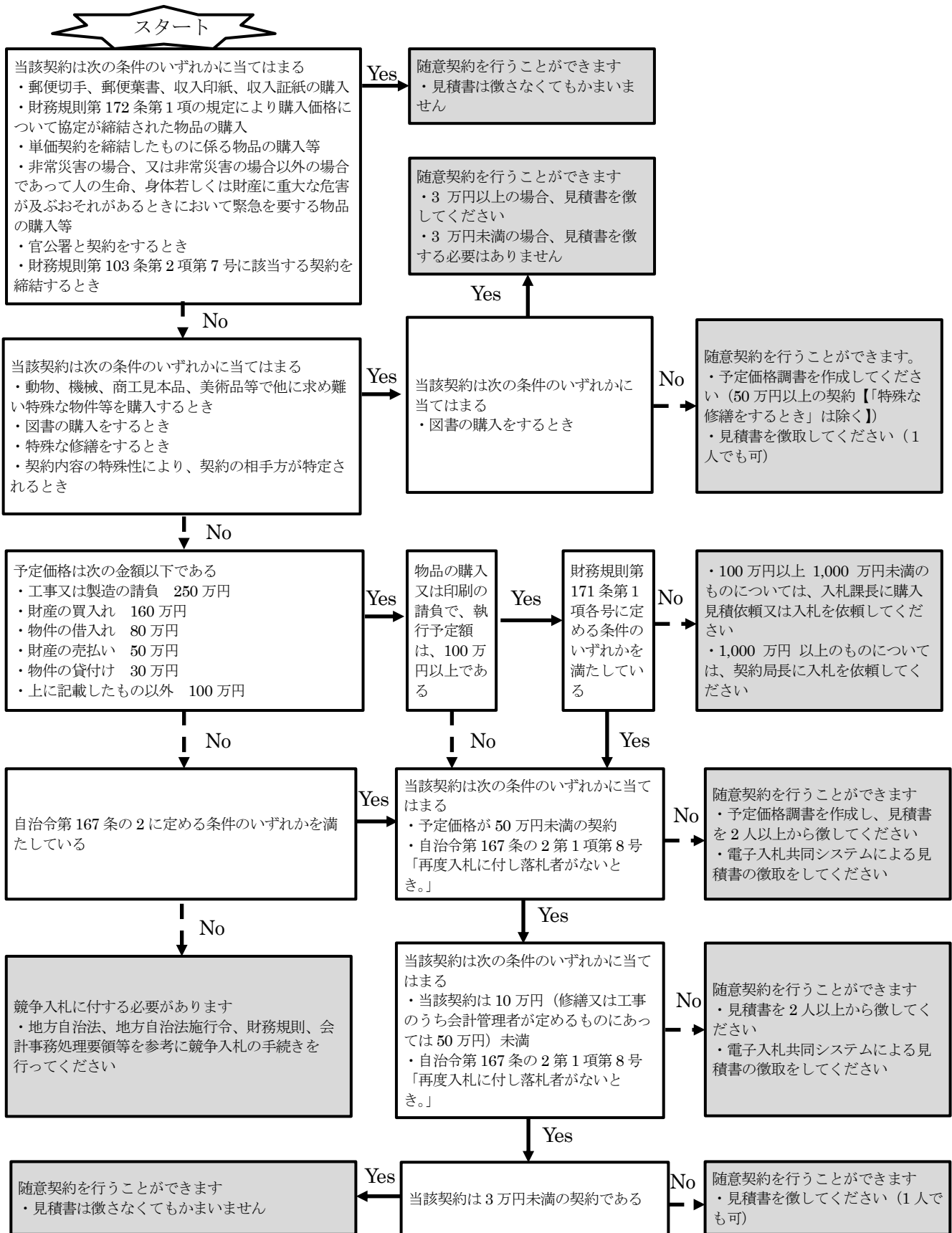
(1) 予定価格が財規第 102 条の 2 の金額を超えないもの	
関係法令等	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 財規第 102 条の 2、第 171 条
参考資料	契約方法の手引図（注 1）

※予定価格が財規第 102 条の 2 で定めた金額の範囲内（下表参照）であれば、随意契約を行うことができる。

契約する内容	上限額	補足	収入・支出科目の例
工事又は製造の請負	250 万円	<p>工事とは建設業法に規定する建設工事と同意義であり、新築・増改築のみならず補修修繕も含まれる。</p> <p>製造とは物（建設工事の対象となるものを除く。）を造ることをいう。加工も含まれる。</p> <p>(1) 物の修理についてはその内容によるが、原則として製造に入る。</p> <p>ただし、契約の主たる目的が役務の提供である場合は、該当しない。</p> <p>(2) 既製品ではなく、特殊な規格等を必要とし仕様書等により造った物を供給することを内容とする契約。この場合財規第 171 条の適用を受ける。</p>	<p>例示…庁舎修繕工事 河川改修工事 道路補修工事</p> <p>支出科目…工事請負費、需用費等</p> <p>(2)の例示…備品購入、印刷</p> <p>支出科目…備品購入費 需用費等</p>
財産の買入れ	160 万円	売買契約に基づく動産の買入れが典型的なものである。	<p>支出科目…備品購入費 需用費 公有財産購入費等</p>
物件の借入れ	80 万円		支出科目…使用料及び賃借料
財産の売払い	50 万円		収入科目…財産売払収入等
物件の貸付け	30 万円		<p>収入科目…土地建物貸付収入 その他の普通財産収入</p>
上記に掲げるもの以外のもの	100 万円	役務提供契約が典型的なものである。	支出科目…役務費 委託料等

(上限額は消費税額等込み)

(参考資料 注1) 契約方法の手引図



(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの	
関係法令等	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

※ 「契約の性質や目的が競争入札に適しないもの」の例には、次のものが挙げられる。

- ① 目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき。
- ② 県の行為を秘密にする必要があるとき。
- ③ 運送又は保管をさせるとき。
- ④ 外国で契約をするとき。
- ⑤ 国又は公共団体と直接契約するとき。
- ⑥ 特許又は実用新案に係るもので、その技術者でなければ製造できないようなものを購入するとき。
- ⑦ コンペ、プロポーザル方式等により契約の相手方を定めるとき。
 コンペ方式……………最も優れた設計案や企画案を選ぶ方式。
 プロポーザル方式……………最も優れた設計者や企画者を選ぶ方式。

(3) 法の定めによる施設から物品を買い入れる場合又は役務の提供を受けるとき	
関係法令等	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号
	財規第 102 条の 3
	会計管理者依命通達第 103 条関係
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条
	障害者基本法第 2 条及び第 18 条
	生活困窮者自立支援法第 3 条及び第 16 条
	高齢者等の雇用安定等に関する法律第 37 条
	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条

(4) 新たな事業分野の開拓を図る者から物品を買い入れるとき	
関係法令等	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号
	財規第 102 条の 3
	会計管理者依命通達第 103 条関係

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
関係法令等	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

※ 天変地異その他非常緊急の場合等、客観的に急迫を要する状況下での物品の購入及び業務委託等の契約をいう。

(6)競争入札に付することが不利と認められるとき	
関係法令等	自治令第167条の2第1第6号

※「競争入札に付することが不利と認められるとき」の例には次のものが挙げられる。

- ① 入札の価格が入札に要する経費に比して得失相償わないとき。
- ② 現に履行中の製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- ③ 速やかに契約をしなければ機会を失い又は著しく不利な価格で契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。

(7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき	
関係法令等	自治令第167条の2第1項第7号

(8)競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
関係法令等	自治令第167条の2第1項第8号、第167条の2第2項
	第167条の2第4項、第167条の8第4項
	財規第103条第3項

(9)落札者が契約を締結しないとき	
関係法令等	自治令第167条の2第1項第9号、第167条の2第3項、
	第167条の2第4項
	財規第103条第3項

(4) せり売り

せり売りは、買受者が口頭又は挙動によって価格の競争をするものである。せり売りは、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している契約について認められる。

せり売りは競争をさせ、契約するものであるが、一般競争入札等と異なり、入札は行わず、いわゆるオークションにより行うものである。

買受者は他の買受者が出した条件を把握でき、その条件を踏まえた上で再度有利な条件を提示することが可能である。

自治令第 167 条の 3 に定めるものに限る。

地方自治法施行令第 167 条の 3 (せり売り)

地方自治法第 234 条第 2 項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする。

第2 埼玉県の財務状況

1. 埼玉県の収支状況（一般会計）

平成26年度から平成30年度の5年間における埼玉県の収支状況、歳入状況及び歳出状況は以下のとおりである。

収支状況

(単位：百万円)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
(1) 予算現額	1,818,070	1,861,894	1,865,968	1,898,392	1,881,739
(2) 歳入総額	1,758,619	1,811,262	1,808,334	1,837,743	1,816,824
(3) 歳出総額	1,746,969	1,801,795	1,799,824	1,829,494	1,807,951
(4) 歳入歳出差引額((2)-(3))	11,650	9,467	8,510	8,249	8,873
(5) 翌年度へ繰り越すべき財源	5,650	4,354	4,236	3,701	3,887
(6) 実質収支額((4)-(5))	6,000	5,112	4,273	4,549	4,985
(7) 前年度実質収支額	2,620	6,000	5,112	4,273	4,549
(8) 単年度収支額((6)-(7))	3,379	△887	△839	276	436

※百万円未満四捨五入のため、合計とその内訳の計とが合わない場合がある。

(出典：埼玉県ウェブサイト)

歳入状況

(単位：百万円、%)

区分	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
県税	687,099	39.1	753,413	41.6	770,022	42.6	784,504	42.7	768,576	42.3
地方消費税清算金	138,969	7.9	228,465	12.6	205,486	11.4	219,246	11.9	246,221	13.6
地方譲与税	120,459	6.9	109,946	6.1	94,343	5.2	97,945	5.3	110,221	6.1
地方交付税	188,828	10.7	203,877	11.3	215,262	11.9	204,551	11.1	204,422	11.2
国庫支出金	174,868	9.9	164,768	9.1	168,091	9.3	161,383	8.8	144,350	7.9
諸収入	42,537	2.4	36,646	2.0	40,232	2.2	39,642	2.2	38,393	2.1
県債	330,195	18.8	235,554	13.0	229,775	12.7	252,315	13.7	228,511	12.6
その他	75,665	4.3	78,593	4.3	85,123	4.7	78,156	4.3	76,130	4.2
歳入合計	1,758,619	100.0	1,811,262	100.0	1,808,334	100.0	1,837,743	100.0	1,816,824	100.0

※百万円未満四捨五入のため、合計とその内訳の計とが合わない場合がある。

(出典：埼玉県ウェブサイト)

歳出状況（款別）

（単位：百万円、％）

区分	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
議会費	2,916	0.2	3,061	0.2	3,097	0.2	3,021	0.2	2,915	0.2
総務費	112,880	6.5	84,022	4.7	81,243	4.5	76,858	4.2	77,466	4.3
民生費	309,868	17.7	304,461	16.9	328,134	18.2	341,217	18.6	326,856	18.1
衛生費	49,273	2.8	53,430	3.0	57,678	3.2	58,460	3.2	56,402	3.1
労働費	7,029	0.4	6,200	0.3	4,884	0.3	4,955	0.3	4,984	0.3
農林水産業費	32,220	1.8	28,425	1.6	19,979	1.1	20,826	1.1	21,630	1.2
商工費	25,725	1.5	16,943	0.9	14,809	0.8	13,676	0.7	20,607	1.1
土木費	109,881	6.3	96,247	5.3	101,503	5.7	113,610	6.2	115,498	6.4
警察費	136,765	7.8	136,661	7.6	140,795	7.8	147,598	8.1	147,647	8.2
教育費	512,960	29.4	520,125	28.9	523,874	29.1	476,725	26.1	478,780	26.5
災害復旧費	576	0.0	3,221	0.2	616	0.0	259	0.0	159	0.0
公債費	271,306	15.5	277,690	15.4	270,457	15.0	276,719	15.1	273,714	15.1
諸支出金	175,571	10.1	271,307	15.0	252,755	14.1	295,570	16.2	281,293	15.5
歳出合計	1,746,969	100.0	1,801,795	100.0	1,799,824	100.0	1,829,494	100.0	1,807,951	100.0

※百万円未満四捨五入のため、合計とその内訳の計とが合わない場合がある。

（出典：埼玉県ウェブサイト）

歳出状況（性質別）

（単位：百万円、％）

区分	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
義務的経費	人件費	612,962	35.1	613,126	34.0	615,020	34.2	570,227	31.2	571,050	31.6
	扶助費	39,616	2.3	41,567	2.3	43,394	2.4	45,273	2.5	44,728	2.5
	公債費	269,694	15.4	276,080	15.3	268,804	14.9	275,091	15.0	272,107	15.0
	計	922,272	52.8	930,773	51.6	927,218	51.5	890,591	48.7	887,885	49.1
投資的経費	163,492	9.3	133,409	7.4	140,403	7.8	150,684	8.2	146,410	8.1	
その他	661,205	37.9	737,613	41.0	732,203	40.7	788,219	43.1	773,657	42.8	
合計	1,746,969	100.0	1,801,795	100.0	1,799,824	100.0	1,829,494	100.0	1,807,951	100.0	

※百万円未満四捨五入のため、合計とその内訳の計とが合わない場合がある。

（出典：埼玉県ウェブサイト）

第3 委託料の推移

1. 一般会計における委託料の推移

平成26年度から平成30年度の5年間の一般会計における委託料の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
一般会計歳出額	1,746,969	1,801,795	1,799,824	1,829,494	1,807,951
委託料	51,998	52,624	55,348	59,255	61,474
割合(%)	2.98%	2.92%	3.08%	3.24%	3.40%

(出典：埼玉県ウェブサイト)

(単位：百万円)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
議会費	183	248	231	229	213
総務費	7,798	8,487	8,742	9,043	9,528
民生費	11,614	11,205	11,907	12,497	13,276
衛生費	1,545	1,597	1,614	1,788	1,994
労働費	2,060	1,960	1,955	2,127	2,169
農林水産業費	1,379	1,166	1,337	1,613	1,530
商工費	1,475	1,783	1,523	1,922	2,035
土木費	15,841	15,824	17,040	18,857	18,508
警察費	4,634	4,676	5,112	4,631	5,070
教育費	5,450	5,646	5,789	6,538	7,146
災害復旧費	16	28	96	8	1
公債費	3	3	3	3	3
合計	51,998	52,624	55,348	59,255	61,474

※百万円未満四捨五入のため、合計とその内訳の計とが合わない場合がある。

(出典：埼玉県ウェブサイト)

第4 監査の対象とした委託料の範囲

部局別監査対象件数（区分別）

（単位：件）

部署	A	B-1	B-2	B-3	B-4	C	計
企画財政部	1	2	0	51	16	1	71
総務部	10	2	0	48	6	25	91
県民生活部	7	0	0	23	18	3	51
危機管理防災部	3	0	0	15	0	2	20
環境部	3	3	0	66	31	8	111
福祉部	2	0	0	119	48	11	180
保健医療部	2	2	0	91	2	0	97
産業労働部	0	1	0	66	391	0	458
農林部	3	1	1	34	15	1	55
県土整備部	21	0	0	67	7	14	109
都市整備部	3	0	0	8	2	11	24
会計管理者	1	0	0	0	0	0	1
計	56	11	1	588	536	76	1,268

【区分】

A 過去に直営で行っていた事業を民間に委託している契約

B 契約方法について次に該当するもの

B-1 一般競争入札（総合評価方式）

B-2 指名競争入札（公募型指名競争入札、意向反映型指名競争入札）

B-3 随意契約（見積相手先が1者のみのもの）100万円以上

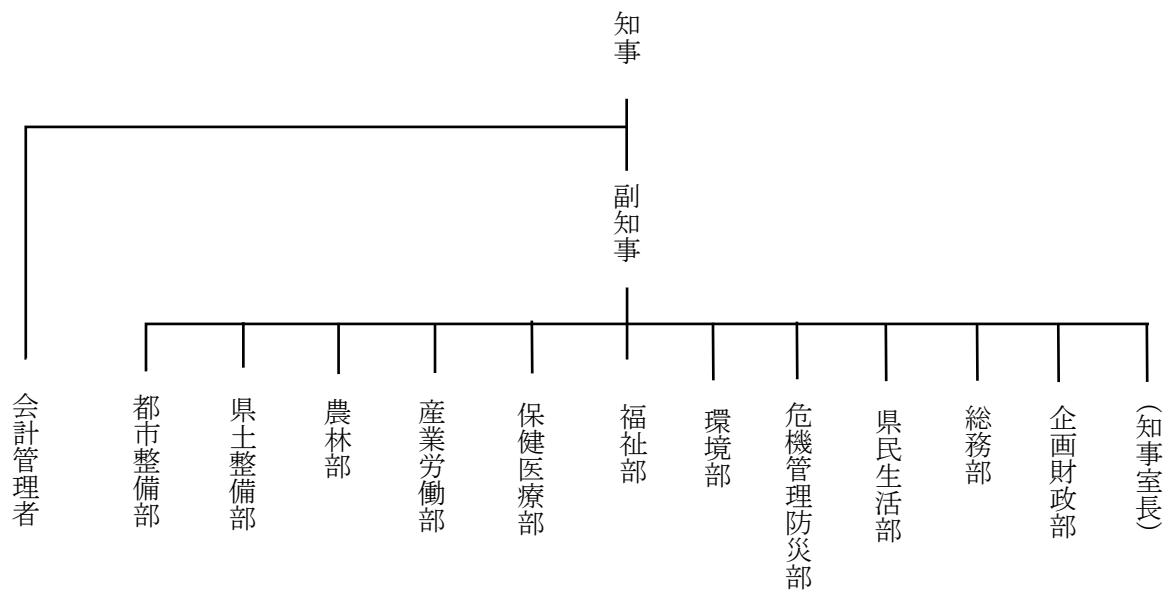
B-4 随意契約（プロポーザル方式、コンペ方式等公募型企画提案競争）

C その他、契約額2,000万円以上の契約

※AとBのどちらにも該当するものは、Aに区分している。

（出典：埼玉県提出資料）

第5 埼玉県の機構図（知事部局のみ）



(出典：埼玉県ウェブサイト)

Ⅲ 監査の結果

第1 指摘及び意見一覧

指摘一覧	頁
【指摘1】蓄電池や触媒栓の期限切れについて、速やかに対応すべきである。	109
【指摘2】発電機の表示消えについて早急に対応すべきである。	111
【指摘3】回議・合議書の決裁押印に際して、鉛筆書き又は修正テープの利用は避けるべきである。	127
【指摘4】個人情報の管理について、委託先に対する指導を徹底すべきである。	184
【指摘5】消費税等の計算についても考慮すべきである。	205

意見一覧	頁
【意見 1】「回議・合議書」の確認済みを示す押印について、付箋を用いるべきではない。	28
【意見 2】文書として保管すべき書類についての管理を適正に行うべきである。	29
【意見 3】契約金額を決定する際には詳細な見積書を入手して検討すべきである。	32
【意見 4】決裁の判断に直接必要ではない書類を添付する必要はない。	33
【意見 5】効果測定を定量的に把握することが可能な相談件数とすることは理解するが、市町村と連携して、可能な限り移住者数を把握し、移住サポートの成果を測定するよう努めるべきである。	36
【意見 6】効果測定を定量的に把握することが可能な相談件数とすることは理解するが、市町村と連携して、可能な限り移住者数を把握し、移住サポートの成果を測定するよう努めるべきである。	39
【意見 7】県と市町村がより密に連携し移住促進の事業をしていくべきである。	39
【意見 8】実際に放送がされていたかについて視聴して確認したことの証跡を残すべきである。	41
【意見 9】アンケート結果を基に地元企業と協議し、その結果を公表、周知していくことを検討すべきである。	44
【意見 10】事業の効果の測定を実施すべきである。	47
【意見 11】委託積算書について金額の根拠を明確にすべきである。	47
【意見 12】事業実施後には当該事業の効果測定を実施すべきである。	49
【意見 13】事業の効果測定方法について再度検討すべきである。	51
【意見 14】委託範囲の見直しを検討すべきである。	53
【意見 15】不正軽油の検出の対応を検討すべきである。	58
【意見 16】採油調査記録票へ購入時レシートを添付すべきである。	58
【意見 17】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。	60
【意見 18】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。	62
【意見 19】業務遂行状況の報告書類に不備がないか確認すべきである。	65

意見一覧	頁
【意見 2 0】 長期継続契約への切り替えを検討すべきである。	67
【意見 2 1】 複数の応募者から業者が選定されるように競争入札参加資格等を見直すべきである。	72
【意見 2 2】 開催に係る経費の見直しや、委託契約の見直し等によって、県の収益相当額の改善を図るべきである。	76
【意見 2 3】 委託先と行った重要な協議・検討事項については、適切に記録を残すべきである。	79
【意見 2 4】 配布状況の検査を実施すべき、又は代替手段の記録を残すべきである。	81
【意見 2 5】 事業の費用対効果の検討を行うとともに、当該事業の見直しや代替手法の検討などを行うべきである。	81
【意見 2 6】 毎月行っている委託先との打合せ及び事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。	83
【意見 2 7】 実績報告書受領後は、速やかにその内容について確認を行うべきである。	85
【意見 2 8】 担当者会議において、適切に記録を残すべきである。	87
【意見 2 9】 事業の遂行に必要なものは仕様書に明示するとともに、見積書においても明確に示すようにすべきである。	89
【意見 3 0】 プログラムの修正などについては、修正箇所・理由などを適切に記録すべきである。	91
【意見 3 1】 事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。	93
【意見 3 2】 複数年ごとなど定期的に事業結果の総括を行うべきである。	93
【意見 3 3】 事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。	95
【意見 3 4】 事業の削減など重要な事項に関する委託先との打合せや事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。	97

意見一覧	頁
【意見 3 5】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。	98
【意見 3 6】委託先との打合せや事業完了報告書提出時の打合せの内容については、適切に記録を残すべきである。	100
【意見 3 7】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。	101
【意見 3 8】事業完了報告書提出時の打合せ等については、適切に記録を残すべきである。	104
【意見 3 9】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。	104
【意見 4 0】チェックシートの運用は適切に行うべきである。	106
【意見 4 1】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。	107
【意見 4 2】契約方法として企画提案による公募型プロポーザルを実施する場合には、広く企画提案を求め、その中からもっとも優れた提案者を業務委託候補者として選定し契約するべきである。	113
【意見 4 3】委託費と直営の人件費の両者のコストを意識し、最小の経費となるようにするべきである。	115
【意見 4 4】入札の参加資格や仕様書で入札参加者を限定し、競争入札で事業者を選定すべきである。	117
【意見 4 5】研修受講者数が想定を下回った場合は委託費の減額を検討するべきである。	118
【意見 4 6】費用対効果が低く、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるといった観点からは問題がある。	120
【意見 4 7】乳幼児期の発達障害支援において、発達障害総合支援センターと県立小児医療センターとの連携は行われているが、福祉の増進のため、この連携の取組みを継続的に実施させるべきである。	123
【意見 4 8】同一の委託先に 1 者見積りによる随意契約により委託している場合、中長期的な観点から随時事業の見直しを検討することが望まれる。	124

意見一覧	頁
【意見49】チェック証跡が残る「財務に関するチェックシート（契約編）」は適切に保存すべきである。	125
【意見50】各地域の保健所のスケジュールに濃淡をつけるなど適正かつ効果的なリソースの配分を行うよう工夫すべきである。	129
【意見51】適正な受診医療機関の設置について、需要に応じた当番回数を確保するよう改善すべきである。	132
【意見52】実態に即した予算（計算式）を策定することを検討すべきである。	134
【意見53】適時に事業の実績の確認及び分析を行い、必要に応じて実施要領を実態に合わせて見直しを行う体制を整備すべきである。	136
【意見54】期中においても委託先と随時連絡を取り合い、必要に応じて指導を行うような体制を構築することを検討すべきである。	137
【意見55】起案書には決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう徹底すべきである。	140
【意見56】起案書には決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう徹底すべきである。	142
【意見57】起案書には決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう徹底すべきである。	144
【意見58】埼玉県内の広域かつ多様な機関から参加者を募り、特定の病院に偏ることのないよう配慮するよう、委託先に指導を行うべきである。	144
【意見59】契約の条件等を変更する際には、時間的に余裕を持って手続きを行い、事業の運営がスムーズに行くよう、委託先に対する指導を強化すべきである。	147
【意見60】委託先からの業務完了報告は、適時かつ適切にレビューを行い、誤りがあれば速やかに是正させる体制を整備すべきである。	149
【意見61】「重度の精神症状を呈する処遇困難患者」と「身体合併症を併発している精神病患者」へ対応するために確保する必要かつ十分な空床数を、随時見直す体制を整備することを検討すべきである。	151

意見一覧	頁
【意見 6 2】 委託先の実績について、件数のみではなく質的な観点より定期的に評価を行う仕組みを構築すべきである。	154
【意見 6 3】 恒常的に委託先側に過剰な負担を強いているのであれば、単価契約の見直しを含め、契約内容を再検討すべきである。	154
【意見 6 4】 恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定すべきである。	156
【意見 6 5】 恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定すべきである。	158
【意見 6 6】 参加者が減少した原因について調査・分析を行い、参加者を増やすような工夫を行う、或いは事業自体のあり方についても検討することが望まれる。	160
【意見 6 7】 特殊性により契約の相手先が特定されることとして見積の徴取は1者とした明示的な根拠を示し、記録すべきである。	162
【意見 6 8】 若年層による献血の意義や方法の認知度がどれだけ上がったかという効果について、具体的な測定を行うべきである。	163
【意見 6 9】 辞退理由をヒアリングするべきである。	164
【意見 7 0】 審査において集客方法も重要な審査項目にすべきである。	166
【意見 7 1】 契約書にて定める履行期間は余裕をもって定めるべきである。	166
【意見 7 2】 企業の要望に対する対応を記録として残しておくべきである。	168
【意見 7 3】 アンケートについては回収率を上げるように工夫すべきである。	170
【意見 7 4】 委託先に起業者数の結果に対する考察をヒアリングし次の事業に活かしていくことが望まれる。	171
【意見 7 5】 入札参加者数を増加させるために、辞退理由をヒアリングするべきである。	173
【意見 7 6】 就職後の追跡調査を実施すべきである。	175

意見一覧	頁
【意見 7 7】実績および成果をとりまとめ、次年度の仕様および委託先の選定に生かす工夫をすべきである。	177
【意見 7 8】再委託の際に提出された書類について、十分に確認すべきである。	177
【意見 7 9】長期的な事業として総合的に評価し、定期的に見直していく体制を整備すべきである。	180
【意見 8 0】予定価格を算定する際、検討した経過を資料として残すことが望まれる。	182
【意見 8 1】委託先への見積依頼書について不要な文言は削除すべきである。	187
【意見 8 2】特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載すべきである。	187
【意見 8 3】適切な予算策定ができるように、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うべきである。	187
【意見 8 4】特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載すべきである。	190
【意見 8 5】適切な予算策定ができるように、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うべきである。	190
【意見 8 6】農村整備計画センター及び所管課の双方において、起案内容に関するチェック体制をより一層の強化していくべきである。	193
【意見 8 7】書籍版埼玉県土木工事实務要覧の改訂出版を5年毎と固定するのではなく、弾力的に改訂出版すべきである。	196
【意見 8 8】集計漏れとなりやすい事項は所管課から各県土整備事務所に注意喚起すべきである。	198
【意見 8 9】水防システムの管理体制について再検討すべきである。	200
【意見 9 0】システムの導入後のフォローアップについて再検討すべきである。	200
【意見 9 1】検査が漏れなく適切に行われたかどうかを検証するために、チェックリストを用いてチェックし、その証跡を残すべきである。	201

意見一覧	頁
【意見 9 2】 協議内容の議事の保管並びに当該設計等業務の積算根拠について保管すべきである。	203
【意見 9 3】 業者指名方法や選定範囲などの見直しを検討すべきである。	207
【意見 9 4】 複数者から見積りを入手する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。	209
【意見 9 5】 打合せ記録簿の押印漏れがないように徹底すべきである。	212
【意見 9 6】 業務内容を当初から精査した上で入手する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。	214
【意見 9 7】 正式な承認書類に修正テープは使用すべきではない。	217
【意見 9 8】 業務内容を細分化して長期継続契約を締結できないかを検討すべきである。	220
【意見 9 9】 継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないか検討すべきである。	223
【意見 1 0 0】 継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないか検討すべきである。	225
【意見 1 0 1】 昇降機（エレベーター）の交換・改修についても検討すべきである。	225
【意見 1 0 2】 継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないか検討すべきである。	228

第2 監査全体に対する所見

1. 企画提案競争による随意契約について

企画提案競争参加者を募る取り組みについて、各担当者独自のノウハウによってHP公告のみ、関連団体に電話調査、他都道府県や他部局に調査、過去の対応業者をあたるなどばらつきがあり、参加者募集が効率的、効果的に行われていないと感じられた。参加者の募集方法にばらつきがあると適正な選定、適正な競争に疑義が生じるおそれがある。

なお、「物品調達・委託等における契約事務の手引」には、「指名競争入札で入札者が1人である場合は、県側が適正に選定したのか、適正な競争が行われていたのかという疑義が生じる」旨記載されている。

参加者を募る業務は適正な選定、適正な競争が行われるために重要な業務である。参加者を募るための統一的なチェックリストやマニュアルを設け、参加者を募るための事例やノウハウなどを職員間で共有することにより、より効果的・効率的に参加者を募ることが可能となり、また適正な選定、適正な競争の根拠となり得る。参加者の募集を効果的・効率的に実施するためのチェックリストやマニュアル等の整備について、今後検討を進めていくことが望まれる。

十分な専門性と高度な企画力、豊富な経験を有した人材の確保を必要とするため、企画提案による公募型プロポーザルを選択したが、結果的に提案があったのが1者では、提案内容を比較検討することができず、提案内容が最適であったか確信がもてないおそれがある。複数の企画提案が行われるように、業務委託仕様書の内容や広報の仕方を工夫するべきである。

なお、企画提案事業者を対象とした説明会には出席したが、企画提案自体は辞退した事業者には、可能な範囲で理由を確認し、より多くの企画提案が寄せられるための参考とするべきである。

審査委員会は各部局や課等の判断で、設置要領等を定めることにより設置されており、委員会の委員の人数や委員構成について、各部局や課等の判断となっている。また、企画提案事業者に企画提案書を提出させ、書類の審査で委託先を決定する場合や、提案内容のプレゼンテーションも実施させるのかといった審査方法についても、県として明文化された統一的なルールがないと思われる。

例えば、委託契約の内容や予定価格等に応じて、審査委員会の委員構成や審査方法の統一的なルールを作ることにより、他の課や部局、外部有識者等を委員に含めることが容易になるとともに、審査方法も平準化され、事業者の選定に公平性が増すと考える。

企画提案事業者の企画提案内容の評価については、委託業者審査会により行われるが、委託業者審査会の委員は、担当課内の職員のみで構成されているケースが散見された。企画提案事業者の企画提案内容を評価・検討するに当たり、同一の課だけで委員が構成され

てしまうと、評価が硬直的になったり、課の立場が上の者の意見がとおりやすくなったりする可能性があり、立場の異なる者が複数の視点で評価して優れていると判断された提案が採用されるべきであるのに、そのような提案が採用されない可能性がある。また、課長は委員長ではあるが、実際に評価には加わっていないケースもあった。企画提案事業者の企画提案内容の評価には、課長の責任や経験からの評価は必要と考えており、加わるべきである。

さらに適正な競争を行わせるために、OECDの報告書等を参考にするなどして、埼玉県においても、より適正な競争下における委託契約の実施を目指していくことが望まれる。

2. 委託業務の目標及び実績について

業務委託仕様書に目標値が設定されているものの、目標が達成できなかった場合でも委託料は変更されない内容の委託業務と、目標が達成できなかった場合には委託料が減額される契約が混在しているが、どのような場合に委託料が減額される契約となるのか、明確な基準や要件等は設けられていないとのことである。

目標を下回った場合に委託料が変更される条項を取り入れることにより、委託料を削減することが可能となる。また、委託料を減額されないように委託業者が誠実に熱意をもって業務に取り組むというモチベーションアップの効果も期待できる。

もちろん委託契約の内容により、委託料が減額される契約とすることが難しいものがあり、全ての委託業務に適用できるとは考えていない。また、実績により委託料を減額される契約とするためには、目標値の設定に適正性及び妥当性が求められる。

部分的にでも実績により委託料の減額をすることが可能である業務については、適正な目標値を設定した上で、目標を下回った場合に委託料が変更される可能性がある旨を、業務委託仕様書に明記することで、委託先の業務に対する意識を変えることができるのではないか。ただし、目標値が達成できなかった原因がやむを得ない事象(台風など)であった場合には配慮することも必要である。

また、委託業務が実施されて終了すると、委託先から委託業務完了通知書等が提出され、県は完了検査を実施することになる。検査調書の上では、検査意見は単に合格とだけ記載されており、これでは県の要求水準を十分に満たした申し分のない合格なのか、それとも最低限を満たしただけの合格なのか、又はその中間の程度か等、その合格の水準が分からない。

委託契約の完了検査が合格である場合に、その合格の水準を点数や段階で評価することで、完了検査をより実効性のあるものとするとともに、直接の担当者以外の者でも、委託した事務の合格の程度を容易に認識することができる。翌年度も同様の委託契約が継続される場合の委託先の管理監督の参考になるなど、有用な点が多いと考える。

県が実施すべき事業を委託契約として民間等へ委託することにより実施した場合、その委託した事業の実績及び成果について検証し、その検証結果を文書化する事務を行うべきであると考えますが、現状は財規等で求められていないため、文書化が行われていない。

県が委託契約の実績及び成果に関する検証自体を行っていることは理解しているが、文書で確認できないため、十分かつ必要な検証が行われているのか不明であり、漫然と委託が行われている可能性を排除できない。

そこで、以下のような観点で検証を行った結果を文書化する事務を行うべきであると考えます。

- ・委託契約は期待していた成果をあげることができたか。
- ・委託契約は、公共サービスの向上に寄与する、有効、かつ、効率的なものであったか。
- ・委託を継続する場合、改善すべき点はないか。
- ・競争入札や随意契約等、採用した入札方法及び契約方法は妥当であったか。
- ・予定価格は妥当であったか。
- ・県直営や指定管理等、委託以外に有効な選択肢はないか。
- ・完了検査の検査意見は合格となっているが、委託先の実施した業務は、県の要求水準をどの程度満足させるものであったか（合格の水準を点数で評価する等）。
- ・特に1者随意契約の場合、より望ましい委託先の候補はないか。

効果測定が可能な委託契約については経済効果（費用対効果）の検証方法を調査・研究していくことが考えられる。事業の特性上、最終的な委託契約の成果の検証や業務内容の改善検討等のためには経済効果（費用対効果）の検証が必須となってくるものがある。

実施回数、確認可能な利用者数、閲覧者数、経済効果（費用対効果）算出の前提となる現時点で取得できるデータ等が取得されている委託事業はある。しかし県の取り組みによる最終的な経済効果（費用対効果）までは落とし込めていない。

経済効果（費用対効果）の検証のためには、更なる調査やデータが必要になると思われる。埼玉県がホームページで公表している経済波及効果分析ツールは調査やデータに利用できる。当該分析ツールは、埼玉県作成の埼玉県産業連関表をもとに作成されたもので、経済効果を測定するために利用できるものである。また、観光という分野に着目すると、埼玉大学が公表している「埼玉県における観光消費の経済効果に関する推計」が利用できると思われる。前述の調査やデータ等を利用して経済効果（費用対効果）の検証方法を調査・研究していくことが望まれる。

3. 見積書に記載される一般管理費について

委託先が県に提出する書類等を閲覧したところ、一般管理費や管理運営費等の名称で記載され、費目の詳細が記載されていない見積書が散見された。

適正な委託料を算定するためには「一般管理費」として概算計上するのではなく、内容をより詳細に示す項目に区分することが必要である。完了時には明細にて精算している契

約については、見積り時にも可能な限り明細を提出してもらい内容を確認することが望ましい。

4. 委託業務の重複について

委託事業について一部重複していると思われるものがあった。

例えば埼玉県への移住をPRする事業は農林部や企画財政部で、障害者の就職支援を目的とした事業は福祉部や産業労働部で、イベントにより埼玉県をPRする事業は県民生活部や農林部等で実施されている。

財源や目的が異なるなど、同事業で実施するのは難しい場合もあるかもしれないが、部局の垣根を超えて事業を実施することにより、効率的・効果的な事業実施ができると考える。

実際に、埼玉県への移住をPRする事業は平成29年度までは農林部と企画財政部で別々の予算措置がされていたが、平成30年度からは企画財政部で一括して予算措置を行い、一部の委託業務を農林部で執行するなど、部局間で連携するよう見直された事業もあるとのことであった。さらに部局間で連携していくことにより、委託費を削減するとともに、効果的な事業実施ができる可能性がある。そのためには、事業の計画段階において部局間での更なる情報共有を図り連携することができれば、限りある財源をより効果的に配分することができると思う。

5. 「回議・合議書」について

委託業務関係書類を閲覧したところ、「回議・合議書」の合議・審査欄には、起案の合議を受けた者として合議権者の押印があり、その他に委託業務関係書類を確認した職員についても付箋（ポストイット）に押印をしているものが散見された。確認者が「回議・合議書」の合議・審査欄に直接押印しない理由は、「回議・合議書」への押印が文書管理規程上、求められていないためである。ただし、各課所から合議先への問い合わせや、合議を受けた課所内での内部管理上、便宜的に運用しているとのことであった。

【意見1】「回議・合議書」の確認済みを示す押印について、付箋を用いるべきではない。

「回議・合議書」の合議・審査欄には、起案の回議又は合議を受けた者として合議権者が押印をしている。その他に書類等を確認した職員は付箋（ポストイット）に押印をしている。当該手続きは合議を受けた課所内での内部管理上の手続きであるとのことであった。書類を確認したことを示す押印は、職員が書類を確認したという証跡になるので、「回議・合議書」に直に押印すべきである。また、付箋に押印した場合は書類の受渡や保管している過程で付箋が外れて無くなってしまうことも考えられる。文書管理規程で求められている合議の押印者に加えて、書類を確認した者が回議・合議書に押印することが、法令違反ということにならないのであれば、付箋に押印するのではなく、直接書類に押印すべきである。

第3 部局別の監査結果

1. 企画財政部

(1) 音声認識技術による音声テキスト化業務

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

音声認識技術による音声テキスト化事業は、委託先の専門的な知見や経験に基づく具体的な助言や技術的支援を得ながら、会議等における発言内容を確実に明瞭に集音し、音声認識技術により発言内容をテキスト化するシステムを導入する。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	8,640

iii) 契約期間 平成31年1月18日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	東日本電信電話株式会社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	8,640,000円
選定理由	応募者数2者から審査により選定

v) 委託契約の遂行状況の検討

委託先から、「音声認識技術による音声テキスト化事業 完成図書」の納品を受けている。合わせて音声認識に必要な機器や操作マニュアルの納品も受けている。

これに対し、検査を受けており、検査結果通知書と検査調書に合格意見が付されたものを検査員より入手している。

vi) 監査の結果

【意見2】 文書として保管すべき書類についての管理を適正に行うべきである。

一連の契約の資料の中に、当該契約とは直接関係のないと思われる概算旅費精算書や旅行経路等確認表が挿入されていた。何らかの原因で過って当該契約資料の中に混入したものである。（今回は、監査にあたっては多くの契約関係書類を閲覧しているが、その限りで、契約と直接関係のない書類が混入していたのは、本案件のみである。）

今回の概算旅費精算書はシステムに登録されている情報であるため、結果としては、業務上の影響は出なかったとの説明を受けている。しかし、混入した文書の内容によっては必要な保管年数を満たさずに廃棄されてしまうリスクもある。

今後は誤って別の契約の資料が混入していないか確認するとともに、混入しないよう、注意することが必要である。

(2) 情報システム研修環境構築等業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉県では、スマート社会の実現に向けて AI 等の新技術の活用を進めている。それに伴い、新技術を活用する ICT 人材の育成を進めていくことが重要であり、本業務は情報システムに係る研修を実施するにあたり、必要なサーバ等の環境を構築すること、AI 基礎研修を実施すること及び新たに導入する機器等に係る問い合わせへ対応することを目的としている。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	4,212

iii) 契約期間 平成 31 年 1 月 25 日～平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社 KSK
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	4,212,000 円
選定理由	実機研修は、株式会社 KSK に委託しているサービスデスク業務の一部として実施を予定しているものであり。研修内容を熟知した同事業者が研修環境を構築することが適当である。 また、機器等の導入に伴う問い合わせ支援について、本業務を従来のサービスデスク業務と別の事業者に委託した場合、職員が県庁 LAN 等に係る問い合わせであるか否か切り分けをした上で問い合わせをしなければならなくなり利便性が著しく低下する。 これらのことから、本業務の遂行について、現行サービスデスク業務委託先である株式会社 KSK に業務委託している。

v) 委託契約の遂行状況の検討

委託業務の遂行は、「情報システム研修環境構築等業務委託仕様書」に沿って行うことになっている。

また、株式会社 KSK の業務遂行にあたっては、業務の一部（研修テキスト作成、研修環境構築における技術支援）を株式会社 KSK テクノサポートに再委託している。

それに沿って業務を行った結果、株式会社 KSK より、平成 31 年 3 月 29 日に県庁 LAN 更新作業に伴う対応業務報告という書類の受領を受けている。内容としては、ヘルプデスク業務としてサービスデスクへの問い合わせ状況の記載があるほか、テスト仕様書兼成績書にてテスト項目とその結果の報告を受けている。また、インストールアプリケーション等一覧において、インストールしたアプリの一覧が記載されているほか、管理者用マニュアルの受領も受けている。

vi) 監査の結果

【意見 3】 契約金額を決定する際には詳細な見積書を入手して検討すべきである。

本契約の委託先である株式会社 KSK より、見積書を入手しているが、見積書の項目が、研修内容構築、AI 研修実施、県庁 LAN 更新作業に伴う対応業務の 3 項目であり、大雑把な見積書であると言わざるを得ない。詳細な見積をしているとしても、最終の検査時において、詳細な見積書はつづられていなかったことから、見積の妥当性までは、十分な検討とまではいかないように思われる。具体的にそれぞれの業務でどれだけの工数と人員が必要であるのか、資材等の購入が必要であるのかといった詳細な見積書を入手して検討すべきである。

見積内容の精査を行わないと、著しく高い契約金額で締結するおそれもある。

また、当該契約の締結にあたっては、同業他社の見積を入手するなどの対応を行うことも、価格の妥当性を確かめるためにも有益であると考えられる。

(3) 次期給与管理システム構築業務

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

現行給与管理システム及び関連システムは稼働開始から20年以上経過し旧式化が著しく、システム保守・運用に多くの課題が生じている。今後も支障なく給与支給業務を遂行するためには、早急にこれらの課題を解消する必要がある。そこで、現行システムに生じている課題の解決と、より効率的な業務遂行のため、次期給与管理システムの構築を行うものである。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	—	100,958

令和元年度 236,588千円、令和2年度 78,584千円

iii) 契約期間 平成30年7月2日～令和2年9月30日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社高知電子計算センター
契約者の選定方法	総合評価方式一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	416,130,400円（平成30年度～令和2年度の合計）
選定理由	応募者数2者 総合評価により、上記委託先に決定した。

v) 委託契約の遂行状況の検討

平成30年度の執行分については、検査員による検査が行われ合格したことから、委託業者に支払いが行われている。

vi) 監査の結果

【意見4】 決裁の判断に直接必要ではない書類を添付する必要はない。

支出負担行為決議書に参考資料として（委員の名前を削除した）議事録を添付している。この議事録は審査員と委託先の質疑応答について委員の名前を削除したものであり、総合評価審査委員会の議事録とは異なるものである。（なお、総合評価審査委員会の議事録には、業者を決定するための審査過程の詳細が分かるように、各委員の名前と各々の発言内容が詳細に記録されている）。当該（委員の名前を削除した）議事録は支出行為決議

書の決裁者が委託契約について総合評価が行われた事実を把握するための根拠として添付した、あくまでも参考資料の位置づけである。支出行為決議書の決裁においては、選定された業者名が分かればよく、総合評価審査委員会の議事録の内容を決裁するものではない。また、当該（委員の名前を削除した）資料は数ページにも渡り、委員の名前は伏されているものの詳細なる発言内容が記述されている。

関係者に質問したところによれば、当該（委員の名前を削除した）議事録は決議書の決裁において添付しなければならない書類には該当しない。当該議事録は数ページに渡り各々のページにおける文字数も多いため、添付した場合には、決裁権者が詳細まで読み込む必要が生じ、決裁権者の読み込みと判断に過大な時間を要することになる。

ゆえに、業務の効率化の観点から、決議書の決裁に直接必要でない書類については添付書類として付さないことが望ましい。

（参考）「審査事務の手引き」によれば、委託料の支出負担行為決議書に添付する書類は入札書、見積書、予定価格調書、契約書（案）、仕様書等とされている。

(4) 平成 30 年度「住むなら埼玉」移住サポートセンター業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

内容は、「住むなら埼玉」移住サポートセンターにおける移住相談業務の委託等である。具体的には、

- ① 移住相談業務を行うための相談スペースの提供
 - ② 専属相談員の配置
 - ③ 埼玉県内への移住促進を目的としたパンフレット・チラシ等の移住関連情報の提供
 - ④ 埼玉県内への移住促進を目的としたセミナー・イベントの開催
- である。

当該事業は、埼玉県への移住を促進するため、東京都内に移住相談窓口（「住むなら埼玉」移住サポートセンター）を設置し、移住希望者に対する相談業務及び情報発信、市町村と移住希望者とのマッチングなどの業務を行うものである。

(参考：設置の経緯)

・平成 28 年 7 月 22 日

「埼玉アグリライフサポートセンター」開設

→有楽町東京交通会館のふるさと回帰支援センター内に、農ある暮らしを中心とした相談窓口として、農林部が設置

・平成 29 年 11 月 14 日

「住むなら埼玉」移住サポートセンター開設

→企画財政部に所管を移し、移住相談に関するワンストップ総合窓口として開設。平成 30 年 3 月 31 日までは、「埼玉アグリライフサポートセンター」と名称を併用。

・平成 30 年 4 月 1 日

「住むなら埼玉」移住サポートセンターへ一本化

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	6,921	9,520	9,467

※H28 年度及び H29 年度は農林部農業ビジネス支援課にて実施。

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	特定非営利法人 100 万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター（略称：NPO 法人ふるさと回帰支援センター）
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	9,467,152 円
選定理由	<p>① 「特定非営利活動法人 100 万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」は、移住を目的に相談業務を行う全国一の規模を誇る NPO 法人である。</p> <p>② 「住むなら埼玉」移住サポートセンターの前進である埼玉アグリライフサポートセンターから、当該 NPO 法人に相談業務等を委託しており、現センターはそれを継承して業務を行っている。</p> <p>③ 有楽町の交通会館に当該 NPO 法人が設置している、ふるさと回帰支援センター内には、現在 39 道県の移住相談窓口があり、現センターが同所に設置されていることは、すでに移住希望者等には浸透している。</p> <p>④ 平成 30 年 3 月 14 日に開催された企画財政部契約業者等選定委員会において、契約方法及び契約の相手方については、すでに審査済みである。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

東京有楽町にふるさと暮らし情報センターがあり、その 1 区画で埼玉県に移住サポートセンターを開設している。（他の区画では他道府県のブースが設置されている）

そこで、知識経験が豊富な専属の相談員を配置して、埼玉県への移住サポートを行っている。成果については、相談ブースに訪れた人数としている。

なお、埼玉県では東京へも通勤できることをアピールしている。

vi) 監査の結果

【意見 5】効果測定を定量的に把握することが可能な相談件数とすることは理解するが、市町村と連携して、可能な限り移住者数を把握し、移住サポートの成果を測定するよう努めるべきである。

埼玉県は予算を投じて移住サポートセンターを開設していることから、その効果測定が重要である。しかし現状では、相談件数のみを成果の指標としている。相談件数自体は増

加傾向にあるが、それが埼玉県への移住に結びついているとは必ずしもいえないと考えられる。

なお、他県とは異なり、東京に近い立地であることから、移住サポートの重要性は他県とは異なるように思われる。もし、埼玉県で移住サポートを行っていくのであれば、市町村と連携して移住サポートを行い、その成果を移住者数で把握すべきであると思われる。

なお、埼玉県としては、下記の理由から県全体の移住者数を正確に把握することは困難であるとの回答を得ている。

① 移住は人生の大きな選択を伴うものであり、相談から移住に至るまでに要する時間は移住者により様々であり、人によっては数年かかることもあり、年度によっては移住者のばらつきが大きくなる可能性がある。

② 各市町村の住民票窓口における転入者に対するアンケート調査は市町村への大きな負担を強いることになり、協力が得られにくい。

この点、移住専門相談窓口を設置している市町村については、一定程度移住者数を把握しているため、今後も当該市町村と連携して、移住実績を把握することが可能であるとのことである。

上記を踏まえ、市町村との連携のもとに、可能な限り移住者数を把握することが効果測定の最善の案と考えられる。

(5) 平成 30 年度「住むなら埼玉」移住総合支援事業業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉県は、県全体では増加しているものの、圏央道以北の地域では、人口減少が進んでいる市町村が多い。一方、これまでシニア世代中心だった移住への関心が、20 歳代から 40 歳代の若者や現役世代を中心に高くなっている。

そこで、この機会を好機ととらえ、圏央道以北地域を中心とした埼玉県への移住に関する訴求力の高い戦略的なプロモーションを展開し、広く県外からの若者や現役世代の移住促進を図ることを目的としている。

移住促進プロモーションの実施に関する委託契約では、具体的には、本事業の目的を十分理解した上で、業務全般に統一感をもたせ、進捗管理を行うとともに、下記に掲げる各業務を実施することとしている。

- (1) 埼玉への移住に関する魅力的なコンセプトの制作
- (2) キャッチフレーズ、ロゴの制作
- (3) 移住 PR 動画作成
- (4) リーフレット及びポスターの作成
- (5) 効果的な移住促進プロモーションの実施

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	11,628

iii) 契約期間 平成 30 年 8 月 20 日～平成 31 年 3 月 20 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社扶桑社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	11,628,605 円
選定理由	6 者から企画提案書が提出されたことから、これら 6 者について業務委託先候補者選定委員会設置要綱に基づき、プレゼンテーション審査を行い最終的に 1 者を選定した。審査員は企画財政部から 2 名、農林部・県民生活部・産業労働部から各 1 名、NPO 法人ふるさと回帰支援センターの埼玉県専属相談員の 1 名

v) 委託契約の遂行状況の検討

業務委託先より、業務契約の成果として、「住むなら埼玉」移住総合支援事業業務委託に関する報告書が作成され、埼玉県に納品されている。その他、ロゴ及びキャッチコピーや移住PR動画、リーフレット、ポスター、移住者生活費調査ホームページ作成などが納品されている。

vi) 監査の結果

【意見6】効果測定を定量的に把握することが可能な相談件数とすることは理解するが、市町村と連携して、可能な限り移住者数を把握し、移住サポートの成果を測定するよう努めるべきである。

小川町や秩父市では、移住者がいるとのことであるが、移住者が増えている事実を把握できるなら、埼玉県全体での移住者を把握することは可能であると思われる。

なお、埼玉県としては、下記の理由から県全体の移住者数を正確に把握することは困難であるとの回答を得ている。

①移住は人生の大きな選択を伴うものであり、相談から移住に至るまでに要する時間は様々であり、人によっては数年かかることもあり、年度によりばらつきが大きくなる可能性がある。

②住民票窓口における転入者に対するアンケート調査は市町村への大きな負担となり、協力が得られにくい。

この点、移住専門相談窓口を設置している市町村については、一定程度移住者数を把握しているため、今後も当該市町村と連携して、移住実績を把握していくことが可能であるとのことである。

契約内容が適正であったか検証するためには、効果を見る必要があるとあり、効果測定を行うことが、今後同様の契約を行うかどうか判断するための重要な根拠になると思われる。

上記を踏まえ、市町村との連携のもとに、可能な限り移住者数を把握することが効果測定の最善の案と考えられる。

【意見7】県と市町村がより密に連携し移住促進の事業をしていくべきである。

埼玉県内の小川町では、移住の促進をしていることから、県と市町村が連携し、お互いに移住のPR等の事業を重複しない形で、相互に役割をもって、移住促進の事業をしていくことが重要と思われる。上述の効果測定も県と市町村が協力して実施していくことが、限られた予算で大きな効果を上げることにつながると思われる。

なお、埼玉県では、市町村とは以下のとおり役割分担を整理して移住促進に取り組んでいるとのことである。

①県は、まとめて取り組んだほうが効果的、効率的であるもの（県全体の移住に向けたPRやイベント出展など）、イニシャルコストがかかるもの（移住相談窓口の設置、

お試し住宅の設置など) について、県が主導的な取り組みを実施し、各市町村の取り組みを支援している。

②事業実施に当たっては、移住までの動きに着目し、移住希望者に埼玉県を知ってもらう「準備段階」への支援と、埼玉県をいろいろと体験してもらう「試行段階」について支援している。具体的には、「準備段階」の支援として県全体の移住相談ワンストップ窓口である「住むなら埼玉」移住サポートセンターの運営や埼玉県も移住候補地となることをPRする県全体の移住プロモーションなどを実施している。また、お試し住宅設置への財政支援など埼玉県を体験する「試行段階」における市町村への支援を行っている。

③実際に移住者が住んで生活をする移住の「実施段階」については、各市町村の役割として主体的に取り組むものと整理している。

そして、市町村との連携については、埼玉県では以下のように取り組んでいるとのことである。

①住むなら埼玉移住サポートセンターでは、漠然とした移住検討者の意向をよく整理し、希望にかなう市町村へつなぐ役割を担っている。また、各市町村の移住パンフレットなどを集め、資料コーナーや相談時などに配布を行っている。

②ふるさと回帰支援センターで実施している移住セミナーや移住プロモーションについては、県内市町村と連携して各市町村のPRを行っている。

③各市町村を集めて、相談員のスキルアップを目的とした意見交換や相談研修会を実施している。

④移住専門相談窓口を置いている市町村については、相談者数及び移住者数について定期的に報告を受けている。

(6) 埼玉県議会議員一般選挙啓発用テレビスポット制作・放送事業

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉県議会議員一般選挙への投票への啓発用にテレビスポットCMを作成し放映するものである。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	※ 3,800	—	—	2,095

※うち1,800千円はH26年度予算で執行

iii) 契約期間 平成31年2月13日～平成31年3月31日

iv) 契約者名(委託先名)とその選定方法

項目	内容
契約者名(委託先名)	株式会社テレビ埼玉
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	2,095,200円
選定理由	埼玉県の有権者へ情報を効果的に提供できるのは、全国ネットの放送局ではなく、エリアを県内に絞り放送できる地元のテレビ局のみであるため。

v) 委託契約の遂行状況の検討

上記契約期間内に、テレビ埼玉にて、CMを数十回放映している。書類上は放送確認書にて、どの時間帯に放映したかが一覧となっている。

vi) 監査の結果

【意見8】実際に放送がされていたかについて視聴して確認したことの証跡を残すべきである。

実際にCMが放送されたかどうかについて、放送確認書により確認はしており、抜き打ちで放送されているか実際にテレビを見てチェックしているとのことであったが、チェックしたという証跡を残していない。テレビ局側の事情で実際にはCM放送がなされなかった場合に、テレビ局側が放送できなかったことを隠蔽する危険性がある。放送回数は仕様書により定められており、放送回数で委託金額が決められていることから、確認書通りに

CMが放映されているか確かめるために、実際の放映を視聴し確認したことの証跡を残すことが必要である。(なお、テレビ埼玉との契約により、埼玉県が必要な時に、CM映像を確認できる機会は担保されている。)

その他、録画機器を導入し、事前にテレビ局から入手したCMの放送時間帯に、あらかじめ録画予約を行い、必要に応じて録画後、視聴し確認することで放送の事実を確認することも有益な方法と考えられる。

(7) 僕の私のまちのお仕事発見&体験事業に関する業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

小学生（4～6年生）がバスで各企業を訪問し見学・体験等を行う地元企業等の訪問、小中学生が各自企業まで出向いて見学・体験等を行う県民の日オープンデー、その他について委託する。

県央地域（鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町）は、少子化及び高齢化が進行する将来について、地域の活力を維持・活性化させるため、年齢の若い世代の転入・定住の促進を図ることが必要であるため。具体的には小学生・中学生の時に県央地域に事業拠点を有する企業及び地場産業を広く知り、地元企業等に愛着を持ってもらうことで、年齢の若い世代に県央地域内に住み続けてもらう定住を促進するために実施するもの。

過年度より実施されている。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	3,764	2,119

iii) 契約期間 平成 30 年 5 月 18 日～平成 31 年 1 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社 JTB 埼玉支店
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	2,119,420 円
選定理由	応募者 2 者の中から、企画提案の内容を審査員が評価し、1 者を選定

v) 委託契約の遂行状況の検討

学校の夏季休暇中に県央地域の小学生（4～6年生）がバス（委託先が手配）で各企業を訪問し見学・体験等を行うツアーを実施した。また、県民の日に県央地域の小中学生が各自企業まで出向いて見学・体験等を行うオープンデーを実施した。それらの参加者募集に際して県が作成したチラシを各市町の小中学校の対象学年に配布した。

vi) 監査の結果

【意見9】アンケート結果を基に地元企業と協議し、その結果を公表、周知していくことを検討すべきである。

今回の事業の目的は、地元の小中学生に地元企業等の訪問と体験事業をしてもらい、その存在と事業を知ってもらうことで、将来も地元で定住してもらうことを目的に実施したものである。

最終的には、この事業をきっかけに将来も地元で定住してもらうことを目的に実施しているものであるが、その効果はどのように測定しているのか。前年以前も同様の事業を実施しているが、単に地元企業を知ってもらうことだけでは、地元の定住に必ずしも結びつくとは限らないのではないか。その意味で、今回の事業の成果が見えていないのではないかと思われる。

今回の事業は地元企業を知ってもらうという点では一定の効果があったものと考えられるが、地元で定住してもらうという効果と結びつけるのであれば、継続した追跡調査実施と、アンケート結果を基に協力いただいた地元企業と協議の場を設けどのようにすれば、地元で定住してもらえるか、協力ないし知恵を出していただくこと、その結果を公表、周知していくことも必要であると思われる。

(8) H I K I つける魅力再発見プロジェクト事業業務委託

(HIKI (比企) 地域とは、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町及び東秩父村が所在する地域をいう)

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

比企地域は、人口減少が進んでおり、特に20代、30代の女性を中心に流出が顕著である。また、小規模自治体が多く、市町村単位では魅力の発信力が弱く、個々の観光資源の認知度が低い。

一方、清流や里山といった豊かな自然や有機農業、地酒、和紙等の伝統工芸など、地域資源が豊富な地域でもある。特にイチゴや梨などの果樹や米、野菜など農業が盛んで、この地域の大きな魅力の一つである。

また、若者のローカル志向の高まりの中、当センターでは、移住促進事業、起業促進事業を実施してきたこともあり、都心からのアクセスがよく、豊かな自然に囲まれた比企地域への関心が高まっている。

そこで、「比企地域の農産物や特産品を使用したメニュー開発」をテーマとしたセミナーやワークショップを通して比企地域の「食と農」の魅力を磨き上げ〈魅力再発見〉、効果的にPRする〈HIKI つける〉ことで他の地域との差別化〈ブランディング〉を図る。

また、ワークショップを通じて比企地域に関心のある人(よそ者)と地域内の人(プレイヤー)として主体的に活動することで、人脈づくりを促進するとともに、参加者に「食と農」をはじめ、様々な活動の場としての比企地域の魅力を知ってもらい、交流人口、移住定住の増加を図る。

事業の内容は以下のとおりである。

① 「比企地域の食と農の魅力発信セミナー」の開催

首都圏都市部に居住する若者や女性を対象に、比企地域の「食と農」をはじめとする地域資源をPRするセミナーを1回以上開催する。

② メニュー開発ワークショップの開催

比企地域の「食と農」の魅力を磨き上げ、効果的にPRすることで他の地域との差別化(ブランディング)を図るため、域内の農産物や特産品を使用し、比企地域の定番となる食のメニュー開発を目的とした継続的なワークショップを行う。(4回以上)

③ 「比企まるごとカフェ」イベントの実施

上記ワークショップで開発したメニューの試作品を一般の方に提供する。(1回以上)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	2,566

iii) 契約期間 平成 30 年 6 月 15 日～平成 31 年 2 月 28 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社サンケイリビング新聞社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	2,566,080 円
選定理由	企画競争にて、4 者の応募の中から、上記会社が選定された。

v) 委託契約の遂行状況の検討

上記のとおり、契約内容は遂行されている。この効果はすぐには出てこないため、効果測定はある程度の時間をおいて行うものであること、追跡調査はおこなっていないとの回答を得ている。

なお、実際に行った事業の概況は以下のとおり。

① 域内外の多くの人を巻き込んだプロジェクトによる地域の「食と農」の魅力発信

都内イベントスペースでの「フルーツ&ベジタブルパーティー」や、比企地域をめぐりながら HIKI サンドを開発するワークショップ（4 回）、HIKI サンドづくり教室を通じ、延べ約 120 名の首都圏都市部の女性を対象に地域の「食と農」の魅力を広く PR した。また、HIKI サンド試食会では、東松山市スリーデーマーチ会場で 300 食（3 種類×300 セット）を広く提供し、取組を周知した。

② HIKI サンドの開発及び普及の取組

比企地域のブランディングの手段として、HIKI サンドを開発した。HIKI サンドの報告書を作成し HIKI サンドの定義、今後の方向性を示した。また、域内事業者、商工会、観光協会等と共有し、HIKI サンドの取組を域内で広めていく基礎を作った。

12 月 14、15 日に行われた、「はとやまクラフトフェア」（鳩山町商工会主催）で HIKI サンドブースを企画し、5 店舗が出店した。今後も様々な機会を活用し、提供店舗を増やすなど、普及のための取組をしていく予定である。

vi) 監査の結果

【意見10】事業の効果の測定を実施すべきである。

事業効果は単年度で得られるものではないことから、追跡調査は行われていない。しかし、限られた予算を投じているのであるため、何らかの効果が出ているのかを把握することは県民目線から見れば極めて重要である。

例えば、主要なイベントにおいて、無記名でアンケートを行う、インタビューを行う、関連市町村と連携して上記を行う、何らかの工夫をして効果測定を行うことは可能であると思われる。必要に応じ、学識経験者や市町村自治体、商工会関係者などの意見を聞くことも有益であると思われる。

【意見11】委託積算書について金額の根拠を明確にすべきである。

本事業の予定価格の算出根拠となる積算書について、また、委託先である株式会社サンケイリビング新聞社作成の内訳書について、各々、本事業に関するセミナー実施に要する費用、ワークショップ開催に要する費用、イベント実施に要する費用について、事業費、広報費、委嘱費などの別に金額を記載しているが、なぜ各々当該金額を要するのか、記載されておらず、なぜ当該金額の積算となるのか、不明確である。具体的な時間数日数などの工数を明らかにして積算すべきと考える。

(9) 「埼玉農業体験のすすめ」に係る映像資料制作・情報発信業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

農業体験の実施状況や観光スポットの魅力を効果的に発信する広報用映像資料を制作し、情報発信するための委託契約である。

実際に映像を制作し、本編 DVD10 枚、30 秒告知 DVD10 枚、本編 CD-R2 枚、30 秒告知 CD-R2 枚を製作した。

JCOM 熊谷・深谷エリア（視聴可能世帯数約 26000 世帯）で放映、30 秒 CM を平成 31 年 1 月 1 日～31 日にかけて JCOM 埼玉エリア全域（視聴可能世帯数約 138 万世帯）で放映した。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	842

iii) 契約期間 平成 30 年 7 月 12 日～平成 30 年 12 月 28 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社ジェイコム北関東
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	842,400 円
選定理由	2 者からの応募があり、企画競争方式にて 1 者を選定した。

v) 委託契約の遂行状況の検討

委託契約は契約どおり遂行された。

なお、正式な効果測定や認知度調査は行われていないが、YouTube 視聴回数などの動画の情報発信の実績は下記のとおりであり、その効果は把握しているとのことである。

YouTube 視聴回数 本編 1,124 回 告知編 264 回（令和元年 10 月 8 日時点）

Facebook 再生回数 本編 580 回 告知編 303 回（令和元年 10 月 8 日時点）

PR TIMES 掲載 660 回

JCOM、金融機関、さいたま新都心駅前大型ビジョン、西武ドーム 計 122,836 回

（平成 31 年 3 月末時点）

このように多くの情報発信を行ったため、多くの方の目に触れ、一定の認知度を得られたとの認識を持っている。

また、映像の貸出は行っていないが、DVDを70枚作成し、県関係各所、管内市町、JR熊谷駅、包括協定大学、金融機関、県庁記者クラブ等に配布したほか、映像周知用チラシ(5,000枚)を作成・配布し、宣伝を行ったとのことである。

vi) 監査の結果

【意見12】事業実施後には当該事業の効果測定を実施すべきである。

埼玉農業について予算を投じて映像を作成し、公共放送などで流している以上、どのような効果があったのか、関係市町村などと連携して測定を行うことが重要である。

効果測定の方法としては、農業に興味を持った方がいたか、問い合わせがあったか等を県ないし市町村に確認する。又は、地域の農業協同組合員にアンケートを実施するなど考えられる。

農業に興味があれば、それに関する相談が県や市町村、農業協同組合、地元農家などに問い合わせがいくはずである。その内容を把握することや、埼玉県でアンケートを無記名で行うなどして得られた回答などから、効果測定をある程度実施できるはずである。

その効果を踏まえて、新たな「しかけを作る(事業の実施)」のかどうか、検討することが望まれる。

(10) こだま地域体験ツアー運營業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

児玉郡市（本庄市、美里町、神川町、上里町）圏外の若者を対象として、こだま地域の観光資源を活用した体験ツアーを実施し、圏域の魅力を知らせ、地域の魅力を高める取組みに活用することを目的とする。

委託契約の内容としては、体験ツアーを平成30年11月3日（土）に実施する。

対象者は首都圏在住の若者（概ね20代～30代）20名程度、コースは埼玉県と協議して決定、実施後には参加者にアンケートをとるなどである。

ii) 過去の委託金額の推移

（単位：千円）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	—	755

iii) 契約期間 平成30年8月28日～平成30年12月28日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社エクシオジャパン
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	755,480円
選定理由	応募者2者の中から、企画提案の内容を審査員が評価し、1者を選定した。

v) 委託契約の遂行状況の検討

平成30年11月3日に遂行された。参加者は首都圏在住の男性8名、女性13名の計21名である。コースとしては、大宮駅8時に出発～本庄駅～金鑽神社参拝&御嶽山ハイキング（神川町）～そば処「ろ」にて食事（本庄市）～美里オーストリッチファームにてダチョウ見学（美里町）～上里カンターレにてミニトマト収穫体験&お買い物（上里町）～本庄まつり散策（本庄市）～大宮駅着で実施された。

効果測定としては、インスタグラムで「こだま地域体験ツアー」について情報発信されているのを埼玉県で個別に確認しているとのことである。

また、委託先からの成果物（参加者からのアンケート結果）により、参加者の評価の高いスポットを当センターで作成している「こだま地域広域観光マップ」の掲載箇所とした

ほか、JR など他の機関から広報誌に掲載する観光スポットの照会があった際にも回答を参考としているとのことである。

また、管内市町の観光や企画の担当課にも成果物を送付し、市町が広報活動等に活用している。

vi) 監査の結果

【意見 1 3】 事業の効果測定方法について再度検討すべきである。

効果測定として、情報発信されていることでは、十分な効果があったか把握できないと思われる。

情報発信されていることは一つの成果ではあるが、どの程度拡散され、その結果、どれだけ県外から児玉都市に観光に訪れているかが重要となる。

児玉都市の主要観光拠点などでアンケートや、施設への聞きとりなどを実施し、どのようなきっかけでこだま地域に訪問したのか、どの施設がよかったかを継続して把握することが必要である。また、児玉都市の魅力を関連市町と連携して行っていく方が効果的ではないか。

また、委託先が集計した参加者のアンケート結果は貴重な情報であることから、県としても詳細に分析することが望まれる。また、今後同じような企画を実行するのであれば、参加者アンケートの項目についても、県として事前に確認する必要があると思われる。

2. 総務部

(1) 県税事務所窓口業務等委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該委託業務は、民間事業者の有するノウハウを活用し、県民サービスの向上と雇用の創出を図るとともに、県職員が権限を伴う賦課徴収事務に専念できる環境を整備するため、県税事務所窓口業務等の一部を民間に委託するものである。

主な業務内容等

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民間のノウハウを活用した効率的・効果的な運営 2. 県民サービスの向上 3. 税務情報保護の徹底 4. 再委託の禁止 5. モニタリングの実施と品質の向上
業務実施場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. さいたま県税事務所 2. 川口県税事務所 3. 朝霞県税事務所 4. 川越県税事務所 5. 春日部県税事務所 6. 越谷県税事務所
業務実施日及び時間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施日 月曜日から金曜日まで（12月29日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる日を除く。） 2. 実施時間 8時30分から17時15分までの間 3. 実施日等の協議 1及び2で定める実施日又は実施時間以外に業務を実施する必要がある場合は、あらかじめ県と協議を行うこと。
業務の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 来庁者への窓口案内業務 2. 代表電話受付業務 3. 納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の受付・作成・引渡業務及び納税証明書（継続検査・構造等変更検査用以外）の引渡業務 4. 還付口座の調査・電算入力等業務 5. 収納業務 6. 自動車税身体障害者減免等申請受付業務 7. 法人二税申告書等受付業務

	8. 運営管理業務		
導入効果	県職員が権限を伴う賦課徴収業務に専念し、滞納処分件数や調査による課税額を増加させることなどにより、納税率の向上、未済額の圧縮が図られる。		
	H22年度(導入前)	H29年度	増減
納税率の向上	94.3%	97.8%	+3.5P
未済額の圧縮	365億円	149億円	▲216億円

(総務部税務課提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	80,885	108,420	108,385	108,000	109,341

iii) 契約期間 平成31年2月12日～令和3年2月28日

iv) 契約者名(委託先名)とその選定方法

項目	内容
契約者名(委託先名)	株式会社アイヴィジット
契約者の選定方法	随意契約(企画提案競争)
予定価格	***円
契約金額	248,201,280円(2年総額)
選定理由	応募者数2者

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、契約書、仕様書、月次報告書、自己点検シート及び各県税事務所から提出のあった検査補助調書、業務チェック表等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果を得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見14】委託範囲の見直しを検討すべきである。

当該契約は、6ヶ所の県税事務所の一部業務について外部委託をしており、業務委託開始前から比較して納税率の向上や、未済額の圧縮が進んでいる等、一定の効果が出てい

る。また、県としては業務量が一定規模以上の県税事務所についてメリットがあると考え業務委託を実施しているが、他の県税事務所については規模及び業務量が大きくないことを主な理由として外部委託を導入していない。そのため、県職員が権限を伴う賦課徴収事務に専念できる環境を整備し、さらなる納税率の向上及び未済額の圧縮を図るため、他の県税事務所に外部委託の範囲を拡大した場合のシミュレーションを行い、その効果を把握した上で委託範囲の見直しを検討すべきである。

(2) 軽油引取税に係る販売店採油調査業務及び分析業務

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該業務は、不正軽油の撲滅に向け、石油製品販売業者から採取した軽油等の検体を分析し、地方税法上の規格に該当しているか等の性状確認を行うことを目的としている。

販売店採油調査業務の主な内容

業務内容	受託者は県が指定する販売店から軽油を購入し、試料を採取するとともに、県が指定する事項について採油調査立会者に聞き取り又は給油施設の計器を目視するものとする。なお、販売店採油調査の対象となる販売店については、別途定める「販売店採油における採油対象地域」に基づき、契約締結時に甲が指定する。採取する試料は1つの販売店につき1本とし、1本500mlとする。ただし、休業・廃業により販売店が存在しない場合又は販売店が試料の採取を拒否した場合には、試料の採取を要しない。販売店採油調査に当たっては、販売店ごとに「採油調査記録表」を作成する。
県の指定事項	1. 調査時の軽油実在庫数量及びその確認方法 2. 給油機番号（給油所内の給油機を区分する番号。給油機に表示されることが多い。 3. 積算メーター数値（給油機の積算計量器の示す値。給油機に設置されている。） 4. 採油調査立会者の氏名及び連絡先電話番号
留意事項	1. 対象給油所には事前に連絡することなく実施すること 2. 試料の採取に必要な経費は受託者の負担とする。

(総務部税務課提出資料より作成)

検体の分析業務の主な内容

業務内容	受託者は、採取した試料及び県が指定する事務所が依頼する軽油等（以下「検体」という。）について分析を行うものとする。
県の指定する事務所	1. 自動車税事務所 2. 川越県税事務所 3. 熊谷県税事務所 4. 春日部県税事務所
採油対象地域	1. 自動車税事務所管内（57箇所） さいたま市見沼区、さいたま市緑区、さいたま市浦和区、さいたま市中央区、さいたま市北区、さいたま市南区、鴻巣市、戸田市、桶川市、上尾市、川口市、北足立区伊奈町

<p>2. 川越県税事務所管内 (65 箇所)</p> <p>川越市、朝霞市、日高市、入間郡越生町、入間市、比企郡滑川町、比企郡吉見町、富士見市、和光市、坂戸市、所沢市、比企郡小川町、鶴ヶ島市、東松山市、比企郡ときがわ町</p> <p>3. 熊谷県税事務所管内 (46 箇所)</p> <p>熊谷市、深谷市、本庄市、秩父郡皆野町、秩父郡小鹿野町、秩父市、児玉群神川町</p> <p>4. 春日部県税事務所管内 (72 箇所)</p> <p>さいたま市岩槻区、三郷市、蓮田市、越谷市、吉川市、久喜市、幸手市、行田市、春日部市、北葛飾群松伏町、北葛飾群杉戸町</p> <p>以上、合計 240 箇所 (39 市町村)</p>
--

分析項目	分析項目	試験方法	分析の種類
	軽油識別剤（クマリン）の混入率	石油学会規格 石油製品ークマリンの求め方ー蛍光度法 JPI-5S-71-2010	◎
	地方税法 4 項目		○
	比重 (15℃)	JIS K2249 による	
	分留性状 (90%留 出温度)	JIS K2254 による	
	10%残油の残留炭 素分	JIS K2270 による	
	引火点	JIS K2265 による	
	試料の色		◎
	灯油含有量		○
	ガスクロマトグラフ による性状分析	灯油留分と重油留分の割合が判別 できる程度の炭素数が含まれた試 験	○
	硫黄分	JIS K2541 による	○
	脂肪酸メチルエステ ル (FAME) 及びトリ グリセリド含有量	経済産業省告示第 78 号 による	○
注「◎」…原則として分析を実施する項目 「○」…県の指定する事務所の依頼により実施する項目			

(総務部税務課提出資料より作成)

過去の販売店採油本数

依頼項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度
販売店採油対象数	556 箇所	549 箇所	240 箇所
うち試料の採取が可能だったもの	511 箇所	514 箇所	220 箇所
うち閉店又は採油拒否により試料の採取が不可能だったもの	42 箇所	38 箇所	20 箇所
採油対象のうち採油ができなかった割合	7.6%	6.9%	8.3%

(総務部税務課提出資料より作成)

過去の分析依頼本数（県税事務所が採取した軽油等の分析分）

依頼項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度
軽油識別剤（クマリン）の混入率測定	35 本	52 本	16 本
地方税法 4 項目	35 本	51 本	16 本
硫黄分	6 本	8 本	13 本
ガスクロマトグラフによる性状分析	35 本	52 本	16 本
脂肪酸メチルエステル（FAME）及びトリグリセリド含有量	0 本	0 本	0 本
合計	111 本	163 本	61 本

(総務部税務課提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	4,475	4,463	3,407	3,546	2,780

iii) 契約期間 平成 30 年 5 月 24 日～平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般社団法人日本海事検定協会理化学分析センター
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	2,780,082 円
選定理由	応募者数 1 者

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、実施結果報告書、採油調査記録票等により業務結果が県によりチェックされ支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見15】不正軽油の検出の対応を検討すべきである。

当該業務実施の結果、過年度から分析による不正軽油の検出が発見されている。県は関係部署や関係機関と連携し、不正軽油撲滅のため様々なキャンペーンや対応策を実施しているが、不正軽油は撲滅されていないのが現状である。不正軽油は、軽油に課せられる軽油取引税の脱税、公正な市場競争の阻害、環境汚染の発生など、様々な問題が生じている。その様な状況において、採油調査対象となった販売店から、閉店又は採油拒否により試料が採取できない箇所が複数あり、閉店の場合はやむを得ないと考えられるが、店主不在等の理由で採油拒否をされた販売店については、翌年度に採油を実施することとしていた。しかしながら不正軽油撲滅のためには迅速な対応が必要であり、委託先又は県税事務所職員等が後日採油を再度試みるなど、当年度中に網羅的な採油を実施することが望ましい。

【意見16】採油調査記録票へ購入時レシートを添付すべきである。

検体の分析にあたり、委託先は軽油販売店からサンプルで1本(500ml)を購入することとされているが、購入した際のレシートが採油調査記録票に添付されていないものがあった。これは、分析業務委託仕様書においてレシートの添付が求められていないものの、委託先が任意でレシートを添付しているとのことである。しかし、採取された軽油が調査対象の軽油販売店で購入されたものであることを明確にできるものであり、委託先の業務が適切に行われているかを県が確認するために有効なものであり、今後は分析業務委託仕様書にレシートの添付を明記することが必要と考える。

(3) 自動車税・取得税の申告受付業務（一般ユーザー取扱分）委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該業務は、自動車税・自動車取得税の申告受付業務（一般ユーザー取扱分）について、証紙徴収事務の合理化・効率化と県民サービスの向上を図ることが主な目的である。

主な業務内容等

履行場所	1. 一般財団法人関東陸運振興センター 埼玉支部 2. 一般財団法人関東陸運振興センター 熊谷支部 3. 一般財団法人関東陸運振興センター 所沢支部 4. 一般財団法人関東陸運振興センター 春日部支部
業務時間	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。
業務内容	1. 自動車税・自動車取得税の証紙代金集計業務 2. 自動車税・自動車取得税申告書の照合審査、税額検算確認等

（総務部自動車税事務所提出資料より作成）

ii) 過去の委託金額の推移

（単位：千円）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	21,928	28,382	28,265	28,265	28,265

iii) 契約期間 平成30年4月2日～平成31年3月29日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般財団法人 関東陸運振興センター
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	28,265,760円
選定理由	関東陸運振興センターは、国から指定を受け自動車ナンバープレート交付代行業務等を実施しており、自動車登録に関する知識と能力を持った団体であり、同センターがこれらの業務と併せて申告受付業務を実施することで、県民の利便性と自動車税・自動車取得税の申告納付が確保されると考えられ、他に代替する団体が無い。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、自動車取得税・自動車税申告書処理状況報告書等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見17】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。

当該契約は、関東陸運振興センターが国から指定を受け自動車ナンバープレート交付代行業務等を実施しており、自動車登録に関する知識と能力を持った団体である。同センターがこれらの業務と併せて申告受付業務を実施することで、県民の利便性と自動車税・自動車取得税の申告納付が確保され、他に代替する団体はないと考えられている。当該契約は単年度契約となっているが、これは令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が市町村税となる等自動車に関する税制が大幅に改正されたことによる。また、軽自動車OSS（新車新規検査（型式指定車））が導入される予定がある他、令和5年1月からは車検証がカード化される等、自動車登録についても大幅な改正が実施される見込みであり、それに伴い、申告書受付業務の方法や業務量が大幅に変わる可能性があることも挙げられる。自動車に関する税制及び自動車登録などの制度が安定した場合には、長期継続契約への切り替えを検討する必要があると考える。

(4) 自動車税・取得税の申告受付業務（ディーラー取扱分）委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該業務は、自動車税・自動車取得税の申告受付業務（ディーラー取扱分）について、証紙徴収事務の合理化・効率化と県民サービスの向上を図ることが主な目的である。

主な業務内容等

履行場所	1. 一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会 大宮事務所 2. 一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会 軽自動車大宮事務所 3. 一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会 熊谷事務所 4. 一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会 軽自動車熊谷事務所 5. 一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会 所沢事務所 6. 一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会 軽自動車所沢事務所 7. 一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会 春日部事務所 8. 一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会 軽自動車春日部事務所
業務時間	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。
業務内容	1. 自動車税・自動車取得税の証紙代金集計業務 2. 自動車税・自動車取得税申告書の照合審査、税額検算確認等

（総務部自動車税事務所提出資料より作成）

ii) 過去の委託金額の推移

（単位：千円）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	12,363	19,102	19,043	19,043	19,043

iii) 契約期間 平成30年4月2日～平成31年3月29日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	19,043,940円
選定理由	埼玉県自動車整備振興会が国から指定を受け自動車検査登録印紙の売りさばき業務等を実施しており、自動車登録に関する

	<p>る知識と能力を持った団体であり、同振興会がこれらの業務と併せて申告受付業務を実施することで、証紙徴収義務の合理化・効率化と県民サービスの向上が図られ、他に代替する団体がない。</p>
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、自動車取得税・自動車税申告書処理状況報告書等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見18】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。

当該契約は、埼玉県自動車整備振興会が国から指定を受け自動車検査登録印紙の売りさばき業務等を実施しており、自動車登録に関する知識と能力を持った団体である。同振興会がこれらの業務と併せて申告受付業務を実施することで、証紙徴収義務の合理化・効率化と県民サービスの向上が図られ、他に代替する団体がないと考えられている。当該契約は単年度契約となっているが、これは令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が市町村税となる等自動車に関する税制が大幅に改正されたことによる。また、軽自動車OSS（新車新規検査（型式指定車））が導入される予定がある他、令和5年1月からは車検証がカード化される等、自動車登録についても大幅な改正が実施される見込みであり、それに伴い、申告書受付業務の方法や業務量が大幅に変わる可能性があることも挙げられる。自動車に関する税制及び自動車登録などの制度が安定した場合には、長期継続契約への切り替えを検討する必要があると考える。

(5) 県庁舎(本庁 A 地区)等総合的建物管理業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該委託契約は、県庁舎の清掃業務、水質検査、環境測定、害虫防除業務の委託であり、1年を通じて衛生的な庁舎環境の整備が求められるものである。当該委託業務は一般競争入札による選定が行われており、3年の長期継続契約により業務を習熟させる期間を設けるとともに、品質の向上と安定的なサービスを提供するようにしている。

主な業務内容

業務内容	清掃、水質検査、環境測定、害虫防除 (知事公館は清掃のみ)
実施場所	本庁舎、第三庁舎、別館、知事公館
清掃	<p>1. 清掃対象</p> <p>床面積 33,147 m² (うち事務室等 20,200 m²)</p> <p>エレベーター7台</p> <p>ガラス 5,852 m²</p> <p>照明器具 3,918 個</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 日常清掃</p> <p>毎日行うものとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、1月2日、3日、12月29日、30日、31日の閉庁日、又は、公の施設で休日が定められている場合は、当該日は作業を要しない。</p> <p>(2) 定期清掃</p> <p>委託者の策定する実施計画によるものとする。</p>
水質検査	<p>1. 検査対象</p> <p>(1) 本庁舎</p> <p>受水槽 (全容量 90 m³)</p> <p>高置水槽 (全容量 20 m³)</p> <p>高置水槽 (全容量 10 m³)</p> <p>水系数 2</p> <p>(2) 第三庁舎</p> <p>受水槽 (全容量 9 m³)</p> <p>高置水槽 (全容量 12 m³)</p> <p>水系数 1</p> <p>(3) 別館</p> <p>受水槽 (全容量 18 m³)</p> <p>高置水槽 (全容量 5 m³)</p> <p>水系数 1</p>

	<p>2. 業務内容及び検査回数</p> <p>(1) 飲料水の水質検査 (水系ごとに1回/日毎)</p> <p>(2) 受水槽等の検査</p> <p>①水槽周辺及び槽内の清潔度、防虫剤、本体、錠、防虫網、保温剤その他異常の有無の検査 (1回/月毎)</p> <p>②ボールタップ弁、水位制御装置の異常の有無の検査 (1回/半年ごと)</p> <p>(3) 定期検査</p> <p>水道法第34条の2第2項に基づく検査 (1回/年)</p>
環境測定	<p>1. 測定対象</p> <p>本庁舎、第三庁舎 25箇所</p> <p>2. 測定回数</p> <p>年6回 (隔月)</p> <p>3. 測定項目</p> <p>浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流</p> <p>4. 測定方法</p> <p>1 測定箇所につき、午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時までの適切な2時点で実施する。</p> <p>測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第2号) 第3条の2の規定に基づき行う。</p>
害虫防除	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第2号) 第4条の5の規定及び空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準 (平成15年厚生労働省告示第119号) に基づき次の業務を行う。</p> <p>1. 防除作業計画書の作成</p> <p>2. 生息実態調査</p> <p>3. 物理的な防除</p> <p>4. 薬剤による防除</p>

(総務部管財課提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位: 千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	50,628	50,628	50,009	48,600	48,600

iii) 契約期間 平成28年10月1日～令和元年9月30日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社クリーン工房
契約者の選定方法	一般競争入札（総合評価方式）
予定価格	***円
契約金額	145,800,000円（3年総額）
内容	清掃業務、水質検査、環境測定、害虫防除業務の委託

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該委託先は、毎月、委託業務について業務委託実施済確認願及び「日常清掃」に係る自己点検シート等を県に提出し、県の確認を受けている。県はこれを受けて委託業務の検査を実施し、業務が適切に遂行されたことを書面で確認し、支払を行っている。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見19】業務遂行状況の報告書類に不備がないか確認すべきである。

当該委託先から入手する「日常清掃」に係る自己点検シートにおいて、事業者の押印、点検者及び点検日時の記載があるのみで、各点検項目の自己評価がないものがあった。当該シートは委託業務完了を確認するために必要な書類の一つであった。

当該シートの提出は、業務委託契約における業務委託共通仕様書第9条に明記されており、事業者の自主的な業務品質向上を促す重要な書類であるため、毎月、適切にチェックを実施・報告させるとともに、県においても提出書類に不備がないかを確認する必要がある。

(6) 文書管理・財務会計・旅費システム運用業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該業務は、県職員が利用する基幹システムの一つである文書管理・財務会計・旅費システムを、安全・確実に運用することを最優先して運用管理ができる様に、当該システムの運用管理を専門の業者に委託するものである。

主な業務内容

業務内容	主な運用業務内容は以下のとおり。		
	維持管理	システム監視	ジョブ監視
			リソース監視
			不正アクセス監視
			障害1次切り分け
		システム管理	システムの全体取りまとめ
			システムの全体調整
			システムの稼働環境管理
			システムの改善検討
		プラットフォーム管理	構成管理
			OS管理
			設定回復
			性能管理
			DB再編成作業
			ファイアウォール管理
			システム変更管理
		業務システム管理	定時処理
			年次処理・随時処理
			システム稼働状況の調査
			異常時対策
			維持環境
	パッケージソフトウェアの保守		
	システム改修		
履行場所	県の指定する作業室とする。		
再委託先 及び再委	1. 株式会社日立パワーソリューションズ システム維持管理業務のうち、文書管理システムに関するシステム監視、システム管理の業務		

託業務内容	<p>2. 株式会社日立社会情報サービス システム維持管理業務のうち、文書管理・財務会計・旅費システム等に関するシステム管理、プラットフォーム管理等の業務</p> <p>3. 株式会社インフォメーションクリエイティブ システム維持管理業務のうち、財務会計システムに関するプラットフォーム管理、システム改修の業務</p>
-------	---

(総務部総務事務センター提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	114, 112	108, 167	108, 167	108, 167	121, 775

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社日立製作所北関東支店
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	121, 775, 400 円
選定理由	株式会社日立製作所北関東支店が当該システムの設計・開発を行い、運用業務に必要なシステム及び業務内容を熟知しているとともに、本システムの主要な構成部分は、株式会社日立製作所が著作権を有する商用ソフトウェアを組み合わせることで全体として機能を実現していることから、他社が管理・改修等を加えることができないため。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、運用業務報告書、業務日誌等に基づき業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見 20】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。

当該業務は、株式会社日立製作所が文書管理・財務会計・旅費システムの設計・開発を行い、運用業務に必要なシステム及び業務内容を熟知しているとともに、本システムの主

要な構成部分は、株式会社日立製作所が著作権を有する商用ソフトウェアを組み合わせ、全体として機能を実現していることから、実質的に株式会社日立製作所のみがシステム運営業務を行える状況にある。しかしながら、当該契約は単年度契約となっており、業務委託範囲が毎年変化する可能性はあるが、通常考えられる範囲内の変更であれば実質的な委託料の変動は大きくないと考えられる。長期継続契約への切り替えを検討するか、もしくは次回システム導入の際、運用業務については長期継続契約の締結を検討すべきである。

(7) 電子入札共同システムヘルプデスク業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

電子入札共同システムは、建設工事等及び物品等の調達に関する手続を電子化し、入札参加資格審査申請の受付、発注情報の公開、入札、開札及び入札結果の公開をインターネットを利用して安全かつ公正に行うシステムであり、県及び県内 65 団体が共同利用しているシステムである。当該業務委託では、入札にあたって、発注者、受注者等を対象に、環境設定、操作方法、制度・運用等に係る問い合わせに的確に対応する窓口を設置し、円滑な入札手続の支援を行う。さらに、問い合わせ対応実績を記録・整理し、FAQ 作成、操作マニュアルの改善などに取り組むことで利用者支援業務の質的向上を図る。

主な業務内容

業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 問い合わせ対応業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者からの問い合わせ受付、解決方法の案内 (2) 関係機関への連絡、調整 (3) 問い合わせ対応状況等の報告 (4) 問い合わせ対応状況等の集計、分析 2. 利用者支援関連業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不達電子メール対応 (2) ポータルサイトの作成、管理 (3) 操作研修会 (4) マニュアル等の更新 (5) 模擬入札の実施 3. 運用業務関連 <ol style="list-style-type: none"> (1) システム動作確認（日次） (2) 年度切替後のマスタ変更等の確認作業 (3) 受入テストの実施 (4) ソフトウェアバージョンアップ時の動作検証 (5) 各種データ管理、統計業務 (6) 定例会議等への出席 4. システム障害時の業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1次切り分け (2) 回避策・代替方法の協議 (3) 利用者への対応 (4) 復旧時の対応 5. 障害対応訓練への参加
業務体制等	1. 業務体制（責任者及び担当者）

	<p>受託者は、業務全体を統括し、県と連絡調整を行う責任者を1名選任し、常時配置しなければならない。また、本県業務の継続的かつ円滑な履行に支障を来たさないよう、責任者及び担当者を配置しなければならない。</p> <p>2. 配置人数 受信用電話機の回線数5回線に対し、適切な対応を行える人数を配置。</p> <p>3. 業務時間 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日8時30分から17時15分までとする。なお、システム障害の発生時等、県の指示がある場合はこの限りではない。</p> <p>4. 問い合わせ受付方法 電話、ファクシミリ及び電子メールによる受付とする。</p> <p>5. 問い合わせ受付時間 上記「3.業務時間」のうち、8時30分から17時までとする。なお、問い合わせ受付時間外については、原則として留守番電話に切り替えるものとする。</p>
--	---

(総務部入札審査課提出資料より作成)

電子入札共同システムの概要

システム構成	<p>1. 業務パッケージ「e-Cydeen」(株式会社日立システムズ製)</p> <p>(1) 競争入札参加資格申請受付システム(競争入札参加資格申請機能)</p> <p>(2) 業者管理システム(名簿管理機能)</p> <p>(3) 案件管理システム(業務進行管理機能)</p> <p>(4) 入札情報公開システム(発注情報・入札結果公開機能、閲覧機能)</p> <p>(5) 運用管理システム(マスタメンテナンス機能、関係機能)</p> <p>(6) ポータルサイト(お知らせ、操作マニュアル機能)</p> <p>2. 電子入札システム(一般財団法人日本建設情報総合センター製)</p>
システム関連業者(平成30年度)	<p>1. システム開発・運用管理 株式会社日立製作所</p> <p>2. システム稼働環境提供(IDC) 東日本電信電話株式会社</p>
発注者(平成30年度)	<p>1. 埼玉県</p> <p>(1) 所属数 約600か所</p>

	<p>(2) 対象案件 建設工事、設計調査測量、土木施設維持管理の全てと10万円以上の物品・役務の調達</p> <p>2. 市町村等</p> <p>(1) 団体数 県内61市町と一部事務組合4団体が参加</p> <p>(2) 対象案件 建設工事、設計調査測量、土木維持管理、物品・役務の調達</p>																																						
受注者（平成29年、30年度名簿）	<p>1. 工事ユーザー 約7,300</p> <p>2. 物品ユーザー 約4,350</p>																																						
入札件数及び問い合わせ対応件数（平成30年度）	<p>平成30年度の入札件数及び問い合わせ対応件数は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成30年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">入札件数</td> <td rowspan="2">工事</td> <td>埼玉県</td> <td>5,912</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>13,090</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物品</td> <td>埼玉県</td> <td>5,847</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>541</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>25,390</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">ヘルプデスク件数</td> <td rowspan="3">委託業者対応</td> <td>受注者から</td> <td>9,679</td> </tr> <tr> <td>発注者から</td> <td>5,521</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県職員対応</td> <td>受注者から</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>発注者から</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>15,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※問い合わせ1件当たりの平均所要時間は、概ね5分から10分。 ※問い合わせ者の割合は、発注者4割、受注者6割。</p>	平成30年度			合計	入札件数	工事	埼玉県	5,912	市町村等	13,090	物品	埼玉県	5,847	市町村等	541	合計			25,390	ヘルプデスク件数	委託業者対応	受注者から	9,679	発注者から	5,521	小計	15,200	県職員対応	受注者から	0	発注者から	0	小計	0	合計			15,200
平成30年度			合計																																				
入札件数	工事	埼玉県	5,912																																				
		市町村等	13,090																																				
	物品	埼玉県	5,847																																				
		市町村等	541																																				
合計			25,390																																				
ヘルプデスク件数	委託業者対応	受注者から	9,679																																				
		発注者から	5,521																																				
		小計	15,200																																				
	県職員対応	受注者から	0																																				
		発注者から	0																																				
		小計	0																																				
合計			15,200																																				

(総務部入札審査課提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
金額	29,400	30,815	31,104	31,104	31,959

iii) 契約期間 平成30年7月1日～令和3年7月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社 KSK
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	97,161,120 円
選定理由	応募者数 1 者

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、業務完了報告書、契約書の写し、仕様書等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見 2 1】複数の応募者から業者が選定されるように競争入札参加資格等を見直すべきである。

当該業務の業者選定にあたり、一般競争入札を行っているにも関わらず、応募者が 1 者のみとなっている。これは電子入札共同システムの専門的知識が必要となっていることが主要因と考えられるが、類似のシステムは全国の自治体で使用されており、候補となる業者は他にもいる可能性がある。そのため、複数の応募者から業者が選定されるように競争入札参加資格等を見直すことが望ましい。また、予定価格等の設定にあたり、他社から参考見積を入手していないため、数者から参考見積を入手し価格設定に反映させることが望ましい。

(8) 埼玉県自転車競技開催業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該業務は、大宮競輪場・西武園競輪場において開催実施及び臨時場外車券売り場の設置に伴う業務のうち、日取り調整などの施行者（県）が行う固有の事務や競技の運営に関する事務を除く業務全般（車券の発売・払戻、ファンサービスやイベントの実施、警備や清掃など）を委託するものである。

主な業務内容

業務内容	<p>1. 本場開催業務</p> <p>(1) 投票関係業務 勝者投票券の発売又は払戻金及び返還金の交付に関する業務</p> <p>①投票センター関係業務 ②投票所関係業務 ③資金管理業務</p> <p>(2) 賞典業務 選手に対する賞金の支払及び賞品の支給に関する業務</p> <p>①賞金の支払業務 ②賞品の支給業務</p> <p>(3) お客様サービス関係業務 入場者へのサービスに関する業務</p> <p>①入場券販売及び検札業務 ②案内関係業務 ③飲料等サービス業務 ④イベント等企画・実施業務 ⑤駐車場管理業務 ⑥送迎バス運行業務 ⑦ガイドンスコーナー運営業務 ⑧お客様相談室運営業務 ⑨お客様救護及び救護室運営業務 ⑩ベビールーム運営業務 ⑪出走表印刷及び配布業務 ⑫お客様用消耗品補充業務 ⑬選手応援横断幕掲示業務 ⑭マーケティング調査業務</p> <p>(4) 警備業務 場内及び周辺の秩序の維持に関する業務</p>
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ①場内警備業務 ②周辺及び駐車場警備業務 ③夜間警備業務（ただし、大宮競輪場に限る） ④送迎バス等交通整理業務 (5) 清掃業務 <ul style="list-style-type: none"> 場内及び周辺の清掃に関する業務 ①場内清掃業務 ②駐車場清掃業務 ③周辺清掃業務 ④館屋内清掃業務 (6) 場内設備等管理運営業務 <ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備等の管理又は運営に関する業務 ①施設管理業務 ②機器配備業務 ③機器保守管理又は点検等業務 ④映像等放映業務 ⑤場内装飾業務 ⑥夜間競技用照明設備の運営及び機器保守業務 (7) WEB・広報業務 <ul style="list-style-type: none"> WEB・広報に関する業務 ①広報関係業務 ②ホームページ管理業務 (8) 場外設置関係業務 <ul style="list-style-type: none"> 臨時開設場外場の依頼に関する業務 ①照会・回答文書及び協定書案等作成業務 (9) 夜間競技 <ul style="list-style-type: none"> ①ナイター競輪業務 ②ミッドナイト競輪業務 ③ミッドナイトの貸し出し施行業務 (10) その他総務業務 <ul style="list-style-type: none"> ①開催に係る書類作成業務（開催要綱・概要、事務処理要領等） ②前検会議等に係る準備及び実施業務 ③開催に係る売上等の報告業務 ④開催に係る場外発売所従業員の雇用に関する事務代行又は補助
--	--

2. 場外開催業務

臨時場外車券売場設置の引受けに当たり、開催本場施行者との間における照会・回答文書及び協定書案等の作成業務を行うほか、開催本場施行者と甲との基本協定及び開催本場施行者と乙との業務委託契約の内容に基づき、上記「1 本場開催業務」の仕様に準じて、場外開催に関する業務を行う。

なお、夜間の場外開催業務の実施に当たっては、お客様が安全に通行できるよう必要な措置を講じる。

3. 非開催日払戻業務等

本場開催及び場外開催の翌日における、大宮競輪場及び西武園競輪場での払戻金及び返還金の交付業務を行う。

4. 一般管理業務

自転車競技事業の管理に関する業務及びその他の業務

- (1) 競輪開催の総括
- (2) 庶務業務
- (3) 来賓等接待業務
- (4) 電話交換及びお客様からの問い合わせ対応業務
- (5) 予想業者登録及び無料入場証発行等の事務補助業務
- (6) 運営業務に必要な消耗品、印刷物等の管理業務
- (7) 施行者から使用を許可された備品及び施設の管理業務
- (8) 委託期間における事業計画書及び業務報告書作成業務
- (9) 関係機関との連絡調整業務
- (10) 各種報告書等作成業務
- (11) サービスセンター金庫室の機械警備業務（大宮競輪場のみ）
- (12) 開催日程表等作成業務
- (13) 事業実施に伴う関係機関への助成金等の申請に係る補助業務
- (14) 関係機関への助成金等の支出業務
- (15) 施行者が主催する会議・協議会等への出席及び関係資料作成業務
- (16) 施行者が構成員となる会議への同席又は代理出席及び関係資料作成業務
- (17) 運営業務に必要となる各種支払事務
- (18) 県営競技事務所及び当該事務所の運営に必要なエリアの警備・清掃業務

5. 大宮競輪場の施設整備に向けた調整業務
6. その他開催運営に必要な業務

(総務部県営競技事務所提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	927, 497	1, 080, 808	1, 149, 805	1, 225, 813	1, 291, 749

iii) 契約期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	日本トーター株式会社
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	1, 291, 749, 672 円（変更契約後金額） 1, 249, 930, 905 円（変更契約前金額）
選定理由	平成 29 年度から令和 3 年度までの債務負担行為となっており、平成 30 年度は契約及び見積徴取の相手は 1 者に限定される。平成 29 年度はプロポーザル方式にて業者を選定した。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、業務実施報告書、事業実施報告書等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見 2 2】開催に係る経費の見直しや、委託契約の見直し等によって、県の収益相当額の改善を図るべきである。

当該事業から生じる事業収入は 27, 391 百万円（本場開催 27, 187 百万円、場外開催 203 百万円）、県の収益相当額は 181 百万円であり、事業収入に占める収益率は 0. 66%と収益効率が低くなっている。これは、事業収入のうち、大きな割合を占める払戻金や JKA 等への交付金等、事業収入に対して一定割合を支払う必要があるものが含まれているが、その他にもインターネットによる発売業者へ支払う委託費等の削減余地のある経費も含まれてい

る。また、収益率は前回契約時（平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）から変わっていない。

収益率については債務負担行為の議決を経て平成 29 年 4 月 1 日から 5 年契約を結んでいる。当該契約において収益率は売上に連動して段階的に上がる仕組みとなっている。売上向上に向けて取り組むことにより、高い収益率が適用されることで、県の収益相当額の改善を図っていくとのことである。ただし、収益率は埼玉県自転車競技開催業務委託に関する基本契約書において本場開催の場合「売上額が 275 億円以上 売上額の 1000 分の 6」、場外開催の場合は「売上額が 62 億円以上 売上額の 1000 分の 6」とそれぞれ上限が定められている。契約書の内容については、入札を行った際に提示された内容を勘案した上で選定されたものであり、今回の契約期間中に変更することは困難である。しかし、令和 4 年度以降となる次回の委託契約締結の際には売上に連動した収益率が県にとってよくなるよう、業者へのヒアリングや入札条件の検討を引き続き行っていく必要があるのではないかと思われる。さらには、開催に係る経費の見直しや、全国の競輪施行者と協力してインターネットによる発売業者へ支払う委託料率の見直し等の検討を行うことによって、県収益の更なる改善を図ることが望まれる。

3. 県民生活部

(1) 平成 30 年度県政広報テレビ番組制作・放送委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

県民が埼玉県に誇りと愛着を持てるよう、県政や県内の名所、グルメ、人物、その他の県の魅力を発信するため、県政広報テレビ番組「魅力まるごと いまドキッ！埼玉」及び「新春知事に聞く」を制作・放送すること。また災害発生時には、放送時間帯を変更して、県内の交通状況、災害状況、避難場所・経路などの情報を県民へ提供することを目的とする。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	123, 145	123, 145	123, 145	123, 145	123, 145

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社テレビ埼玉
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	123, 145, 800 円
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本委託業務は、テレビ番組を通じて様々な角度から、県政や県の魅力について県民に紹介し、ふるさと埼玉に対する愛着を深めてもらうことを目的としている。そのため、県政の課題や動き、地域の話題等を継続的かつ安定して県内全域の県民に提供できることが必要となる。 ・県政の課題や地域の話題を多方面から紹介するためには、現地撮影のほか多くの資料映像を必要とする。株式会社テレビ埼玉は、ニュース 930 をはじめとする独自番組の取材により、多くの映像をストックしていること。 ・災害発生時には、番組内容、放送時間を適宜変更して、県民に県内災害状況を迅速に提供することとしている。株式会社テレビ埼玉とは、災害時における放送要請に関する協定を

	<p>締結しており、また、県内全域をカバーしているため、これに対応することが可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記理由などにより、随意契約としている。
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

「魅力まるごと いまドキッ!埼玉」は、毎週土曜日 8:30 から 30 分間、47 回放送、「新春知事に聞く」については、1 月 1 日午前 15 分間、年 1 回放送している。

本事業の仕様書には、「視聴拡大のため、甲（県）と協議し番組の宣伝に積極的に取り組むこと。また、放送効果を高めるために行う視聴状況及び視聴者の意向把握、番組宣伝や内容の事前広報については、その方法、内容及びスケジュール等を甲と協議の上、適切に実施すること。」とある。実際に委託先と協議を行い、番組の事前広報として、テレビ埼玉の中で「魅力まるごと いまドキッ!埼玉」の商業放映を行っている。具体的には、水曜日～土曜日の朝 8 時までは、その週の番組宣伝を行い、土曜日の放送後から翌週火曜日までは年間を通じての番組宣伝商業放映を放映している。放送回数は週平均 30 回程度行っている。

vi) 監査の結果

【意見 2 3】委託先と行った重要な協議・検討事項については、適切に記録を残すべきである。

上記仕様書の抜粋にあるように、委託先との事前協議を行う内容は多岐にわたるが、いつ、誰が、どのような内容について協議したのかについて記録が残されていない。委託先と行った協議内容をすべて記録として残す重要性は低いと考えるが、年度の方針決定や、災害時及びその後の対応状況など、重要な協議内容については、後日委託先と意見の相違などが発生しないように記録を残すべきである。また、情報の蓄積は、定期的に行われる担当者の異動に際して情報共有をスムーズにする際の一助となると考えられる。それゆえ、委託先と行った重要な協議・検討事項については、適切に記録を残すべきである。

(2) 「彩の国だより」新聞折込・配布業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

「彩の国だより」を新聞折込により各家庭に配布する業務である。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	8頁:7.61/部	8頁:7.61/部	8頁:7.61/部	8頁:7.61/部	8頁:7.61/部
	12頁:8.67/部	12頁:8.67/部	12頁:8.67/部	12頁:8.67/部	12頁:8.67/部

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成30年7月31日

平成30年7月6日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	埼玉県折込広告事業協同組合
契約者の選定方法	契約期間 平成30年4月1日～平成30年7月31日 ：随意契約（指名見積り合わせ） 契約期間 平成30年7月6日～平成31年3月31日 ：一般競争入札
予定価格	8頁：*円/部 12頁：*円/部
契約金額	8頁：7.61円/部 12頁：8.67円/部
支払金額	契約期間 平成30年4月1日～平成30年7月31日 ：72,417,708円 契約期間 平成30年7月6日～平成31年3月31日 ：146,306,239円
選定理由	会計年度独立の原則に則り、予算の執行行為となる入札公告が4月1日以降となるため、年度当初に入札公告をした場合、開札が7月以降となる。そのため、7月号までの配布業務とそれ以降の配布業務の二つの契約に分かれている。 契約期間 平成30年4月1日～平成30年7月31日 ：2者より見積りを徴取・見積合せにより1者と随意契約 契約期間 平成30年7月6日～平成31年3月31日 ：一般競争入札により2者から応札

v) 委託契約の遂行状況の検討

毎月の配布状況は、完了報告書、受領書、広聴広報課の職員全員に自宅に配布される「彩の国だより」の新聞折込状況を確認することなどにより検証しており、委託先は問題なく業務を遂行していると判断しているものの、配布状況の検査は近年行っておらず、直近でいつ検査を行ったのか時期も不明である。

平成30年4月号の新聞折込・設置配布数は、新聞折込数2,183,900部、市町村窓口・県施設配置数14,471部、その他7,325部、合計2,205,696部である。

vi) 監査の結果

【意見24】配布状況の検査を実施すべき、又は代替手段の記録を残すべきである。

新聞折込及び配布業務委託仕様書「7配布検査」においては、「県は、必要があると認めるときは、新聞折込及び配布業務について検査を行うことができる。」とされている。確かに、「必要があると認めるとき」「検査を行うことができる」という規定ではあるが、①本事業は、長期に渡って継続して行っていること、②他の事業に比べ金額的重要性が大きいこと、③前回の検査をいつ行ったのか不明であることなどから、検査の必要性が認められると考える。

また、仮に直接的な検査ではなく、他の方法により配布状況の検証を行っているということであるならば、代替的な検証方法を仕様書にある「配布検査」に相当するものと認めることができる程度の記録を残すべきである。

【意見25】事業の費用対効果の検討を行うとともに、当該事業の見直しや代替手法の検討などを行うべきである。

平成30年4月1日時点の県内世帯数は3,084,446世帯（「埼玉県推計人口データ」埼玉県総務部統計課）であり、県内事業所数は239,966事業所（「平成30年度改訂版 埼玉県の産業と雇用のすがた」埼玉県産業労働部）である。それゆえ、現状、新聞折込による配布では、約100万世帯・事業所に紙媒体の「彩の国だより」は届かない状況にある。また、新聞発行部数は、過去10年間で約20%減少している（2009年45,659,885部→2018年36,823,021部。一般社団法人日本新聞協会）ことからすると今後も新聞購読数は減少し続けることが見込まれる。「彩の国だより」は、バックナンバーも含め埼玉県ホームページにおいても公開されており、埼玉県スマホアプリでも配信されている（約45万ダウンロード（2019年7月末））。新聞購読者層の中心となる中高年・高齢者の平成30年度のインターネット利用者の割合は、40～49歳が96.7%、50～59歳が93.0%、60～69歳が76.6%、70～79歳が51.0%、80歳以上が21.5%となっている（平成30年「通信利用動向調査」総務省）ことから、新聞折込による紙媒体の「彩の国だより」の配布を基本的な方法としつつも、その他の方法についても検討すべきである。

(3) 「さいたま祭り SNS マーケティング事業」 委託業務

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

本業務は、県が管理・運営している「さいたま祭り」のソーシャル・ネットワーキング・サービス（公式 SNS）を通じて、埼玉県のまつりについて興味、関心を与え、愛着を持ってもらうことにより、公式 SNS 閲覧者の満足度向上及び新規獲得を図るものである。本事業において対象とする公式 SNS アカウントは以下のとおりである。

- ・さいたま祭り Facebook : <https://www.facebook.com/saitamatsuri/>
- ・さいたま祭り Twitter : <https://twitter.com/saitamatsuri>
- ・さいたま祭り Instagram : <https://www.instagram.com/saitamatsuri/>

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	6,886

iii) 契約期間 平成 30 年 9 月 28 日～平成 31 年 3 月 15 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社昭文社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	6,886,000 円
選定理由	公募により 3 者による企画提案競技を実施し、一番高い評価を得た 1 者と随意契約を締結している。

v) 委託契約の遂行状況の検討

本事業の事業完了報告書においては、委託先より次年度以降に向けて各種提言が行われている。当該提言書を基に次年度（令和元年度）の WEB・SNS 運営の委託業者にも共有し、SNS 投稿の際、インフルエンサーを活用した記事の投稿やハッシュタグを活用した投稿などを実施し、リアクション率の増加が図られている。また、PR イベントでは提言にあった「祭に関心を持ったファン」の獲得を図るため、縁日ブースの設置や祭の雰囲気演出したステージイベントを実施し祭に関心の高いフォロワーを獲得しているなど、委託先との打合せや提言などにより、事業の具体的な手法の見直しや方針の策定などが適宜行われている。しかし、毎月 1 回行っている委託先との打合せや事業完了報告書受領後の振り返り検討について記録を残していない。

vi) 監査の結果

【意見26】毎月行っている委託先との打合せ及び事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。

本事業は監査対象年度から開始した事業であることや、SNSの利用に関する事業であることなどから、他の継続事業に比べ、内容の修正や方向性を見直しが適宜必要となる可能性が高い。そのため、情報の共有、修正事項、見直しの検討などについては、担当者のみが理解しているだけでなく、他の者にも情報を伝達できるように記録を残すべきである。また、職員の異動、配置換えによる情報の共有をスムーズに行うためにも、事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考えられる。

(4) 「ヒューマンフェスタ 2018in 久喜」開催に係る業務等委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当事業は、法務省からの委託事業であり、県民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会、啓発資料の展示等を内容とするフェスティバルを開催することである。具体的には、県民に親しみやすくかつ参加しやすい要素を取り入れ、参加者が人権尊重に気づき、考え、人権問題解決の行動につながり、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及を図ることを目的としている。当該フェスティバルは、監査対象年度である 2018 年度は久喜市、2017 年度は越谷市にて開催されている。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	8,000	6,342	5,528	5,395	4,651

※ H26 年度：ヒューマンフェスタ 2014 in さいたま

H27 年度：ヒューマンフェスタ 2015 in 川越

H28 年度：ヒューマンフェスタ 2016 in 川越（台風により前日に中止決定）

H29 年度：ヒューマンフェスタ 2017 in 越谷

iii) 契約期間 平成 30 年 6 月 20 日～平成 30 年 10 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社埼玉新聞事業社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	4,651,000 円
選定理由	ホームページにて仕様書、企画提案競技要項を公開し、公募により 2 者による企画提案競技を実施し、一番高い評価を得た 1 者と随意契約を締結している。

v) 委託契約の遂行状況の検討

実施日時：2018 年 8 月 25 日（土）10：00～15：30

会場：久喜総合文化会館

当日来場者数：約 1,900 人（入場無料、事前申込み不要の自由参加）

当事業においては、前年度実施内容の検討やアンケート結果を基に翌年度の内容の検討が行われており、事業内容をよりよく改善していることが見受けられる。

例えば、2018年度の開催に際しては、2017年度のアンケート結果を基に、主たる対象者である子ども連れ家族の来場を促進するため、開催日を平日から土曜日へと変更している。また、同様に子ども連れ家族が楽しみながら「こどもの人権」について理解を深められるようなイベントの実施やイベント開催場所の集約などの仕様変更を行った結果10～30代のアンケート比率が2017年度15%から2018年度24%と9ポイント増加している。

他方、委託先からの実績報告書によると、2018年度のアンケート配布数は1,500部、アンケート回収数は291部、回収率は19.4%となっている（2017年度は、アンケート配布数1,900部、アンケート回収数287部、回収率15.1%である）。当事業において「回収率」は、「アンケート回収数」を「アンケート配布数」で除して算出している。しかし、実績報告書に記載されている「アンケート配布数」は、2017年度1,900部、2018年度1,500部と実数ではなく、概算であると見受けられる数値である。アンケート配布数は、開催終了後に未配布部数をカウントし、印刷部数から未配布部数を差し引くことにより容易に求めることができるにもかかわらず、実数ではない概算数値であると見受けられ、当該事項について、実績受領後に委託先に確認を行っていない。

vi) 監査の結果

【意見27】 実績報告書受領後は、速やかにその内容について確認を行うべきである。

本事業における来場者アンケートは、事業の効果測定に必要な数量は回収できていると考えられるが、委託先の実施報告書に記載してあるアンケート配布数がおそらく概算であるため、回収率を正確に把握できていないおそれがある。

事業を推進する上で、アンケートの回収率は重要な指標であるため、アンケート配布数については、実績値の報告を求め、事業完了後には、受領した実績報告書を基にした事業の振り返りを行い、その内容について、不明な点があるならば、適宜、委託先へのヒアリングなどを行い、実数等の把握に努めるべきである。

(5) グローバル人材育成センター埼玉事業業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

海外留学を経験した若者と外国人留学生の両者を対象に、留学前から留学後の県内企業への就職までトータルに支援するセンターを運営し、埼玉から世界を舞台に活躍できるグローバル人材の育成を目的としている。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	39,069	41,401	46,775	44,193	44,193

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	公益財団法人 埼玉県国際交流協会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	44,193,700円
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、県のグローバル人材育成施策の集大成として、留学前の情報提供から留学後の就職までつなげることを目指している。そのためには、国際施策に精通していることに加え、大学や産業界と強く連携しながら、効率的に事業展開することが求められること。 ・同協会は、県内全域を対象に国際交流・協力活動及び在住外国人支援、NGO支援の拠点機関としての様々な機能やノウハウを有する県内唯一の団体であること。 ・同協会は、海外留学経験者や外国人留学生及びそのOB・OG、県内企業等によるネットワークの構築に尽力していること。 ・同協会は、大学・企業と連携して業務を実施し、グローバル人材育成事業についても実績を有していること。 ・上記等の理由により、本県において本事業を受託できる団体が、同協会以外には存在しないことから1者随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

事業者から徴取した見積書の内容及び金額については、仕様書に基づき当該事業を実施するために必要な内容及び金額となっているかどうかを確認している。委託金額の適否については予算要求調書作成時点で、主に前年度との相違点について確認のうえ検討・判断しているが、担当レベルの検討状況について記録を残していない。

vi) 監査の結果

【意見28】 担当者会議において、適切に記録を残すべきである。

予算要求調書作成時点で、主に前年度との相違点について確認のうえ検討・判断しているが、担当レベルの検討状況について記録を残していない。担当者が複数いる会議においては、意見齟齬の回避、職員の異動、配置換えによる情報の共有化などを図るためにも、適切に記録を残すべきである。

(6) 平成 30 年度外国人総合相談センター事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

日本語能力が十分ではない外国人県民を主な対象とした多言語（8 言語及びやさしい日本語）対応の外国人総合相談窓口「外国人総合相談センター埼玉」の設置・運営及び県内における外国人相談体制の充実・強化のための情報収集・分析、研修の実施などを目的とする。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	12,987	12,805	14,992	15,374	15,374

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	公益財団法人埼玉県国際交流協会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	15,374,333 円
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人埼玉県国際交流協会は、県内全域を対象に、在住外国人支援を始め国際交流や国際協力を行う唯一の団体であること。 ・同協会は、外国人県民に対する生活相談と専門相談を行ってきた実績を有し、豊富な経験を有していること。 ・平成 23 年度には、相談事例をデータベース化して「外国人生活相談の手引き」を作成し、県内の外国人相談体制の充実・強化を図っていること。 ・上記の理由から、長年の実績やデータ、ノウハウ、ネットワークの蓄積に加え、8 言語及びやさしい日本語による相談対応が可能なのは同協会以外には存在しないことから 1 者随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

本事業の直接的な目的は、外国人総合相談センター業務の実施ではあるが、相談業務の前提として、外国人県民に外国人総合相談センター自体について周知することが必要であ

る。本事業の仕様書には、広報活動として「3. その他 ・外国人総合相談センターを外国人県民に周知するため、委託者と連携して広報に取り組むこと。」との記載がなされている。

vi) 監査の結果

【意見29】事業の遂行に必要なものは仕様書に明示するとともに、見積書においても明確に示すようにすべきである。

外国人総合相談センターの周知に関して実際には、委託先が独自に外国人総合相談センターに係るチラシを作成し、市町村、県の地域機関、東京入国管理局さいたま出張所等に配布（平成29年度は13,750部配布）しているため、広報活動自体は行われていると考えられるが、チラシの配布を広報手段として活用するのであるのならば、仕様書にも明確にその旨を示すべきである。

また、委託先から徴取した見積書には、当該チラシの印刷費用等については明示がない。当該費用は、「一般管理費1,054,481円」（直接経費の8%）に含まれると考えられるが、広報活動費は事業の遂行に必要な費用であるため、見積書においても区分掲記し明示することを求め、県においても内容を検証することが求められる。

(7) 平成 30 年度外国人案内ボランティア育成事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

東京 2020 オリンピック・パラリンピックなどに向けて、本県を訪れる外国人観光客に対する案内ボランティア及び在住外国人の支援や交流など多文化共生を推進するボランティアを育成する。ボランティアの育成には、在住外国人を含め広く県民から講座受講者を公募し、2 日間の研修（育成講座）を県内各地で開催することにより、1,500 人程度の案内ボランティアを育成する。また、当該事業により育成されたボランティアについては、訪日外国人の案内に加え、地域の多文化共生に資するボランティア活動等を行うようになることを目的とし、中でも、在住外国人については支援される側から多文化共生社会の担い手となって活躍できるようになることを目的としている。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	9,937	10,521	10,521

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 19 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	公益財団法人埼玉県国際交流協会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	10,521,483 円
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人埼玉県国際交流協会は、県内全域を対象に国際交流・協力活動及び在住外国人支援、NGO 支援の拠点機関として様々な機能やノウハウを有する県内唯一の団体であること。 ・本事業は、複数年掛けて多数のボランティアを育成するため研修内容や効果の継続性が重要になることから、平成 28 年度から本事業を受託し、本事業の研修の実績と構築したカリキュラムを有する同協会は、研修の質の確保と受講者の適切な管理が可能であること。 ・育成されたボランティアについては、同協会が管理する翻訳・通訳ボランティア等における活用など、将来にわたり継

	<p>続した活用が可能であり、県内市町村等へ効果の波及が期待できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記等の理由により、本県において本事業を受託できる団体が、同協会以外には存在しないことから1者随意契約としている。
--	---

v) 委託契約の遂行状況の検討

本事業における育成講座修了者数は、平成28年度596人（目標630人）、平成29年度1,452人（目標1,500人）、平成30年度1,521人（目標1,500人）となっており、平成30年度は目標達成、前年度、前々年度も概ね達成できている。

また、研修プログラムについては、受講者アンケートを基に、講師に講義内容の修正を依頼することや、語学テキストに修正を加えるなどの対応をしている。具体的には、アンケートをもとに平成29年度は中国語の習得の意義をテキストに記載するとともに、研修中に説明を加えるようにプログラムを変更している。また、平成30年度テキストには、「緊急時の対応」などを追加し、令和元年度事業においては、「埼玉県の魅力発見」の講義について、インバウンドへの対応研修や外国人向けプロモーションを実施している講師に依頼して、より専門的な講義内容としている。

vi) 監査の結果

【意見30】 プログラムの修正などについては、修正箇所・理由などを適切に記録すべきである。

よりよい事業とするため、前年度のアンケートなどを基に学習テキストやプログラムを意欲的に変更していることは評価できるが、プログラムの修正などに係る県からの指示や確認が口頭又はメールにより行われ、その際の記録が残っていない。情報共有や検証可能性という観点から、修正箇所・理由などについては、適宜適切に記録を残すべきである。

(8) 埼玉県ジュニアアスリート発掘育成業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

次代の埼玉スポーツを担う若い人材を発掘し、発達段階に応じた適切な育成プログラムを継続的に実施することで、オリンピック大会等の国際大会で活躍できるトップアスリートを誕生させることを目的とする。具体的には、県内の小学校4年生を対象に、全県から体力・運動能力に優れた児童を公募し、選考によって30人程度の受講者を選抜する。その後、選抜した受講者に対し、個々の能力・適正に応じた育成プログラムを実施する。また、本事業で前年度までに選考された小学5・6年生（各30人程度）の受講者に対しても、引き続き育成プログラムを実施することを目的とする。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	12,036	12,041	12,042	12,042	12,042

iii) 契約期間 平成30年4月2日～平成31年3月25日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	公益財団法人 埼玉県体育協会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	12,042,000円
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の委託先は、スポーツに関する知識・見識のみならず、子どもたちの将来を見据えた教育的な観点で指導できる者である必要があること。 ・育成プログラムやパスウェイプログラム等を実施する上で、県内各競技団体との連携・協力が不可欠であること。 ・同協会は、本件における体育及びスポーツを振興するため、公益目的事業を行う公益財団法人である。また、同協会には、県内の各種目別競技を統括する47の競技団体、県内市町村を統括代表する63の体育協会、県内の学校体育等を統括する6の体育・スポーツ団体が加盟していることから、各競技団体を横断した連携・協力体制を有する県内唯一のスポーツ統括団体であること。

	<p>・上記の理由により、本県において本事業を受託できる団体が、同協会以外には存在しないことから1者随意契約として いる。</p>
--	---

v) 委託契約の遂行状況の検討

事業完了後、年度末に担当者会議を行い情報の共有、次年度事業へ向けての検討などを行っているが、当該会議は、口頭で行われ議事録等の記録が保存されていない。確かに、月1～2回行われる課内の全体会議において問題点などを随時共有できている状況であるとのことであるが、県職員の定期的な異動、配置替えなどにより、担当者の交代が確実に想定される状況である。それゆえ、事業完了後の振り返り会議など重要な会議については、適切に記録を保存し、共有を図るべきである。

また、本事業においては、年度ごとに各受講者の大会成績や記録を集計・確認している。しかし、本事業の効果は短期的に表れるとは限らず、複数年掛けることによって効果が表れることも十分考えられるため、本育成事業修了者についても継続して大会成績や記録を集計・確認を行っている。

vi) 監査の結果

【意見3 1】 事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。

過去の問題点及びその解消方法や対策などの情報の蓄積・共有を図ることができれば、業務をより効果的かつ効率的に遂行することが可能となる。また、職員の異動、配置換えによる情報の共有をスムーズに行うためにも、事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考ええる。

【意見3 2】 複数年ごとなど定期的に事業結果の総括を行うべきである。

ジュニアアスリートへの支援事業は、県による本事業だけではなく、国によるユースアスリート支援事業などがあり、受講者が他の主体による支援を同時に受けている場合がある。また、受講者が本事業とは別に独自に専門指導者に師事している場合もある。それゆえ、受講者が大会や競技会で好成績・記録を残した場合でも、本事業の効果として好成績・記録を残したかどうかを明確に分離して把握することは困難である。しかし、受講者が本事業の育成プログラムを受けていること、その後に好成績・記録を残していることは客観的に把握することは可能であり、両者には一定以上の関係があると見込まれる。それゆえ、受講者の成績・記録のすべてを本事業の成果とすることはできないが、他の主体による支援の状況を併記するなどの工夫により本事業の総括的な振り返りを行うべきである。また、その際には、本事業が継続して実施することにより効果を発揮することが見込まれる事業であるため、3年又は5年などの期間をまとめた総括的な事業の振り返りを行うべきであると考ええる。

(9) 埼玉県強化指定選手サポート業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

県が定める強化指定選手に対し、スポーツ科学の知見に基づく身体能力測定フィードバック、栄養・メンタル指導、トレーニングプログラム等の作成・助言を行い、選手の競技力向上を総合的に支援することを目的とする。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	19,064	19,920	19,920

iii) 契約期間 平成30年4月2日～平成31年3月29日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	公益財団法人 埼玉県体育協会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	19,920,541円
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の委託先は、トレーニングプログラム等の作成・助言、栄養・メンタル指導、女性アスリートサポートにおいて、スポーツ科学の専門的な知見を活用しながら、選手を総合的にサポートできる体制を整える必要があり、その体制を構築する上では、スポーツに関する十分な知識や経験が不可欠であり、ノウハウ等の全くない一企業が実施することは困難であること。 ・県が定める強化指定選手は、本県競技団体等に所属しており、本事業を実施する上で各競技団体との連携・協力が不可欠であるが、全ての競技団体と連携・協力体制を有している団体は、同協会のみであること。 ・同協会は、国民体育大会等を通じて、多くの強化指定選手の指導者とのネットワークを有し、長年における指導・助言・相談等の豊富な実績により、各指導者から深い信頼を得ており、このような団体は同協会のみであること。 ・本事業を実施する上では、委託先のスポーツ科学に対する知識が不可欠である。同協会は、内部組織として、スポーツ

	<p>医科学の有識者をメンバーとするスポーツ科学委員会を設置しており、同委員会の専門的な知見を活かすことで、より効果的なサポートを行うことが可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の理由により、本県において本事業を受託できる団体が、同協会以外には存在しないことから1者随意契約としている。
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

事業完了後、年度末に担当者会議を行い情報の共有、次年度事業へ向けての検討などを行っているが、当該会議は、口頭で行われ議事録等の記録が保存されていない。確かに、月1~2回行われる課内の会議において問題点などを随時共有できている状況であるとのことであるが、県職員の定期的な異動、配置替えなどにより、担当者の交代が確実に想定される。それゆえ、事業完了後の振り返り会議など重要な会議については、適切に記録を保存し、共有を図るべきである。

例えば、見積書（見積書金額＝契約額）において栄養指導業務については、メール・電話・面談により100回分の指導業務が契約金額に含まれている。同じようにメンタル指導業務については、メール・電話・面談により100回分の指導、女性アスリート支援業務についてもメール・電話・面談により50回分の指導が見込まれている。しかし、実際には、平成30年度において上記指導が行われたのは、栄養指導22回、メンタル指導1回、女性アスリート支援業務9件のみである。確かに、指導や支援は強化選手側からの要請により行われるものであるが、契約上の見込み回数と実際の指導・支援業務回数に大きな差異が生じていることから、事業実施後の振り返りは必須であり、その内容等の記録を残すことが強く求められる。

vi) 監査の結果

【意見33】事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。

事業完了後の振り返り会議においては、契約時の予定内容と実績との乖離の原因を検討すること、翌年度以降の事業をより効果的かつ効率的なものとするための施策を検討することなどが含まれる。それゆえ、過去の問題点及びその解消方法や対策などの情報の蓄積・共有を図ることができれば、業務をより効果的かつ効率的に遂行することが可能となる。また、職員の異動、配置換えによる情報の共有をスムーズに行うためにも、事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考えられる。

(10) 埼玉県広域スポーツセンター機能推進業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

総合型地域スポーツクラブの育成支援をはじめ、生涯スポーツの普及、地域スポーツの振興を図るため、県民のスポーツ活動全般について総合的・専門的な支援を行うことを目的とする。具体的には、県内における総合型地域スポーツクラブの育成を図るため、総合型地域スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブの自立した運営を目指す団体、及び各市町村等に対し、総合型地域スポーツクラブに関する総合的な支援・啓発を行うことなどを目的とする。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	21,124	21,130	16,584	13,701	6,652

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	公益財団法人 埼玉県体育協会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	6,652,000 円
選定理由	<p>・本事業については、県全域の均衡のとれた生涯スポーツの普及、地域スポーツの振興を図るため、県民のスポーツ活動全般について総合的・専門的な支援を行うことを目的としており、事業の効果的・効率的な実施のためには、生涯スポーツ全般わたる専門的知識・経験、及び県内の体育・スポーツ団体とのネットワークに基づき幅広いスポーツに対応する支援体制が必要となる。</p> <p>・本県において、上記の条件を満たす事業者は、総合型地域スポーツクラブを始め各種の生涯スポーツに関する研修・相談の実績があり、県内の各種目別競技団体、学校体育団体及び各市町村体育協会とのネットワークを有する同協会以外に、受託できる団体は存在しないことから 1 者随意契約としている。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

具体的な事業内容の修正や変更、見直しなどのため、年度当初から次年度の事業のための協議を委託先と随時実施している。また、4 か月ごとの実績報告に際しても、委託先と担当者で協議を行い、制度の見直しや必要性が低下して削減・縮減可能な事業の洗い出しを検討するなど、委託先と緊密に連携が取れている状況である。しかし、上記のように委託先との協議は非常に重要な事項が含まれるにもかかわらず、協議内容に関する記録が残されていない。例えば、委託先に対する平成 29 年度の委託金額は 13,701,999 円であったが、監査対象年度である平成 30 年度には 6,652,000 円に削減されているが、これは、平成 29 年度に委託事業に含まれていた「スポーツ人材バンク運用業務」や「健康・体力づくりに関する業務」などを平成 30 年度は、県の直営事業としたために委託事業が削減されたためである。しかし、当該削減に際しての検討プロセス、方針決定などに関する記録は残されていない。

また、委託先より徴取した見積書（6,652,000 円）は以下のようになっている。

区分	金額	備考
I 総合型地域スポーツクラブ支援業務	5,000,250 円	別紙内訳参照
II 管理費	1,200,000 円	別紙内訳参照
I + II 計	6,200,250 円	
お値引き	-40,990 円	
消費税	492,740 円	
合計	6,652,000 円	

上記見積書とは別に委託先より「広域スポーツセンター機能業務委託 内訳書」を徴取しており、表中「I 総合型地域スポーツクラブ支援業務」については、指導助言者配置費、調査・連絡調整旅費、クラブマネージャーのための研修会費用など、項目ごとの単価・数量・金額が詳細に記載されている。他方「II 管理費」については、〔事業運営管理〕の項目のみであり、合計額 1,200,000 円が記載されているのみである。

vi) 監査の結果

【意見 3 4】事業の削減など重要な事項に関する委託先との打合せや事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきである。

本年度の事業においては、前年度の事業の一部を県直営事業とするなど、大幅な事業内容の見直しを行っている。委託先との協議においては、委託先からの提案事項などもあり、その中には、次年度の事業をよりよいものとするための施策などが含まれる可能性もある。また、次年度以降において、今回県の直営事業とされたものを再び委託事業に変更することもあり得る。そのような場合に、どのような経緯・検討を経て直営事業とされたのかという情報を保持することは本事業についてだけでなく、同様の委託事業の検討にあ

たって非常に重要な情報となる。それゆえ、事業の削減など委託先との重要な打合せや事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考え。

【意見35】 事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。

本事業の契約は、1者随意契約であるため、委託先から徴取した見積書の金額（6,652,000円）を基に契約がなされており、当該契約金額の見積書には、全体金額の19.4%の「管理費」が計上されている。当該「管理費」には、委託事業先におけるクラブアドバイザーの管理監督者費用と一般管理費が含まれているとのことであるが、「管理費」としての一括計上だけでは内容が明確ではなく、適切な費用（契約金額）であるかを検証することが困難である。それゆえ、事業者見積りについては、より詳細な内容の分類と検証可能な金額の記載を求め、「管理費」に集計される金額は可能な限り削減することが望まれる。

(11) 平成 30 年度消費者被害防止サポーター活動推進事業業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

消費者を取り巻く環境が複雑・多様化し、高齢者などを狙った悪質商法が増加傾向にある中、地域で啓発活動や見守り活動を行う消費者被害防止サポーターを養成し、市町村や自治会、民生委員、地域包括支援センターなどと連携した活動を推進することにより、地域の消費者力を高め、消費者被害の防止を図る。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	3,631	5,216	5,874

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 10 日～平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	5,874,638 円
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たっては、県内市町村の消費者行政の実情を把握し、豊富な消費者啓発活動の実績を有するとともに、次々と新たな手口で起こる消費者トラブルの情報を収集・分析することができ、消費者関連法に精通している必要があること。 ・同団体は、平成 16 年の設立以来、県内で幅広く消費者被害防止のための情報収集、啓発活動、事業者への申入れ・訴訟など消費者問題に関する活動を行っており、県内の消費者問題に精通していること。 ・同団体は、県内唯一の適格消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けており、消費者全体の利益擁護のために、事業者の不当行為の差止請求ができる消費者団体としても活動していること。 ・同団体は、消費者被害の事例や高齢者の消費者被害の未然防止対策としての地域の見守りネットワークづくりなどを題材とした出前講座や消費者問題に関する講演会などの企画・

	<p>運営、ニュースレターの発行を行っており、消費者啓発活動の実績が豊富であること。</p> <p>・上記の体制が整っている他の県内事業者、団体はいないこと、などを理由として同団体と随意契約を締結している。</p>
--	---

v) 委託契約の遂行状況の検討

契約期間中において委託先と随時打合せを行い、また、事業完了報告書提出時において、複数名いる担当者で打合せを実施しているとのことであるが、その記録を残していない。当該打合せは、委託業務の実施内容の振り返りであり、重要度の高い打合せであると考ええる。

また、委託先より徴取した見積書（5,874,638円）に添付されている別紙「委託事業経費明細書」は以下のようにになっている（区分内の番号は監査人が付している）。

（単位：円）

委託事業の実施に要する経費		備考
区分	金額	
①消費者被害サポーター養成講座	1,527,800	
②消費者被害防止サポーターフォローアップ研修・交流会（地区別）	1,227,800	
③消費者被害防止サポーター全体研修会、全体交流会	379,700	
④福祉見守り担当者講座	682,400	
⑤ホームページ作成・更新	240,000	
⑥サポーターニュース作成	475,200	
小計	4,532,900	
管理費	906,580	小計×20%
計	5,439,480	
消費税	435,158	計×8%
合計	5,874,638	

上記①～⑥については、区分項目ごとに詳細な概算見積書（内訳）が添付され、経費の算出根拠も明確に示されており、費用内容の検討は十分に行っていると考えられる。

vi) 監査の結果

【意見36】委託先との打合せや事業完了報告書提出時の打合せの内容については、適切に記録を残すべきである。

委託先との打合せや事業完了報告書提出時の打合せの記録を複数年継続して比較することにより、事業内容の見直し、追加、直営化や事業の廃止などの意思決定に資する資料とすることも可能となる。それゆえ、打合せや事業完了報告書提出時の打合せについては、適切に記録を取り、保存すべきである。

【意見37】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。

本事業の契約は1者随意契約であるため、委託先から徴取した見積書の金額（5,874,638円）を基に契約がなされている。当該契約金額の委託事業経費明細書には、小計の20%、全体金額の16.7%の「管理費」が計上されている。確かに、埼玉県 of 諸規定においては、委託業務における「管理費」の取扱いに関する統一的な規定がないため、上記「管理費」の金額が直ちに問題となることはない。

経済産業省大臣官房会計課においては「委託事業事務処理マニュアル（平成30年4月）」が公表されており、そこでは、一般管理費は全体の10%もしくは、同マニュアルに示された計算式で算出された率のいずれか低い方とされている。一般管理費の金額の多寡は委託事業の性質に影響を受けるものであるため、一律に基準を設けることが難しい側面は理解できる。しかし、「管理費」としての一括計上は内訳が明確ではなく、適切な費用（契約金額）であるかを検証することが困難である。それゆえ、見積書受領時においては、「管理費」の中に事業費として分類することができるものがないかどうか内容の詳細な検討を行い、「管理費」に集計される金額をできる限り削減することが望まれる。

(12) 平成 30 年度高齢者等見守り促進事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

消費者を取り巻く環境が複雑・多様化し、高齢者などを狙った悪質商法が増加傾向にある中、高齢者の消費者被害を防止するためには、地域で高齢者を見守ることが重要である。そこで、地域の実情に合わせ様々な分野の連携によって高齢者の見守りを推進するため、市町村消費者行政の実情を把握しつつ、市町村における「消費者被害防止サポーター」の活用や消費者安全確保地域協議会の設置を促進し、地域における啓発活動や高齢者の見守り活動等を活性化することにより、高齢者等の消費者被害の未然防止を図ることを事業の目的としている。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	14,508	14,987	11,349

iii) 契約期間 平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	11,349,072 円
選定理由	<ul style="list-style-type: none">・事業の実施に当たっては、県内市町村の消費者行政の実情を把握し、豊富な消費者啓発活動の実績を有するとともに、次々と新たな手口で起こる消費者トラブルの情報を収集・分析することができ、消費者関連法に精通している必要があること。・同団体は、平成 16 年の設立以来、県内で幅広く消費者被害防止のための情報収集、啓発活動、事業者への申入れ・訴訟など消費者問題に関する活動を行っており、県内の消費者問題に精通していること。・同団体は、県内唯一の適格消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けており、消費者全体の利益擁護のために、事業者の不当行為の差止請求ができる消費者団体としても活動していること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・同団体は、適格消費者団体としての性格上多くの弁護士・司法書士を擁し、法的な専門知識に裏付けされた活動を行うことができること。 ・上記の体制が整っている他の県内事業者、団体はいないこと、などを理由として同団体と随意契約を締結している。
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

平成30年度は、平成28年度、平成29年度の市町村への訪問実績を基に、消費者安全確保地域協議会の設置が見込まれる市町村、消費者被害防止サポーターの養成状況及びサポーターの活動の場の提供について前向きに検討している市町村に対して訪問を実施するなど、前年度以前の実績を基に重点的に訪問する市町村を決定・訪問を行っている。その結果、平成30年度までの実績として消費者安全確保地域協議会の設置数は、全国5位の14市町（監査期間中、令和元年11月時点では19市町）、市町村と消費者被害防止サポーターとの連携数は20市町となっている。このように前年度以前の実績を基に事業内容の見直しや決定を行うことによって平成30年度には一定の成果を出しているが、その際の事業の方向性や、重点化する市町村の決定に際して基礎となった前年度事業に関する打合せなどの記録を残していない。

また、委託先より徴取した見積書（11,349,072円）に添付されている別紙「委託事業経費明細書」は以下のようにになっている。

(単位：円)

委託事業の実施に要する経費		備考
区分	金額	
人件費（推進員）	6,270,000	190,000×3人×11ヵ月
人件費（統括員）	2,200,000	200,000×1人×11ヵ月
推進員旅費	132,000	1,000×4回×3人×11ヵ月
資料代	50,000	
通信運搬費	55,000	5,000×11ヵ月
報告書作成費	50,000	
小計	8,757,000	
管理費	1,751,400	小計×20%
計	10,508,400	
消費税	840,672	計×8%
合計	11,349,072	

vi) 監査の結果

【意見38】事業完了報告書提出時の打合せ等については、適切に記録を残すべきである。

事業の方向性や、重点化する市町村の決定に際しての前年度事業に関する打合せ等の記録を残していない。事業結果の振り返りを行うことが重要であることは当然であるが、その際の記録は、翌年度以降の事業の方向性を決定する際の基礎資料となるだけでなく、その情報の蓄積は、定期的に行われる担当者の異動に際して情報共有をスムーズにする際の一助となると考えられる。それゆえ、事業完了報告書提出時の打合せ等については、適切に記録を残すべきである。

【意見39】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。

本事業の契約は1者随意契約であるため、委託先から徴取した見積書の金額（11,349,072円）を基に契約がなされており、当該契約金額の委託事業経費明細書には、小計の20%、全体金額の16.7%の「管理費」が計上されている。確かに、埼玉県の諸規定においては、委託業務における「管理費」の取扱いに関する統一的な規定がないため、上記「管理費」の金額が直ちに問題となることはないと考えるが、他方で、経済産業省大臣官房会計課においては「委託事業事務処理マニュアル（平成30年4月）」が公表されており、そこでは、一般管理費は全体の10%もしくは、同マニュアルに示された計算式で算出された率のいずれか低い方とされている。一般管理費の金額の多寡は委託事業の性質に影響を受けるものであるため、一律に基準を設けることが難しい側面は理解できるが、「管理費」としての一括計上は内訳が明確ではなく、適切な費用（契約金額）であるかを検証することが困難である。それゆえ、見積書受領時においては、「管理費」の中に事業費として分類することができるものがないかどうか内容の詳細な検討を行い、「管理費」に集計される金額をできるかぎり削減することが望まれる。

4. 危機管理防災部

(1) 平成30年度危険物取扱者免状及び消防設備士免状管理等業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

消防法の規定に基づき、知事が行う危険物取扱者試験及び消防設備士試験の合格者に対して、知事が交付する危険物取扱者免状及び消防設備士免状の作成等に関する業務の委託を目的とする。

ii) 過去の委託金額の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30
契約金額		H30年3月まで 新規：1,977円 再交付：1,271円 書換：494円 写真：1,129円 お知らせ：95円			4月以降 新規：1,977円 (※2,048円) 再交付：1,271円 (※1,342円) 書換：494円 写真：1,129円 お知らせ：105円
支払金額	16,767千円	15,936千円	15,493千円	16,343千円	16,348千円

※H30年5月以降の金額

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般財団法人消防試験研究センター
契約者の選定方法	随意契約（単価契約）
予定価格	新規：～4月1,977円、5月～2,048円 再交付：～4月1,271円、5月～1,342円 書換：494円、写真：1,129円、お知らせ：105円
契約金額	新規：～4月1,977円、5月～2,048円 再交付：～4月1,271円、5月～1,342円 書換：494円、写真：1,129円、お知らせ：105円
選定理由	・一般財団法人消防試験研究センターは、すべての都道府県から本業務に係る委託を受けていること

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の特殊性を考えると、同センターと契約を締結することで、交付等の際に必要な各種データを効率よく活用することができ、円滑な業務の実施、手続き期間の短縮、経費の削減が図られるなど著しく有利であること ・当該業務については、試験合格データをはじめ、交付等に必要なデータを別途確認する必要があり、効率性及び事務量の関係から同センター以外の者が受託することが困難であること ・以上より、本事業を効果的かつ効率的に受託できる団体は同センター以外には存在しないことから1者随意契約としている。
--	---

v) 委託契約の遂行状況の検討

財務に関するチェックシート（出総 550 号 平成 23 年 11 月 24 日）を利用している。この中におけるチェックシート（契約編）について【契約方法】の記載には、担当者として「起案者」「主査」「主幹」が挙げられ、「起案者」及び「主査」については、チェックマークが付されているが、「主幹」については、チェックマークが付されていない。また、その下に記載されている【契約締結】の箇所については、担当者として「起案者」欄のみチェックマークが付され、「主査」及び「主幹」欄については、チェックマークが付されていない。また、チェックシート（歳出編）の【支出命令書】の記載には、担当者として「起案者」「主幹」「出納員」が挙げられ、「起案者」及び「出納員」については、適切にチェックマークが付されているが、「主幹」については、15 項目中 11 項目にチェックマークがなく空欄となっている。

委託先である一般財団法人消防試験研究センターは、昭和 63 年から各都道府県知事から委託を受け、危険物取扱者及び消防設備士の免状作成業務を開始していることから、埼玉県においても同年に契約を開始したと考えられている。契約単価については、委託料（単価）積算書を入手しているが、初回契約時より変更されていない。また、積算書の内容（積算内訳）について、積算根拠となる資料を委託先から徴取していない。

vi) 監査の結果

【意見 40】チェックシートの運用は適切に行うべきである。

財務に関するチェックシートを利用している以上、適切な運用を行うべきである。

チェックシートは適切な事務管理のために作成されたものである以上、不適切な適用を行うと事務の有効性を阻害し、効率的な事務管理も損なうこととなる。それゆえ、チェックシートの運用は適切に行うべきである。

【意見4 1】事業者見積り（契約額）について、内容を詳細に検討すべきである。

文書の保存期間が5年であるため、本事業がいつから契約開始されたものか確定的な情報は入手できないが、少なくとも20年以上は当該事業者へ委託しており、その間、契約単価が変更されておらず、積算根拠の検討を行った資料が残されていない。また、少なくとも平成26年以降に積算根拠の内容検討も行っていない。当該業務は、全国的に当該事業者が独占的に行っている業務であり、事業の有効性や効率性を鑑みて当該事業者へ委託することが適切であるとしても、事業者の契約単価見積りの内容を検討しなくてよいわけではない。それゆえ、事業者の契約単価の積算根拠となる資料を入手するなどして、内容を詳細に検討すべきである。

(2) 防災行政無線施設保守点検業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

地上系防災行政無線施設について、電波法第 28 条に基づく電波の質を維持し、施設の円滑な運用を図るため、次の保守点検を実施する。

- ① 無線設備の精密点検を年 1 回実施する。
- ② 空調設備等の点検を四半期に 1 回実施する。
- ③ 施設の通常保守（障害修理等）を年間通じて実施する。
- ④ 総務省が実施する無線局定期点検に係る点検を実施する。
- ⑤ 発動発電機日常巡視点検を実施する。
- ⑥ 中継所において、自家用電気工作物の電気設備点検を実施する。
- ⑦ 埼玉県庁の電気設備点検に伴う停電時に無線設備の停止復旧を行う。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	38,772	38,772	39,312	41,580	41,580

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	NEC ネットエスアイ株式会社 関東支店
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	41,580,000 円
選定理由	入札参加業者は、上記契約者 1 者のみ

v) 委託契約の遂行状況の検討

財務に関するチェックシート（出総 550 号 平成 23 年 11 月 24 日）を利用している。この中におけるチェックシート（契約編）について、担当者として「起案者」「主査」「主幹」が挙げられているが、「主幹」のチェックが途中で終わっており 13 の項目が空欄となっている。

多重無線局精密点検項目に挙げられている直流 24V 及び 48V 定電圧電源装置について、委託先から 33 か所の点検表を受領しており、10 か所において蓄電池の交換期限切れ要交換の指摘を受けている。このうち 9 か所は前年度以前にも指摘を受けており、中には平成 26 年 4 月に有効期限が切れたものも 2 か所含まれている。同じく交流無停電電源装

置においても、8か所中1か所に蓄電池交換期限切れの指摘を受けている。また、29か所の非常用発電装置についても、蓄電池交換期限切れが5か所、触媒栓の有効期限切れが7か所ある旨の指摘を受けている。特に触媒栓の有効期限は平成28年3月であり、前年度も同様の指摘を受けている。

vi) 監査の結果

【意見40】チェックシートの運用は適切に行うべきである。(再掲)

財務に関するチェックシートを利用している以上、適切な運用を行うべきである。

チェックシートは適切な事務管理のために作成されたものである以上、不適切な適用を行うと事務の有効性を阻害し、効率的な事務管理も損なうこととなる。それゆえ、チェックシートの運用は適切に行うべきである。

【指摘1】蓄電池や触媒栓の期限切れについて、速やかに対応すべきである。

防災行政無線は、災害時に県庁から県内の市町村等に一斉に緊急通報を伝達するとともに、災害現場の状況をいち早く把握するために使用するもので、災害時に県民の生命及び財産の安全を確保するために極めて重要な設備である。

また、災害はいつ発生するかが不明であるため、防災行政無線施設及び設備については、常に万全の状態を確保することが求められる。本事業においては、災害時の停電を想定して設けられている無停電電源装置や非常用発電装置などについて、事業者から蓄電池や触媒栓の交換・有効期限切れを指摘されているにもかかわらず、交換がなされていなかった。

消防防災課では、再整備を数年後に控えた状況において、事業費用の合理的な執行を図るものとして、毎月実施する発電機巡視点検において、電解液量に異常がないこと並びに蓄電池電圧が正常であることを確認していたとのことである。確かにメーカー設定の交換期限を経過しても直ちにその機能を喪失するわけではないと考えられるが、防災行政無線の重要性を鑑みるとその取扱いは慎重の上にも慎重を重ね、最も保守的な対応が求められる。それゆえ、メーカー設定の交換期限到来時には速やかに交換すべきである。特に危機管理に関する事項については、予算措置を含め、すべてにおいて最優先かつ確実に実施されるべきものである。

なお、平成29年度から令和2年度において、地上系再整備事業が行われており、当監査時点ではすべての蓄電池がメンテナンスフリー型のものに更新されていた。

(3) 衛星系ネットワーク施設保守点検業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

衛星系防災行政無線施設 177 局について、電波法第 28 条に基づく電波の質を維持し、施設の円滑な運用を図るため、以下の保守点検を実施すること。

- ① 無線設備の精密点検を指定回数実施する。
- ② 施設の障害対応（障害修理等）を年間通じて実施する。
- ③ 発動発電機巡視点検を実施する。
- ④ 総務省が実施する無線局定期検査に係る点検を実施する。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	34,560	35,640	35,640	44,280	43,848

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	NEC ネットエスアイ株式会社 関東支店
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	43,848,000 円
選定理由	入札業者は、上記契約者 1 者のみ（参加可能事業者は 25 者程度）。

v) 委託契約の遂行状況の検討

財務に関するチェックシート（出総 550 号 平成 23 年 11 月 24 日）を利用している。この中におけるチェックシート（契約編）について【契約方法】の記載には、担当者として「起案者」「主査」「主幹」が挙げられチェックマークが付されているが、その下に記載されている【契約締結】の箇所については、担当者として「起案者」のみ挙げられ、続く 2 名分の担当者名が空欄となっている（チェックマークは 3 名分行われている）。

また、委託先により、日常巡視点検として発電機巡視点検が毎月行われ、当該点検については、委託先より「日常巡視点検記録」及び発電機の「外装及び内部の写真資料（各発電機につき 3～5 枚）」が提出されている。

発電機（屋外における変電設備 17 か所）については、火災予防条例において「見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。」との規定がある（埼玉県内各

消防組合等火災予防条例第 11 条第 3 項、同第 11 条第 1 項第 5 号準用)。しかし、2 か所の発電機については、標識自体は掲示されているが、発電機である旨の表示が消えており発電設備であるかどうか外見上不明であった。

vi) 監査の結果

【意見 40】 チェックシートの運用は適切に行うべきである。(再掲)

財務に関するチェックシートを利用している以上、適切な運用を行うべきである。

チェックシートは適切な事務管理のために作成されたものである以上、不適切な適用を行うと事務の有効性を阻害し、効率的な事務管理も損なうこととなる。それゆえ、チェックシートの運用は適切に行うべきである。

【指摘 2】 発電機の表示消えについて早急に対応すべきである。

衛星系防災行政無線は、地上系の防災行政無線と一体となって、災害時に県庁から県内の市町村等に一斉に緊急通報を伝達するとともに災害現場の状況をいち早く把握するために使用するもので災害時に県民の生命及び財産の安全を確保するために極めて重要な設備である。当該設備を支える発電機は毎月点検を要している。にもかかわらず、17 か所中 2 か所の発電機においては、発電設備である旨の表示が消えたまま放置されていた。特に 1 か所においては、前年度以前から表示が消えているが対策が取られていなかった。当該表示消えは、単に火災予防条例に反しているだけでなく、いたずらなどにより当該設備が毀損されるなどのおそれも生じさせかねない。それゆえ、発電設備について、適切に表示した標識を設置すべきである。

なお、表示消えについて標識の製造メーカーと原因について検討中であるため、当監査期間中においては、仮標識を掲示したとのことである。

5. 環境部

(1) 埼玉エコタウンプロジェクト効果測定業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

県では、既成市街地において、徹底した「省エネ」と太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーによる「創エネ」でエネルギーの地産地消に取り組む「埼玉エコタウンプロジェクト」を実施してきた。

平成 27 年度から所沢市、草加市で実施したモデル事業が平成 29 年度をもって終了したことから、プロジェクト参加世帯のエネルギー使用量等によりプロジェクトの効果を多面的に分析するものである。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	4,989

iii) 契約期間 平成 30 年 8 月 8 日～平成 30 年 12 月 21 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	4,989,600 円
選定理由	<p>企画提案方式の随意契約を行うこととした理由は、以下のとおりである。</p> <p>当業務委託は、過年度に補助を交付した事業参加世帯のエネルギー使用量の効果を多面的に分析しようとするものである。電力・ガス・水道使用量の積算や分析を行うだけでなく、類似事業との比較分析やエネルギー使用量以外の観点から効果分析を行うことが求められる。また、限られたデータからより詳細な効果分析を行うためには専門的観点からの分析手法の提案が必要である。</p> <p>以上のことから、委託事業者の選定に当たっては、単に価格面だけではなく、これらの資質や能力を判断した上で、契約相手方を決定しなければ実効性が担保できない。そこで公募プロポーザル方式を採用しようとするものである。</p>

	<p>また、企画提案の概要は以下のとおりである。</p> <p>企画提案事業者は1者であり、提案書及び見積額をもとに、第一次審査（書類審査）及び県が設置する「埼玉エコタウンプロジェクト効果測定業務審査委員会」がヒアリングに基づき第二次審査を行い、その審査結果を受けて、事業者が決定された。</p>
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

「埼玉エコタウンプロジェクト」参加世帯（埼玉エコタウンプロジェクトの補助金を受け設備を導入した世帯）のエネルギー使用量（電力・ガス・水道）データ等をもとに効果分析を行ったもので、主にプロジェクト参加世帯のエネルギー使用量の観点からの効果分析及びプロジェクト参加世帯のエネルギー使用量以外の観点からの効果分析が実施され、「埼玉エコタウンプロジェクト効果測定業務 最終報告書」として提出された。

vi) 監査の結果

【意見42】 契約方法として企画提案による公募型プロポーザルを実施する場合には、広く企画提案を求め、その中からもっとも優れた提案者を業務委託候補者として選定し契約するべきである。

当該委託契約の企画提案事業者は、1者のみであった。単に価格面だけではなく、過年度に補助を交付した事業参加世帯のエネルギー使用量の効果を多面的に分析しようとするものであり、電力・ガス・水道使用量の積算や分析を行うだけでなく、類似事業との比較分析やエネルギー使用量以外の観点から効果分析を行うことが求められ、また、限られたデータからより詳細な効果分析を行うためには専門的観点からの分析手法の提案が必要であるため、企画提案による公募型プロポーザルを選択したが、結果的に提案があったのが1者では、提案内容を比較検討の上でもっとも優れた提案があった者を業務委託候補者として選定できない。

複数の企画提案が行われるように、業務委託仕様書の内容や広報の仕方を工夫するべきである。

なお、令和元年度においても同様の業務委託が行われており、令和元年度に実施した企画提案による公募型プロポーザルにおいて、調査・分析の提案の可能性があると思われる複数の事業者へ問い合わせを行い、提案を検討してもらえよう働きかけた結果、2者から提案が行われており、改善が行われていると説明を受けている。

(2) 平成 30 年度埼玉県公共用水域水質・底質・流量調査業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項（都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。）の規定等に基づき、県民の健康と生活環境の保全を図ることを目的に、県内の主要河川の水質汚濁の状況を常時監視する。あわせて、環境基準超過等の発生時における追跡調査において、河川水及び底質の分析業務を行い、汚染の原因究明に資するものである。

試料採取及び分析に係る業務は、外部分析業者に委託して実施する。ただし、河川の水質の速やかな把握、委託業者の分析結果に異常が見られた時に備えた試料保存及び緊急時における河川調査体制の確保を目的として、一部地点の試料採取及び即日分析が可能な一部の測定項目の分析については環境科学国際センターが直営で実施する。両者は、採取した試料の一部を引渡し、それぞれが担当する検査項目について分析業務を行う。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	23,626	26,701	25,294	15,349	45,901

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 16 日～平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
契約者の選定方法	一般競争入札（不落随契）
予定価格	***円
契約金額	水銀検出時のアルキル水銀の分析や環境基準超過時の追跡調査における分析など、執行段階で検体数の増減が見込まれるため、単価契約（73 項目）。 参考：H30 年度支払額 45,901,728 円
選定理由	第 1 回目は、3 者のうち 1 者が辞退したため 2 者が入札したが、いずれも予定価格を 10,000 千円以上超過した。 第 2 回目は、2 者のうち 1 者が辞退し、残る 1 者が再度入札したが、予定価格を超過した。 第 3 回目からは不落随契となり、第 5 回目で残る 1 者の入札金額が予定価格を下回ったため、その事業者と契約した。

v) 委託契約の遂行状況の検討

委託先である外部分析業者は、試料採取として23地点で採水、6地点で採泥、38地点で流量観測を行う。直営である環境科学国際センターは、試料採取として15地点で採水、5地点で採泥を行い、流量観測は行わない。両者は、採取した試料の一部を引渡し、それぞれが担当する測定項目について分析業務を行う。

委託先である外部分析業者は、水質の分析検体数8,979検体、底質の分析検体数110検体を分析し、水環境課に報告する。直営である環境科学国際センターは、水質の分析検体数3,324検体を分析し、水環境課に報告するものである。

上記のように、河川の水質の速やかな把握、委託業者の分析結果に異常が見られた時に備えた試料保存及び緊急時における河川調査体制の確保を目的として、一部地点の試料採取及び即日分析が可能な一部の測定項目の分析については環境科学国際センターが実施している。

vi) 監査の結果

【意見43】委託費と直営の人件費の両者のコストを意識し、最小の経費となるようにすべきである。

試料採取及び分析に係る業務は、外部分析業者に委託しつつ、一部は直営で行っている。直営である環境科学国際センターの業務量は、委託よりも有利か否かではなく、当センターの職員が実施できる業務量を考慮していると説明を受けた。

河川の水質の速やかな把握、委託先の分析結果に異常が見られた時に備えた試料保存及び緊急時における河川調査体制の確保という目的があるため、全部を外部分析業者に委託することは難しいことは理解できるが、どの程度を外部分析業者へ委託し、どの程度を直営で行うか、委託費及び人件費の両者のコストが最小となるように比較検討して、委託と直営の業務量を決定するべきであると考えます。

6. 福祉部

(1) 平成 30 年度児童虐待防止サポーター研修事業

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のために、児童と直接接する職種（保育士、幼稚園教諭、学校教職員等）や地域の民生委員・児童委員等を児童虐待防止サポーターとして養成することで、地域における見守り体制を充実させるものである。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	9,194	7,128

iii) 契約期間 平成 30 年 6 月 1 日～平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社 ポピンズ
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	7,128,000 円
選定理由	<p>企画提案方式を採用した理由は、以下のとおりである。</p> <p>本事業は、児童と直接接する職種（保育士、幼稚園教諭、学校教職員等）や家庭児童相談員及び地域の民生委員・児童委員等に対する短期間の研修により、地域における見守りに必要な手法等を習得させるものであることから、研修内容を効果的に受講者に伝えるための創意工夫などの企画力が求められる。</p> <p>また、受講者計 2,000 名の研修申込への対応や、研修会場における受付等を円滑に実施するためには、同規模の研修開催経験がある事業者でなければ実施できない業務である。</p> <p>これらのことから、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するため、企画提案（随意契約）による公募を実施するものである。</p> <p>また、企画提案の概要は以下のとおりである。</p> <p>企画提案事業者は 5 者であった。</p>

	<p>福祉部こども安全課長が委託業者審査委員会委員長として定めた4名の委員（福祉部こども安全課副課長、同課主幹2名、同課主査1名）からなる審査委員会で、企画提案事業者からの企画提案書、予算書及び法人概要等により、事業者の実施体制や提案内容を審査した。</p> <p>評価点数が最も高かった企画提案事業者が委託先として選定された。</p>
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

企画提案方式による随意契約を採用した理由として、「研修内容を効果的に受講者に伝えるための創意工夫などの企画力が求められる。また、受講者計2,000名の研修申込への対応や、研修会場における受付等を円滑に実施するためには、同規模の研修開催経験がある事業者でなければ実施できない業務である。」が挙げられている。

また、企画提案事業者の実施体制や提案内容を審査する審査委員会が福祉部こども安全課副課長以下、全て同課の職員となっている。

その他、仕様書では、受講人数が乳幼児コースは約600～700名、学齡児コースは約400～500名、民生・児童委員コースは約1,000名～1,200名となっているが、実績報告書では、受講人数が乳幼児コースは493名、学齡児コースは170名、民生・児童委員コースは677名となった。

vi) 監査の結果

【意見44】入札の参加資格や仕様書で入札参加者を限定し、競争入札で事業者を選定すべきである。

企画提案方式による随意契約を採用した理由として、「研修内容を効果的に受講者に伝えるための創意工夫などの企画力が求められる。また、受講者計2,000名の研修申込への対応や、研修会場における受付等を円滑に実施するためには、同規模の研修開催経験がある事業者でなければ実施できない業務である。」が挙げられている。この理由であれば、参加資格や仕様書で入札参加者を限定し、競争入札で事業者を選定することができると思われる。また、当該研修事業の講師は、別の委託契約である平成30年度児童虐待防止サポーター研修講師派遣事業業務委託において、1者随意契約により、特定非営利活動法人埼玉子どもを虐待から守る会と締結している。研修講師は、司法・福祉・保健・医療等の分野で児童虐待についての高い専門性を持つ講師が求められるので、競争入札には適さない面があることも理解できるが、児童虐待防止サポーター研修事業は講師派遣を含まない研修事業であるため、この点からも競争入札で事業者を選定すべきと考える。

なお、令和2年度においても当該委託事業が継続的に行われる場合には、競争入札での事業者の選定を検討するとのことである。

【意見45】 研修受講者数が想定を下回った場合は委託費の減額を検討すべきである。

当該委託契約では、乳幼児コース、学齡児コース、民生・児童委員コースのそれぞれにおいて、研修受講者数が仕様書に記載された想定研修受講者数を下回っている。また、委託先の予算書には、仕様書に記載された研修受講者数に応じた、教材印刷費や修了カード作成費が、単価×人数で記載されて、県もそれを予定価格としている。

教材印刷費や修了カード作成費については、受講者数が想定研修受講者数を下回った場合、委託先の費用負担は予算よりも少なくなるが、委託先から契約金額と同額の委託費を請求され、検査合格として契約金額と同額の委託費を支払っている。県は委託先に対して委託費を払い過ぎている状況となっているが、本来は精算すべきであると考える。

なお、契約書には、このような場合の精算についての定めがないため、県と委託先の間で協議することになるが、そもそも精算についての定めを盛り込むべきである。

(2) 平成 30 年度 里親フォスタリング事業委託業務

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

里親のリクルート、研修、登録から委託後の里親支援までの一連の包括的な業務を実施し、質の高い里親養育体制を確立するとともに、里親委託の推進を図るものである。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	24,000

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	特定非営利活動法人 キーアセット
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	24,000,000 円
選定理由	<p>企画提案方式を採用した理由は、以下のとおりである。</p> <p>十分な専門性と高度な企画力、豊富な経験を有した人材の確保を必要とすることから、入札金額に基づく不特定多数者の競争にはなじまない。このため、公募により広く企画提案を求め、その中からもっとも優れた提案者を業務委託候補者として選定し契約する必要がある。</p> <p>また、企画提案の概要は以下のとおりである。</p> <p>企画提案事業者は 1 者であった。</p> <p>4 名の委員（福祉部少子化対策局長、こども安全課長、中央児童相談所長、越谷児童相談所長）からなる審査委員会で、企画提案事業者によるプレゼンテーション、提案書及び見積書を基に提案内容の優劣を審査した。</p> <p>企画提案事業者の評価点は選定対象外となる評価点を超えていたため、委託先として選定された。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

平成28年に改正された児童福祉法において、子供の家庭養育優先原則が明記され、埼玉県5か年計画では、里親等委託率（社会的養護が必要な児童のうち、里親等（里親及び

ファミリーホーム)において養育されている児童の割合)を平成27年度末の現状値17.8% (里親等委託児童数264人)から令和3年度末には目標値23.0%としている。

当該委託契約では、里親のリクルート、研修、登録から委託後の里親支援までの一連の包括的な業務を委託している。委託先の企画提案書では、目標数値等の設定として、問い合わせ件数 250 件、登録家庭：委託打診可能な里親 10 家庭としているが、業務完了報告書の業務内容別実施状況では、問い合わせは 255 件あったが、年度内に里親登録に至った家庭は 1 家庭にとどまったとのことである。

なお、検査調書では検査意見は合格となっている。

vi) 監査の結果

【意見 4 6】費用対効果が低く、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるといった観点からは問題がある。

業務委託仕様書では、里親の新規登録について数値目標の設定等はなく、委託先の企画提案書において 10 家庭という目標数値が設定されているだけであるが、年度内に里親登録に至った家庭は 1 家庭にとどまったとのことである。

平成 28 年に改正された児童福祉法において、子供の家庭養育優先原則が明記され、県の役割は、里親等委託率向上のため、より多くの里親を開拓し、里親と協働できる環境を作り、子供にとって必要な安定した里親養育が継続できるよう支援し、子供の最善の利益の追求と実現を図ることとなった。

県は、この里親等委託率向上を図るために、先進的、かつ、積極的に取り組んでおり、この取り組みは評価できる。また、里親の登録にまで至ることが簡単ではないことも理解している。

そうではあるが、24,000 千円の委託費を費やしたが里親登録が 1 家庭であったという結果は、費用対効果が低く、効果的な委託業務ではなかったと言わざるを得ない。今後、この取り組みが着実に実を結んで行くことを期待する。

(3) 発達障害地域療育センター事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

発達障害について、発達支援サポーターの育成等による気づき効果の高まりにより、専門的な支援を希望する方が増えている。このため、発達障害の特性が気になる子供に対して専門職が個別療育を実施する地域療育センターを、9つの障害保健福祉圏域（南西部、県央、秩父、東部、利根、西部、北部、南部、川越比企）に1か所ずつ運営し、身近な地域の療育体制の拡充を図るものであり、児童発達支援センター等に作業療法士等の専門職を配置し、発達障害の特性が気になる子供に対して個別療育を行うとともに親支援を実施する地域療育センターの運営を委託するものである。

なお、地域療育センターの利用期間は原則1年とされ、地域の支援機関への移行を促進して新規利用者の受入を拡大するとともに移行後もフォローアップを実施することになっている。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
金額	—	10,800	10,800	16,200	13,770

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	社会福祉法人 朝霞地区福祉会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	13,770,000円
選定理由	<p>業者選定の理由は、業者等内申書において、以下のように記載されている。</p> <p>地域療育センターの運営には、発達障害児支援のノウハウが必要であり、以下の条件が求められる。</p> <p>①児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の運営法人又は子供の発達支援巡回事業の受託法人（いずれも営利法人及び地方公共団体を除く）であること。</p> <p>②発達障害児の支援に精通した作業療法士等の専門職がおり、個別療育や親支援を実施する体制を整えていること。</p>

	<p>③平成 29 年 11 月現在における 9 センターの利用実績は利用者 1,095 人、延べ利用者 5,925 人となっている。各センターでは経験豊富な専門職を配置し、一人ひとりの発達障害の特性に合わせた個別療育や親支援を実施している。</p> <p>④発達障害の特性として、変化に脆弱であるため、委託先を変更すると今までの一人ひとりの発達状況に応じた支援の継続が困難となり、事業実施に支障が生じる。</p> <p>以上のことから、本事業を実施するには、現行の委託先以外にない。</p> <p>また、南西部地域療育センターの委託事業者である社会福祉法人朝霞地区福祉会は、以下の理由により選定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南西部地域療育センターは、平成 27 年 6 月 22 日に開所し、一人ひとりの発達障害の特性に合わせた個別療育や親支援を実施している。発達障害の特性として、変化に脆弱であるため、委託先を変更すると一貫した事業実施に支障が生じ、支援の継続が困難となる。 ・経験豊富な専門職を配置し、適切に業務を遂行している。 <p>なお、契約方法は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質又は目的が競争入札に適さない）及び財務規則第 103 条第 3 項第 4 号（内容の特殊性により契約の相手方が特定される）の規定による 1 者随意契約とされている。</p>
--	---

v) 委託契約の遂行状況の検討

県では発達障害の支援のため、平成23年度から予算・組織を拡充し、県の重要プロジェクトとして重点的に事業を実施してきた。そして、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転に併せ、平成29年1月に「発達障害総合支援センター」を、県の発達障害児支援の拠点として新規に開設した。

当センターでは、発達障害支援のねらいとして、「乳幼児期から成人期まで全てのライフステージを支援」することとし、「発達障害に早期に気づき、適切に支援することで生活上の困難さを改善し、本人と家族の負担を軽減する。」「成長段階に応じた支援により、一人一人がその能力を発揮できる社会を実現する。」こととしている。

また、当センターが実施する事業を「人材の育成」「親への支援・支援手法の普及」「地域支援・相談支援」とし、外部の専門機関へ委託して実施する事業を「診療・療養の拠点づくり」「成人期の支援」としている。

発達障害地域療育センター事業は、上記の「診療・療養の拠点づくり」に係る事業として実施されている。

地域療育センターの業務は、発達障害に専門的な知識を有する作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士及び臨床発達心理士などの有資格者を配置し、対象となる児

童及びその親に対し、個別養育として、親との面接や発達検査、個別療育計画書に基づく個別療育プログラムの実施、地域支援や親支援を行うものである。

vi) 監査の結果

【意見47】乳幼児期の発達障害支援において、発達障害総合支援センターと県立小児医療センターとの連携は行われているが、福祉の増進のため、この連携の取組みを継続的に実施させるべきである。

まず、発達障害総合支援センターでは、小児医療センター保健発達部の医師、専門職に対し、当センターの実施事業の概要を説明し、事業への理解、意見をもらっている。

また、当センターでは、子どもが社会性を身に付ける親子グループ支援研修を小児医療センターの医師や専門職の協力を得ながら実施している。すなわち、実習形式の研修とするため、支援のモデルとして、小児医療センターを受診した親子（患児と保護者）に参加してもらっている。同研修には児童発達支援センターの職員や市町村の保健師等の参加を促し、自らが発達障害児の特性に応じた支援ができるようノウハウを学ぶ場を提供している。

さらに、小児医療センターの専門職に、中核発達支援センターと地域療育センターの合同事例検討会に出席してもらい、助言をもらっているほか、医師等が当センター主催研修の講師等を務めてもらっている。

なお、県立小児医療センターを含む埼玉県立病院は、令和3年度の地方独立行政法人設立に向けて準備を進めているところであるが、独立行政法人化移行後も、当センターと県立小児医療センターが引き続き連携を図ることで、県の発達障害支援はより効果的で充実したものとなるを考える。

7. 保健医療部

(1) 部全体に関する業務委託全般

【意見48】同一の委託先に1者見積による随意契約により委託している場合、中長期的な観点から随時事業の見直しを検討することが望まれる。

業務の性質又は目的が競争入札に適さないために1者見積による随意契約となっている契約について、今後も委託先を変更する可能性がない事業においては、中長期的なビジョンから随時事業の見直しを検討すべきである。

その為には、各事業において具体的な実績について報告を受領し、予実管理や効果の測定を行った上で、総合的・包括的に事業の評価を行うことが有効である。これにより、同一の委託先の中で経験値やノウハウを共有して他事業の向上につなげることも可能となる。効果的かつ効率的な事業の遂行のために複数の事業を一つの契約に統合することが適切である事業の存在を見出せるかもしれないし、長期継続契約の条件を満たす事業については、長期継続契約を採用することによりコストの適正化やコスト削減の可能性も見出すことができるかもしれない。

このように、同一の委託先と契約している業務については、事業ごとに実績の評価・検討を行うのみでなく、事業相互間のシナジー効果等も勘案し、次年度以降に他事業の向上にもつながるような契約を検討することが望まれる。

監査対象のうち、この意見の対象となるのは以下のとおりである。
なお、以下の事業には、既に事業廃止となったものも含まれている。

委託先	対象の委託
埼玉医科大学 病院	「母体救命コントロールセンター運営事業委託」 「新生児心肺蘇生法研修実施事業委託契約」 「搬送調整体制強化事業委託」 「不妊専門相談センター事業委託」 「埼玉県肝臓病相談センター運営等事業委託」 「平成30年度埼玉県アレルギー疾患対策事業委託」 「がん検診結果統一集計事業委託」 「精神科常時対応施設運営事業」
一般社団法人 埼玉県医師会	「特殊救急医療体制（耳鼻咽喉科）運営等委託業務」 「母体・新生児搬送コーディネーター事業」 「埼玉県救急医療情報センター運営事業委託」 「埼玉県大人の救急電話事業委託」 「平成30年度埼玉県女性医師支援センター相談窓口運営事業委託」 「平成30年度埼玉県総合医局機構医師獲得活動推進事業委託」 「平成30年度がん検診従事者技能向上講習会開催事業委託」 「平成30年度埼玉県難病指定医等研修事業」

公益社団法人 埼玉県看護協 会	「再就業技術講習会事業委託」 「ナースセンター事業委託」 「働きやすい職場づくり支援事業業務委託」 「届出制度活用促進事業業務委託」
-----------------------	---

特に公益社団法人埼玉県看護協会は、看護の質の向上及び看護職が長く働き続けることができる環境づくりの推進を目的とした組織である。対象の委託契約は、独立した契約となっているが、相互に関連している事業である。

これまでの各事業の実績を踏まえ、今後の具体的な展望や目標値を設定することが望まれる。なお、訪問看護については、埼玉県5か年計画や埼玉県地域保健医療計画（5年計画）に目標値が設定されている。

それらの目標値の実現に向け、各事業の適正な規模を常に見出し、中長期的なビジョンをもって今後の施策展開を図ることを検討すべきである。

【意見49】チェック証跡が残る「財務に関するチェックシート（契約編）」は適切に保存すべきである。

「財務に関するチェックシート（契約編）」は、出納総務課が作成し、契約締結の際に活用することを推奨しているフォームとのことである。現状は、一部の担当課においては、起案及び決裁の際に契約書の内容をチェックするために使用しているが、決裁が終われば廃棄してしまうケースもみられた。

出納総務課が作成した「財務に関するチェックシート（契約編）」を、事務手続き上必要な項目を確認するための参考フォームとして利用したのであれば、起案・決裁時に、必要な要件が漏れなく検討され、契約書に必要事項が漏れなく含まれていることを確認したという証跡を残すため、決裁完了後も「財務に関するチェックシート（契約編）」あるいはそれに準ずる記録を保存することが望まれる。

(2) 風しん抗体検査事業委託契約

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

県民の先天性風しん症候群の予防と風しん拡大防止を図るため、埼玉県が委託した医療機関で無料の風しん抗体検査を行う業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	(単価契約) HI 法: 5,090 EIA 法: 6,600	(単価契約) HI 法: 5,250 EIA 法: 6,690	(単価契約) HI 法: 5,250 EIA 法: 6,690	(単価契約) HI 法: 5,300 EIA 法: 6,700	(単価契約) HI 法: 5,300 EIA 法: 6,700

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

(当初契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日)

iv) 契約者名 (委託先名) とその選定方法

項目	内容
契約者名 (委託先名)	一般社団法人埼玉県医師会 他 40 医療機関
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	検査 1 件当たり HI 法: 5,300 円 EIA 法: 6,700 円 総支払金額は、59,170,400 円
選定理由	埼玉県内の受託可能な医療機関を次のとおり選定することにより、広く県民が風しん抗体検査を受検できる体制を整備するための事業であるため、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。 (選定された医療機関) ・一般社団法人埼玉県医師会会員の医療機関 1,688 機関 ・非医師会会員の医療機関 40 機関 (このうち 1 機関については、平成 30 年 9 月 1 日より契約開始)

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、埼玉県内の市町村（さいたま市、川越市、越谷市及び川口市は除く）に住民登録がある県民に対し、風しん抗体検査事業を実施し、県民に先天性風しん症候群の予防と風しんの感染拡大防止を促すことを目的としている。

埼玉県と風しん抗体検査事業委託契約を締結した医療機関のみが当事業を実施することができる。平成30年度は、一般社団法人埼玉県医師会会員の医療機関1,688機関及び非医師会会員の医療機関40機関（うち1機関については平成30年9月1日に契約締結）が埼玉県と風しん抗体検査事業委託契約を締結して当事業に携わった。

検査実施医療機関は、検査を実施した月の翌月の15日までに、「埼玉県風しん抗体検査実施状況報告書兼請求書」に「申込書兼検査結果通知書」及び「検査機関が発行した検査結果票」を添付の上、埼玉県へ実績を報告している。

なお、平成30年12月末時点で、平成29年度の3,430件を大きく上回る8,219件の検査が実施されたため、委託契約期間の終期を、当初の平成31年2月28日から平成31年3月31日へ変更を行っている。

vi) 監査の結果

【指摘3】 回議・合議書の決裁押印に際して、鉛筆書き又は修正テープの利用は避けるべきである。

平成30年4月1日付回議・合議書「平成30年度埼玉県風しん抗体検査事業委託執行願いについて（非医師会）」の決裁区分欄に「感染症対策幹」と記載されていたが、鉛筆で二重線を引かれた横に「課長」と鉛筆で記載されていた。また、課所長欄に修正テープが貼られた上に押印されていた。

これについて、決裁当初の段階では感染症対策幹決裁で回議・合議書が決裁に回付されていたが、その後、当事業は専決事項や財規等に基づき、保健医療政策課長の決裁が求められる案件であることが判明し、手書きや修正テープで修正を加えたとのことであった。正式な文書において鉛筆書きや修正テープを貼った上に押印することは適切ではない。文書規程に基づき、適正に文書を作成することが望まれる。

(3) 平成 30 年度 H I V ・ 性感染症検体検査業務委託契約

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

県民の H I V ・ 性感染症のまん延防止、早期発見を図り、業務の効率化やコスト削減を図るために、県内 13 保健所で実施している H I V ・ 性感染症の検査相談における検体検査業務を委託するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	(単価契約。税抜) H I V 710 円、梅毒 RPR 法 60 円、梅毒 TPHA 法 160 円、FTA-ABS 960 円、クラミジア 1,060 円、HBS 400 円、HCV 450 円、HCV-RNA 3,190 円、HTLV-1 (CLIA 法) 770 円、HTLV-1 (ウエスタンブロット法) 4,060 円 執行額：4,231,332 円	(単価契約。税抜) 同左 執行額：4,719,459 円

H29：契約金額（全て税抜表記）

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社保健科学東日本
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	検査 1 件当たり H I V 710 円、梅毒 RPR 法 60 円、梅毒 TPHA 法 160 円、FTA-ABS 960 円、クラミジア 1,060 円、HBS 400 円、HCV 450 円、HCV-RNA 3,190 円、HTLV-1 (CLIA 法) 770 円、HTLV-1 (ウエスタンブロット法) 4,060 円 総支払金額は、4,719,459 円
選定理由	臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 で登録している埼玉県内の業者は 23 業者あり、そのうち、H I V ・ 性感染症検査業務で必須である検査業務の「血清学」の登録を受けている業者は 13 業者ある。これら 13 の業者に対して、平成 30 年 1 月 17 日に埼玉県が指定する時間に搬送できるか等について照会を行った。その結果、株式会社保健科学東日本のみが対応可能であるとの回答を受けた。

	<p>よって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社保健科学東日本は、各保健所の指定時間に搬送できるなど検査の業務条件を満たす県内唯一の業者である。 ・臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 で登録している県内業者であるため、定期的に保健所の立入検査などを受けしており、一定の検査体制が確保できている業者である。 ・県内で 4 業者しか存在しない公益財団法人日本適合性認定協会が認定する国際規格「ISO 15189（臨床検査室認定）」を有している業者であり、十分な精度管理能力を有している業者である。 ・東京都など他の地方自治体において同様な検査を受注し、誠実に履行しており、検査実績がある業者である。 ・埼玉県では、平成 29 年度に同様の検査業務委託契約を締結しており、誠実に履行した業者である。 <p>との理由から、業務の性質又は目的が競争入札に適さず、この業務の履行が見込める業者は埼玉県内において株式会社保健科学東日本 1 者のみであり、随意契約としている。</p>
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

平成 29 年度より、埼玉県内 13 保健所で実施している HIV・性感染症の検査相談における検体検査業務を民間検査所に外部委託している。

外部委託することにより業務の効率化やコスト削減を図り、県民の HIV・性感染症のまん延防止、早期発見を図ることを目的としている。

財源は、一般財源 1/2、国庫支出金 1/2 である。

委託報酬は、月毎、保健所毎に、項目ごとの件数を集計した「検査結果報告書」、13 保健所の実績を取りまとめた「HIV・性感染症検体検査確認表」、「検査請求書」を作成し、埼玉県に提出している。

vi) 監査の結果

【意見 5 0】各地域の保健所のスケジュールに濃淡をつけるなど適正かつ効果的なリソースの配分を行うよう工夫すべきである。

埼玉県に提出された検査実績によると、検査のニーズに対して必要かつ十分な検査日程が確保されていないと見られるケースがある。

例えば、平成 30 年 9 月の「HIV・性感染症検体検査確認表」では、狭山保健所では 13 保健所中最も多い 84 件の検査を実施している。平成 30 年 9 月の各保健所検査カレンダーによると、狭山保健所は 9 月 10 日（昼間通常検査及び即日検査）、13 日（スクリーニング検査の結果判明日）の 2 日間が割り当てられていた。

熊谷保健所についても平成30年9月の実績件数は82件と、13保健所中2番目に多い件数であったが、検査日程は、9月13日（昼間即日検査のみ）、25日（昼間及び夜間通常検査のみ）、19日及び28日（スクリーニング検査の結果判明日）の4日間が割り当てられていた。

また、東松山保健所の平成30年9月の検査実績は31件であり、検査日程は9月3日（昼間通常検査のみ）、20日（昼間即日検査のみ）、6日及び26日（スクリーニング検査の結果判明日）の4日間であった。

一方で、草加保健所の平成30年9月の検査実績は0件であり、検査日程は9月13日（昼間即日検査のみ）及び19日（スクリーニング検査の結果判明日）の2日間であった。その他の9保健所においても、18件から72件の間で検査実績にばらつきが見られた。

上記は平成30年9月の単月の結果ではあるが、検査の需要が多い地域の保健所の日程が多く確保されていて、需要の比較的少ない地域の保健所の日程が相当する日程を確保しているとは言い難い。もちろん、業務の性質上、上記の草加保健所のように平成30年9月において検査実績が0件だったからといって、日程を全く確保しなくてもよいという結論にはならない。

しかしながら、当事業の目的に、民間検査企業に業務委託することにより業務の効率化やコスト削減を図るということが掲げられているのであれば、必ずしも全地域の保健所の日程を一律に同程度確保するというのではなく、地域ごとのニーズや交通の利便性なども考慮し、各地域の保健所のスケジュールに濃淡をつけるなど適正かつ効果的なリソースの配分を行うよう工夫することが望まれる。

(4) 平成 30 年度特殊救急医療体制（耳鼻咽喉科）運営等委託契約

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

特殊救急（耳鼻咽喉科）患者の応需体制を確保することを目的とし、休日に受診医療機関を探すことが困難な特殊救急医療（耳鼻咽喉科）について、県内東西 2 か所での初期救急体制、県内 1 か所での二次救急体制を整備する業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	9,927	17,997	18,351	18,299	18,504

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般社団法人埼玉県医師会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	18,504,845 円
選定理由	休日に受診医療機関を探すことが困難な特殊救急医療（耳鼻咽喉科）の救急体制を整える業務であるため、当業務の遂行には、輪番に参加する耳鼻咽喉科の医師を確保する能力が求められる。この業務を行うことができるのは、埼玉県全体を包括する医療の提供団体である一般社団法人埼玉県医師会以外にはなく、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、休日に受診医療機関を探すことが困難な特殊救急医療（耳鼻咽喉科）について、埼玉県内 2 か所での初期救急体制、県内 1 か所での二次救急体制を整備し、特殊救急（耳鼻咽喉科）患者の応需体制を確保することを目的としている。

業務内容は、以下のとおりである。

(1) 耳鼻咽喉科救急診療体制の運営

輪番参加医療機関の確保、当番表の作成、体制確保に要する費用の支払い、連絡・調整事務及びその他の事務

- (2) 応需体制確保及び診療実績の整理・報告
委託者の求めに応じ、運営状況等を整理し、報告
- (3) その他付随する業務
 - (1) 及び(2)以外の業務であって、当該診療体制確保に必要な業務

委託報酬は毎四半期ごとに概算で支払われている。

業務終了後、委託先は埼玉県に完了報告書と共に、(1)年齢層別、市町村別の初期救急受診者数、疾病別の初期救急受診者数、(2)二次救急搬送数、手術数、入院数に関する資料を提出している。

vi) 監査の結果

【意見5 1】適正な受診医療機関の設置について、需要に応じた当番回数を確保するよう改善すべきである。

業務完了報告の際に提出された当番表によると、患者数に応じた当番の医療機関が公平に確保できていないと見られるケースがある。

例えば平成30年4月～平成30年9月の期間における当番回数が、川口市は6回、越谷市は5回、草加市は1回であったが、同期間における川口市、越谷市、草加市における市町村別患者数は、それぞれ204人、143人、64人であった。これにより試算すると、川口市、越谷市、草加市における1回あたりの患者数は、それぞれ34人/回、28人/回、64人/回となり、各地域に公平に救急医療の窓口が確保されているとは言い難い。

今後、需要に応じた当番回数を確保するよう、改善が望まれる。

(5) 母体・新生児搬送コーディネーター事業委託契約

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

周産期応需情報により、NICUや産科病床の空き状況を一元的に管理し、周産期母子医療センターからの要請に基づき、転院搬送が必要な妊産婦や新生児が生じた際に、搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	33,115	33,115	33,115	33,478	32,670

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般社団法人埼玉県医師会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	32,670,000円
選定理由	円滑な搬送システムの構築のためには、オペレーション業務だけでなく、搬送対象となる母体や新生児についての知識の提供、コーディネーターへの医学的な指示や支援が必須となるほか、産科施設をはじめとする埼玉県内の医療関係者の主体的な活動や協力が欠かせず、このような調整を可能とする県内医療機関のネットワーク及び専門性を有する団体は、一般社団法人埼玉県医師会以外にはなく、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、周産期応需情報により、NICUや産科病床の空き状況を一元的に管理し、周産期母子医療センターからの要請に基づき、転院搬送が必要な妊産婦や新生児が生じた際に、搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーターを設置することを目的としている。

業務内容は、以下のとおりである。

- ① 周産期応需情報により、NICUや産科病床の空き状況を一元的に管理し、効率的に搬送可能な病院を調整する。

② 埼玉県内で受入医療機関が見つからない場合に、東京都との県域を越えた搬送受け入れについて調整を行う。

③ 母体・新生児について、状態が安定した後、埼玉県内の医療機関に戻すための「戻り搬送」の調整を行う。

委託報酬は毎四半期ごとに概算で支払われている。

事業終了後、委託先は埼玉県に実績報告書、委託料精算書及び委託料支出明細書を埼玉県に提出している。

vi) 監査の結果

【意見 5 2】 実態に即した予算（計算式）を策定することを検討すべきである。

埼玉県が算定した予定額の計算式（平成 30 年 3 月 26 日付決裁の執行伺い別紙「執行予定額算定根拠」）と、平成 30 年 4 月 1 日付で埼玉県医師会から提出された「概算経費明細書」の計算式が異なっているにもかかわらず、平成 30 年 4 月 1 日付の契約書案に記載された契約金額とは一致している。

また、埼玉県医師会から平成 30 年 4 月 1 日付で提出された概算経費明細書と、平成 31 年 3 月 31 日付で提出された実績報告書の委託料支出明細書とでは、各支出項目が見積（概算経費明細書）と異なっているにも関わらず、合計金額は当初の契約金額と一致している。

継続している事業であるため、毎年度、委託先から経費の実績のデータを入手し、次年度の予算の算定に資するよう予算と実績との比較分析を行い、今後、実態に即した予算（計算式）を策定することを検討すべきである。

(6) 平成 30 年度埼玉県大人の救急電話事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

大人の急な病気やけがに関する県民の不安を解消するとともに、軽症患者の救急病院等への集中による救急医療機関の負担を軽減するため、看護師が電話で助言する大人の救急電話相談業務を委託するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	36,775	40,302	55,777	135,399	143,380

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般社団法人埼玉県医師会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	143,380,965 円
選定理由	<p>当業務を遂行するためには、大人の急病等に適切に対応する相談体制を維持する能力が求められる。</p> <p>当事業は、相談内容や対応する診療科が多岐に渡ることから、相談体制の整備に当たっては相談員をバックアップするオンコール医師が必須であり、医師の確保及び調整業務が必要となる。</p> <p>また、相談者の求めに応じて、相談後に救急医療機関を案内するケースが多いことから、救急医療情報センター運営事業の委託業者としても業者選定を内申している一般社団法人埼玉県医師会が、当事業も併せて実施することで、円滑に業務を行うことが可能となる。</p> <p>上記の理由により、当事業の業務を円滑に行うことができる団体は、一般社団法人埼玉県医師会以外にはないと判断し、また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

大人の急な病気やけがに関する県民の不安を解消するとともに、軽症患者の救急病院等への集中による救急医療機関の負担を軽減するため、看護師が電話で助言する大人の救急電話相談業務を委託するものであり、事業内容は以下のとおりである。

(1) 電話相談

大人の急な病気やけがについて、家庭での処置方法や受診の要否等の助言を行う。ただし、治療や処置を支持するものではない。

(2) 医療機関の紹介

相談内容により医療機関への受診が必要と判断される場合、又は相談者からの依頼があった場合に、救急医療情報システム等を活用して医療機関を紹介する。

なお、電話相談に対応する相談員は看護師とし、相談員が医学的に必要であると判断した場合は、オンコールによる医師の支援を受け、相談者に対し適切な助言ができるよう配慮することとしている。

委託報酬は毎四半期ごとに概算で支払われている。

事業終了後、委託先は埼玉県に実績報告書、事業報告書、委託料精算書及び委託料支出明細書を埼玉県に提出している。

vi) 監査の結果

【意見53】適時に事業の実績の確認及び分析を行い、必要に応じて実施要領を実態に合わせて見直しを行う体制を整備すべきである。

「埼玉県大人の救急電話相談事業実施要領」に記載されている相談体制は、以下のとおりである（6実施方法（2）相談体制）。

	9:00～18:30	18:30～22:30	22:30～翌日 9:00
月曜日～金曜日	2人	3人	2人
土曜日	2人	4人	2人
日曜日・祝日・ゴールデン ウィーク・年末年始	3人	5人	2人

しかしながら、平成31年3月31日付で一般社団法人埼玉県医師会より提出された実績報告書の「①（3）②1日当たりの相談員数」では、以下のとおり報告が行われていた。

(単位：人)

曜日/時間	9:00～13:00 (B)	13:30～18:30 (C)	18:30～22:30 (D)	22:30～8:59 (G)
平日	2	2	3	2
土曜	2	2	4	2
日曜・祝日	3	4	4	2
ゴールデン ウィーク	5	4	5	3
年末年始	5	4	5	3

上記実績報告書において、実施要領と異なる体制となっていた曜日/時間帯の数値を囲み数値で表記している。

このことに関し、当初は実施要領の体制でシフトを組んでいたが、電話が繋がりにくいとの声があり、期中で相談員の体制を変更したとの回答であった。また、令和元年度の同事業が継続されており、平成30年度に実施した体制を継続しているとのことであるが、実施要領は改定していないとのことであった。

上記囲み数値の曜日/時間帯において、現実的に電話が繋がりにくく、十分に業務を遂行できないと判断したのであれば、実態に即して実施要領の改定を行うことを検討すべきである。

また、今後も、埼玉県内の人口の増減や環境の変化等に伴い、実施要領と実態とが乖離する場合も想定されることから、適時に事業の実績の確認及び分析を行い、必要に応じて実施要領を実態に合わせて見直しを行う体制を整備することが望まれる。

【意見54】期中においても委託先と随時連絡を取り合い、必要に応じて指導を行うような体制を構築することを検討すべきである。

平成31年3月31日付で一般社団法人埼玉県医師会より提出された実績報告書の「①(3)②1日当たりの相談員数」の備考欄に、「長期連休前(5/2、11/2、22、12/28)は18:30～22:30の相談員数を3人→4人へ増員し調整。その為、H31年1/7～3/31まで平日のB勤務相談員を1名に減らし調整」と記載されている。

しかしながら、実績報告書の「①(4)ア」月別相談件数には以下のとおり記載されている。

(単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
5,642	<u>6,264</u>	5,565	7,292	7,131	6,115

10月	11月	12月	1月	2月	3月
<u>6,302</u>	<u>6,202</u>	<u>7,670</u>	9,578	6,643	6,819

上記の月別相談件数の実績を見ると、確かに休日（特にゴールデンウィーク、連休や年末年始の前）は相談件数が比較的多いが（二重下線を引いた月参照）、相談員数を減らした平成31年1月から3月にかけて、相談件数が他の月に比べて少ないという事実は見られない。

委託先側で検討を行い、相談員数についてカレンダーを考慮して調整したとのことであるが、平成30年度においてはその調整が実態に即した形とは言えない状態であったように思われる。

委託先において、相談員の体制については過年度或いは当期の特殊事情等に基づいて決定することが望ましく、また、期中においても随時体制を見直すよう柔軟な体制を組むことが望まれる。

また、埼玉県側は、委託先から実績報告を年度末に受領するのみではなく、期中においても委託先と随時連絡を取り合い、期中にも報告を受けて必要に応じて指導を行うような体制を構築することを検討すべきである。

(7) 平成 30 年度新人看護職員定着支援事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための、国のガイドラインに沿った研修の実施に係る業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	4,627	5,397	5,227	5,011	5,011

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	公益社団法人埼玉県看護協会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	5,011,000 円
選定理由	<p>当業務を遂行するためには、新人看護師に基本的な臨床実践能力を獲得させるとともに、新人指導者を対象とした研修体制づくりを指導できる能力が求められている。</p> <p>公益社団法人埼玉県看護協会は、埼玉県内の保健師、助産師、看護師等を会員として組織され、看護に関する教育・研修や保健師、助産師、看護師等の確保と定着を図るための活動などを行っている。同協会は、現在、看護の分野における専門的なカリキュラムや教授陣を有し、新人看護職員の研修に関して高い実績を持つ。</p> <p>上記の理由により、当事業の業務を受託可能なのは公益社団法人埼玉県看護協会以外にはないと判断し、また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための、国のガイドラインに沿った研修の実施に係る業務を委託するものであり、事業内容は以下のとおりである。

- (1) 新人看護職員合同研修
- (2) 新人看護職員指導者研修

業務の実施に当たり、委託先は事業の実施計画及び収支予算書明細書を提出している。

また、事業完了後、事業完了報告に、研修の実施状況の概要、受講人数、受講者名簿がわかる資料、及び収支決算書明細書を添付して埼玉県へ提出している。

委託報酬は半年ごとに概算で支払われている。

vi) 監査の結果

【意見55】起案書には決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう徹底すべきである。

当事業の業務委託を実施するにあたり、平成30年3月15日付で執行伺い（委託）が起案され、稟議が行われているが、決裁年月日の記載がなかった。

この件に関し、確認したところ、他の同種かつ同時期に行われた起案の決裁日より推察すると、当事業の執行伺い（委託）について平成30年3月28日付で決裁が行われたと考えられるが、他に決裁が記録された資料等も存在しておらず、実際の決裁日を証明する根拠は残されていないという回答であった。

執行伺い（委託）の起案書の決裁年月日に記載がなされていないと、当事業が、正当な事前の承認プロセスを経て業務委託契約を締結することとなったという事実を担保する根拠が不十分である。

よって、当事業に係る業務委託契約の締結に関する事前の承認が適切に行われたかどうか、起案書に決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう、徹底することが望まれる。

(8) 平成 30 年度訪問看護研修事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

多様化する医療やニーズに対応し、訪問看護の促進や充実を図るため、訪問看護研修の実施に係る業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	1,017	1,128	1,551	1,427

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	公益社団法人埼玉県看護協会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	1,427,000 円
選定理由	当業務を遂行するためには、訪問看護に関する知識と高い技術を有し、それを実践する看護師の育成能力が求められている。 公益社団法人埼玉県看護協会は、埼玉県内の保健師、助産師、看護師等を会員として組織され、看護に関する教育・研修や保健師、助産師、看護師等の確保と定着を図るための活動などを行っている。同協会は、3つの研修センターや訪問看護ステーションを運営し、訪問看護の分野において専門的なカリキュラムや教授陣を有し、訪問看護に関する研修事業で高い実績を持つ。 上記の理由により、当事業の業務を受託可能なのは公益社団法人埼玉県看護協会以外にはないと判断し、また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、多様化する医療やニーズに対応し、訪問看護の促進や充実を図るため、訪問看護研修の実施に係る業務を委託するものであり、事業内容は以下のとおりである。

- (1) 精神科訪問看護研修
- (2) 管理者研修
- (3) 教育担当者研修

業務の実施に当たり、委託先は事業の実施計画及び収支予算書明細書を提出している。

また、事業完了後、事業完了報告に、研修の実施状況の概要、受講人数、受講者名簿がわかる資料、及び収支決算書明細書を添付して埼玉県へ提出している。

委託報酬は半年ごとに概算で支払われている。

vi) 監査の結果

【意見56】起案書には決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう徹底すべきである。

当事業の業務委託を実施するにあたり、平成30年3月19日付で執行伺い（委託）が起案され、稟議が行われているが、決裁年月日の記載がなかった。

この件に関し、確認したところ、他の同種かつ同時期に行われた起案の決裁日より推察すると、当事業の執行伺い（委託）について平成30年3月25日付で決裁が行われたと考えられるが、他に決裁が記録された資料等も存在しておらず、実際の決裁日を証明する根拠は残されていないという回答であった。

執行伺い（委託）の起案書の決裁年月日に記載がなされていないと、当事業が、正当な事前の承認プロセスを経て業務委託契約を締結することとなったという事実を担保する根拠が不十分である。

よって、当事業に係る業務委託契約の締結に関する事前の承認が適切に行われたかどうか、起案書に決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう、徹底することが望まれる。

(9) 平成 30 年度訪問看護ステーション体験実習事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

中・高校生、潜在看護師、病院看護師等訪問看護に興味を持つ幅広い看護師等を対象に、訪問看護への理解を深め、訪問看護ステーションへの就職につなげるため、現場体験実習を実施する業務を委託するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	1,717	1,938	1,938

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般社団法人埼玉県訪問看護ステーション協会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	1,938,000 円
選定理由	一般社団法人埼玉県訪問看護ステーション協会は、埼玉県内における訪問看護に関する情報収集・情報交換、知識の啓発・普及活動、サービス向上に資する研修会、講演会等の開催を行っている団体であり、埼玉県内の約 6 割の訪問看護ステーションが加入している。また、同協会は訪問看護師の人材確保や育成に取り組んでいる。 当業務を遂行するためには、体験実習希望者と埼玉県内全域の訪問看護ステーションとの調整機能を果たすことも求められている。 上記の理由により、当事業の業務を受託可能なのは一般社団法人埼玉県訪問看護ステーション協会以外にはないと判断し、また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業の目的は、埼玉県地域の在宅医療提供体制の充実に資するため、訪問看護師の確保や定着、資質向上、訪問看護ステーションの運営体制強化につながる研修等を実施することで、埼玉県内の訪問看護サービスの向上を推進することである。

また、埼玉県内の訪問看護ステーションにおいて、病院に勤務する看護師や、看護師を目指す学生、潜在看護師等を対象に現場体験実習を行うことで、訪問看護師の確保や訪問看護への理解へつなげるため、現場体験実習を実施する業務を委託するものであり、事業内容は以下のとおりである。

- (1) 訪問看護ステーションにおける現場体験実習
- (2) 当業務の効果検証等（アンケート実施・分析）

事業完了後、業務完了報告に、体験実習者名簿、受入事業所一覧、実習実施報告書（事業所提出）、アンケート調査結果、基本的な教材、その他当業務の内容がわかるものを添付して埼玉県へ提出している。

委託報酬は半年ごとに概算で支払われている。

vi) 監査の結果

【意見57】起案書には決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう徹底すべきである。

当事業の業務委託を実施するにあたり、平成30年3月23日付で執行伺い（委託）が起案され、稟議が行われているが、決裁年月日の記載がなかった。

この件に関し、確認したところ、他の同種かつ同時期に行われた起案の決裁日より推察すると、当事業の執行伺い（委託）について平成30年3月25日付で決裁が行われたと考えられるが、他に決裁が記録された資料等も存在しておらず、実際の決裁日を証明する根拠は残されていないという回答であった。

執行伺い（委託）の起案書の決裁年月日に記載がなされていないと、当事業が、正当な事前の承認プロセスを経て業務委託契約を締結することとなったという事実を担保する根拠が不十分である。

よって、当事業に係る業務委託契約の締結に関する事前の承認が適切に行われたかどうか、起案書に決裁年月日を含めて必要事項が全て記入されるよう、徹底することが望まれる。

【意見58】埼玉県内の広域かつ多様な機関から参加者を募り、特定の病院に偏ることのないよう配慮するよう、委託先に指導を行うべきである。

実績報告書において、課題・問題点として「一つの病院から多数の看護師の実習依頼があった」という点が認識されており、実習の参加者の母集団に多少偏りがあったと言える。

もちろん一つの病院から多数の看護師の実習希望があることは、訪問看護という仕事に対する興味が大きいものと考えられるが、埼玉県の実業としては、埼玉県内の病院の看護師、看護を学ぶ学生から満遍なく参加してもらうことが優先されるものとする。

よって、今後、当事業における現場体験実習の参加者を募集する際には、より一層、埼玉県内の広域かつ多様な機関から参加者を募り、特定の病院に偏ることのないよう配慮するよう、委託先に指導を行うことが望まれる。

(10) 平成 30 年度不妊専門相談センター事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

不妊、不育症で悩む夫婦等に対して専門的に支援ができる専門性の高い医師等が面接により治療や検査に関する個別の相談に応じ、併せて現在の不妊に関する課題に対応するため、埼玉県内の関係者に対し研修等を実施する業務を委託するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	埼玉医科大学総合医療センター
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	3,660,000 円
選定理由	当事業の業務内容は、不妊、不育症で悩む夫婦等に対し不妊要因に専門的に対応できる専門性の高い医師等が面接により治療や検査に関する個別の相談に応じ、併せて現在の不妊に関する課題に対応するため、埼玉県内の関係者に対し研修等を実施することである。 当業務を遂行するためには、埼玉県内の産婦人科と連携があり、かつ、泌尿器科も標榜し、男性不妊専門外来に対応可能であるという条件を満たす業者は、埼玉県内には埼玉医科大学のみである。 また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業の目的は、不妊・不育症及び妊娠に関し悩む夫婦等を対象として相談を行い、不妊・不育症及び妊娠の課題に対応するための適切な体制整備を図ることを目的としており、事業内容は以下のとおりである。

- (1) 利用者の健康状況に的確に応じた夫婦の健康に関する個別相談

- (2) 不妊に関する医療や相談に携わる方を対象に、不妊をめぐる現状を理解し、
- (3) 相談を担当する医師等の研修参加
- (4) その他相談に必要な情報収集

事業完了後、実績報告書を埼玉県へ提出している。

vi) 監査の結果

【意見59】 契約の条件等を変更する際には、時間的に余裕を持って手続きを行い、事業の運営がスムーズに行くよう、委託先に対する指導を強化すべきである。

当事業は、当初の契約期間は平成30年4月2日から平成31年3月29日までであった。

しかし、当初の契約期間満了日付である平成31年3月29日付で、埼玉医科大学から埼玉県へ、契約期間を平成31年3月31日までに変更したい旨の協議書が提出され、同日付で承認が行われている。

このことについては、医師等の日程を合わせるのが難しく、平成31年3月29日までに研修の日程が調整できなかったことが原因であるとのことであった。また、契約期間の変更については、もっと前に口頭では聞いていたとのことであった。

しかしながら、日程調整についてもっと早めに行うことは十分可能であったはずであり、どうしても平成31年3月の下旬頃まで契約期間を延長する必要があったとしても、契約期間変更に係る協議書はもっと以前に提出できたものと思われる。もし、書面の提出が遅くなり、適時に決裁されなかった場合、委託先は契約不履行となってしまうリスクがあった。

よって、契約の条件等を変更する際には、時間的に余裕を持って手続きを行い、事業の運営がスムーズに行くよう、委託先に対する指導を強化することが望まれる。

(11) 平成 30 年度埼玉県アレルギー疾患対策事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉県におけるアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患県民情報提供事業及びアレルギー疾患対策人材育成事業に係る業務を委託するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	4,136

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	埼玉医科大学病院
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	4,136,400 円
選定理由	当事業は、埼玉県におけるアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患県民情報提供事業及びアレルギー疾患対策人材育成事業を実施するものであるが、埼玉県内で唯一、埼玉医科大学病院が厚生労働省通知に基づくアレルギー疾患医療拠点となっている。よって、アレルギー疾患医療拠点としての機能の維持・向上を図るため、委託先として埼玉医科大学病院が適任であり、また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、埼玉県におけるアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患県民情報提供事業及びアレルギー疾患対策人材育成事業を実施するものである。

契約内容は、以下のとおりである。

(1) アレルギー疾患県民情報提供事業

- ・アレルギー疾患講演会（埼玉県民対象）の開催 2 回
- ・アレルギー疾患に関する相談窓口の開設 平日（月～金曜日）13～16 時
- ・アレルギー疾患医療を提供する医療機関情報の提供

(2) アレルギー疾患対策人材育成事業

- ・アレルギー疾患研修会（医療関係者）の開催 2回
- ・アレルギー疾患研修会（幼稚園、保育所等の職員） 2回

事業完了後、業務完了報告書、事業実績報告書を埼玉県へ提出している。

財源は、一般財源 1/2、国庫支出金 1/2 である。

vi) 監査の結果

【意見60】委託先からの業務完了報告は、適時かつ適切にレビューを行い、誤りがあれば速やかに是正させる体制を整備すべきである。

業務完了後、委託先からは業務完了報告書の他、事業実績報告書が提出されている。

事業実績報告書の中には、「小児科における食物アレルギー・アナフィラキシーに関する診療状況調査の結果」も含まれていた。

この「小児科における食物アレルギー・アナフィラキシーに関する診療状況調査の結果」に関するアンケート集計対象数、アンケートの「返送あり」と回答してきた数、公表等へ同意数に誤りがあったが、誤った数値が看過されたまま、事業報告書を受理していた。

その後、当包括外部監査人からの指摘により、委託先から実績報告書の修正を提出させたとのことであった。

委託先からの業務完了報告は、適時かつ適切にレビューが行われ、誤りがあれば速やかに是正させる体制を整備することが望まれる。

(12) 埼玉県常時対応施設運営事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

輪番病院で治療が困難な中毒性疾患患者、治療困難患者及び輪番病院の対応時間外について医療を提供する業務及び身体合併症のために埼玉県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第10条及び第14条に定める輪番病院での受け入れが困難な措置入院患者並びに救急要綱第18条の規定に基づき、輪番病院に入院中の措置入院患者のうち、身体合併症のために当該輪番病院での治療が困難なため転院が必要な者に対応する業務を委託するもの。

当事業は、埼玉県及びさいたま市が共同で実施している。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	委託先	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	(上段) 埼玉県立精神医療センター	2,985	2,993	2,985	2,971	2,971
	(下段) 埼玉医科大学病院	2,985	2,993	2,985	2,971	2,971

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	埼玉県立精神医療センター/埼玉医科大学病院
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	2,971,243円/2,971,243円
選定理由	<p>当事業は、重度の精神症状を呈する処遇困難患者及び身体合併症を併発している精神病患者を受け入れるため、24時間365日対応できる常時対応施設を指定し、空床を確保することが目的である。</p> <p>輪番病院で対応が困難な薬物依存等の精神疾患患者や脳梗塞等の身体合併症を有する精神疾患患者については、精神保健指定医が必ず常駐して医療スタッフも充実している埼玉県立精神医療センター及び精神科指定病床をもつ総合病院である埼玉医科大学病院のみが条件を満たす。</p> <p>よって、委託先としては埼玉県立精神医療センター及び埼玉医科大学病院が適任である。</p> <p>また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、埼玉県及びさいたま市が共同で実施している。

重度の精神症状を呈する処遇困難患者及び身体合併症を併発している精神病患者を受け入れるため、24時間365日対応できる常時対応施設を指定し、次に定めるとおり1日当たり空床を確保することが目的である。

- (1) 埼玉県立精神医療センター 2床
- (2) 埼玉医科大学病院 2床

委託期間終了後、埼玉県及びさいたま市へ、事業完了報告書、月別空床確保表、月別診療実績報告書を提出している。

vi) 監査の結果

【意見61】「重度の精神症状を呈する処遇困難患者」と「身体合併症を併発している精神病患者」へ対応するために確保する必要かつ十分な空床数を、随時見直す体制を整備することを検討すべきである。

当事業は、

- (1) 輪番病院で治療が困難な中毒性疾患患者、治療困難患者及び輪番病院の対応時間外について医療を提供する業務については、埼玉県立精神医療センターへ、
- (2) 身体合併症のために埼玉県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第10条及び第14条に定める輪番病院での受け入れが困難な措置入院患者並びに救急要綱第18条の規定に基づき、輪番病院に入院中の措置入院患者のうち、身体合併症のために当該輪番病院での治療が困難なため転院が必要な者に対応する業務については、埼玉医科大学病院へ、

それぞれ委託するものを1本の契約で締結しているものである。

また、上記5. に記載したとおり、埼玉県立精神医療センター、埼玉医科大学病院共に各2床の空床を確保することが規定されている。

しかしながら、「重度の精神症状を呈する処遇困難患者」と「身体合併症を併発している精神病患者」へ対応するために確保する空床の数を、一律2床ずつとすることが妥当であるかどうかについて、疑問が残る。

例えば平成30年4月の月別診療実績報告書によると、埼玉県立精神医療センターではほぼ毎日入院に対応しており、一日当たりの件数も多い日には5件となっている日もあり、延べ入院件数は63件であった。これに対し、埼玉医科大学が入院に対応した件数は平成30年4月で延べ3件であった。

埼玉県立精神医療センターは、輪番病院対応時間外について医療を提供する役割も担うことから、警察官通報件数の増加に伴い受け入れ件数が増加している。埼玉医科大学は、身体合併症を併発している精神病患者を受け入れるが、併発している身体合併症は、死因にもなりうる重篤な疾患も含んでいる。

このため、今後において受け入れを必要とする者が増加する可能性にも留意し、「重度の精神症状を呈する処遇困難患者」と「身体合併症を併発している精神病患者」へ対応するための十分な空床数を、随時見直す体制を整備することを検討すべきである。

(13) ひきこもり訪問サポート事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

ひきこもりの状態にある人の自宅等を訪問し、相談援助を行うことにより、社会参加の促進を図ることを目的とし、訪問サポート業務を委託するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	1,626	1,674	1,425	1,425	1,425

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	特定非営利活動法人KHJ埼玉けやきの会家族会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	1,425,000円
選定理由	当事業は、ひきこもりの状態にある人の自宅等を、ひきこもり等の経験がある訪問サポーターが訪問し、相談援助を行うことにより、社会参加の促進を図ることを目的としている。特定非営利活動法人KHJ埼玉けやきの会家族会は、NPO法人全国ひきこもりKHJ親の会の埼玉支部であり、これまでも数多くのひきこもりに悩む家族の相談に対応してきた。また、セミナーや家族会を定期的を開催するなど、引きこもりの訪問サポートに関する十分なノウハウとピア機能を有している。よって、委託先として特定非営利活動法人KHJ埼玉けやきの会家族会が適任であり、また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、ひきこもりの状態にあり、相談機関や集いの場当の社会資源を利用することが困難な者に対し、ひきこもり等の経験のある訪問サポーターが自宅を訪問し、相談援助を行うことによりひきこもりの状態にある者の社会参加の促進を図ることを目的としている。

委託金額は、1回の訪問又は相談につき5,000円であり、上限が1,425,000円である。

事業完了後、事業完了報告書、実施結果報告書（相談毎の対応記録）を埼玉県へ提出している。

vi) 監査の結果

【意見6 2】委託先の実績について、件数のみではなく質的な観点より定期的に評価を行う仕組みを構築すべきである。

ひきこもりに対応し、支援業務を適切に行うことができる業者は現在の委託先の他にもあると思われる。

現在の委託先の実績について、件数のみではなく質的な観点より定期的に評価を行う仕組みを構築し、他の委託先候補がないかどうかを随時探索し、随時委託先を見直すことが、ひきこもりへの対応業務の質の向上につながるものとする。

【意見6 3】恒常的に委託先側に過剰な負担を強いているのであれば、単価契約の見直しを含め、契約内容を再検討すべきである。

当委託契約は、上限を1,425,000円とする単価契約であるが、実施結果報告書によると、平成30年度は結果として2件分が予算超過となり、契約金額の上限との差額10,000円が委託先側の負担となった。

このような委託先側の負担が契約金額を上回る状況が恒常的に続いているのか、或いは一時的な現象なのかを調査・分析し、もし恒常的に委託先側に過剰な負担を強いているのであれば、単価契約の見直しを含め、契約内容の検討を行うことが望まれる。

(14) 平成 30 年度埼玉県難病医療連絡協議会事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉県内の在宅で療養する神経難病患者等が、居宅での療養が極めて困難な状態となった場合等に入院施設が確保されるよう難病医療連絡協議会事業を委託するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	4,031	7,305	6,212	5,978	6,522

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	6,522,000 円
選定理由	当事業は、在宅で療養する神経難病患者等が、居宅での療養が極めて困難な状態となった場合等に、適時、適切な入院施設の確保が行えるよう県内の医療機関等の連携による難病医療体制の整備を図ることを目的としている。 独立行政法人国立病院機構東埼玉病院は、平成 21 年度から県内唯一の難病医療拠点病院として県の指定を受けている医療機関である。難病医療連絡協議会事業は、国の難病特別対策推進事業実施要項の第 2 において、拠点病院が受託することとなっていることから、同病院は本事業を実施できる唯一の医療機関である。また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、埼玉県内の在宅で療養する神経難病患者等が、居宅での療養が極めて困難な状態となった場合等に入院施設が確保されるよう難病医療連絡協議会事業を委託するものである。

難病医療連絡協議会は、円滑な事業の推進に資するため、保健師、看護師等の資格を有する難病医療コーディネーターを配置し、具体的な役割は以下のとおりである。

- (1) 患者の入院施設確保に関する医療機関等との連絡調整
- (2) 患者の受け入れ医療機関の把握、紹介及び連絡調整
- (3) 入院に関する患者等からの各種相談
- (4) 難病医療に携わる医療関係者等に対する研修
- (5) 難病医療に関する調査・研究
- (6) 保健所が行う難病関連事業に対する支援・協力
- (7) 新たな難病の医療提供体制の構築に向け、検討を行うこと
- (8) その他難病対策の推進、難病医療ネットワーク体制に関すること

契約に当たり、委託先は事業実施計画書及び事業経費見積書を埼玉県へ提出している。

また、事業完了後、事業実施報告書、事業経費精算書、事業委託料請求書を埼玉県へ提出している。

vi) 監査の結果

【意見6 4】恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定すべきである。

独立行政法人国立病院機構東埼玉病院から提出された事業経費精算書によると、契約金額6,522,000円であるところ、実際に発生した経費の合計は8,277,220円であり、合計金額の下に調整額として「▲1,755,220円」と記載されており、1,755,220円だけ実質的な赤字であり、値引きしたものであると考えられる。

契約締結に当たり埼玉県へ提出された事業経費見積書と比較すると、主に賃金が見積書よりも約1,600,000円低く抑えられている。

このような委託先側における値引きが恒常的に続いているのか、或いは一時的な現象なのかを調査・分析し、もし恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定することが望まれる。

(15) 平成 30 年度埼玉県難病相談支援センター事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉県内の難病の患者及びその家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設である埼玉県難病相談支援センター事業を委託するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	3,658	8,912	6,827	6,078	6,078

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	6,078,000 円
選定理由	<p>当事業は、難病の患者及びその家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設である埼玉県難病相談支援センター事業を委託するものであり、当事業の実施に当たっては、医療相談等の業務を遂行する能力の他、事業の効果的な実施のために、指定医療機関その他の関係者との連携が求められる。</p> <p>独立行政法人国立病院機構東埼玉病院は、平成 21 年度から継続して本事業を受託し、相談業務や研究事業等を実施するとともに、関係機関との連絡調整を行ってきた。また、埼玉県全域において、難病患者支援のために行政・医療・介護・福祉・患者団体などの関係機関と地域や所属の別を問わず効果的な連携を行ってきた実績がある。</p> <p>以上より、委託先として国立病院機構東埼玉病院が適任である。</p> <p>また、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約としている。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、難病の患者及びその家族の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図ると共に、相談などを通じて地域における支援対策を一側送信埼玉県内の難病の患者及びその家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設である埼玉県難病相談支援センター事業を委託するものであり、具体的な事業内容は以下のとおりである。

- (1) 各種相談支援
- (2) 地域交流会等の自主活動に対する支援
- (3) 就労支援
- (4) 講演・研修会の開催
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 保健所が実施する医療相談事業及び訪問相談事業への協力
- (7) その他、事業の目的を達成するために必要な業務

契約に当たり、委託先は事業実施計画書及び事業経費積算書を埼玉県へ提出している。

また、事業完了後、事業完了報告書、事業経費精算書、事業委託料請求書を埼玉県へ提出している。

財源は、一般財源 1/2、国庫支出金 1/2 である。

vi) 監査の結果

【意見 6 5】 恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定すべきである。

独立行政法人国立病院機構東埼玉病院から提出された経費精算書によると、「事業経費積算書（参考）」と比べて人件費が約 60 万円抑えられている（「事業経費積算書（参考）」では賃金 5,408,720 円、「事業経費精算書」では 4,808,010 円）。

委託先側で人件費を予算に合わせて抑えている可能性もあり、実質的な値引きと考えられる。

このような委託先側における値引きが恒常的に続いているのか、或いは一時的な現象なのかを調査・分析し、もし恒常的に委託先側が超過分を負担せざるを得ない状況であるのなら、委託先へ過剰な負担を強いることを避けるため、実態に即した予算を策定することが望まれる。

(16) 平成 30 年度埼玉県難病指定医等研修事業委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

難病指定医及び協力難病指定医について、臨床調査個人票の作成のために必要な指定難病の診断及び治療に関する一般的知識等を習得するための研修事業の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	1,400	1,470	1,750	1,400

iii) 契約期間 平成 30 年 6 月 22 日～平成 31 年 3 月 15 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般社団法人埼玉県医師会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	1,400,000 円
選定理由	<p>当事業は、難病指定医及び協力難病指定医について、臨床調査個人票の作成のために必要な指定難病の診断及び治療に関する一般的知識等を習得するための研修事業を行うことを内容としている。</p> <p>難病の診断及び治療に関する研修内容を臨床的・実践的なものとする事並びに医師・医療機関と連絡を密にして研修会を円滑に運営することが求められる。</p> <p>一般社団法人埼玉県医師会は、埼玉県内の医師の約半数が所属し、郡市医師会及び埼玉県内の大学医師会との連携のもと、医学・医術の発達普及及び地域住民の保健・医療・福祉の発展に貢献することを目的とした団体であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師への研修を事業として実施しており、難病の医療に関する最新の知識及び経験を有する医師を講師として選定し、研修内容を臨床的・実践的なものとする事ができる ・埼玉県全域での公衆衛生の指導啓発、地域医療の推進発展に係る事業において地域や所属、専門性を問わず医師・医療機関と情報交換や連携を実施してきた実績がある

	<p>・長年にわたり、県内の医師・医療機関あてに保健医療行政に係る情報の周知等を実施してきたことにより、県の保健医療行政との協力体制が構築されている</p> <p>以上より、委託先として一般社団法人埼玉県医師会が適任である。</p> <p>なお、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため随意契約とし、また、契約の内容の特殊性により契約の相手先が特定されることより1者見積としている。</p>
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、難病指定医及び協力難病指定医について、臨床調査個人票の作成のために必要な指定難病の診断及び治療に関する一般的知識等を習得するための研修事業を行うことを内容としている。

難病指定医等研修事業委託仕様書によれば、研修の実施回数は2回、講師は各回3名、会場は各研修会100名程度の会場を確保することとなっている。

事業完了後、委託先より平成31年3月15日付で業務完了報告書、事業実績報告書、研修資料等が埼玉県へ提出され、同日付で内容の検査が行われた。内容は検査調書（委託）に記録されている。

vi) 監査の結果

【意見66】参加者が減少した原因について調査・分析を行い、参加者を増やすような工夫を行う、或いは事業自体のあり方についても検討することが望まれる。

難病指定医等研修事業委託仕様書によると、業務内容として、研修会を2回、各会100名程度収容可能な会場を確保する旨が仕様書に記載されている。

しかし、事業実績報告書によると、平成30年度の参加者数は、第1回は31名、第2回は24名であった。過去の参加者数は、平成27年度は合計618名、平成28年度は同414名、平成29年度は90名であったことを考慮すると、参加者数がかなり減少していると言える。

指定難病患者が医療費助成の支給認定を受けるためには、難病指定医が記載した臨床調査個人票が必要である。当事業は、指定難病患者がスムーズに医療費助成の支給を受けることができるよう、難病指定医及び協力難病指定医に対して臨床調査個人票の作成のために必要な指定難病の診断及び治療に関する一般的知識等を習得するための研修を実施するものであり、社会的にとっても大きな意義をもつ事業であることは理解できる。

従って、参加者が減少した原因について調査・分析を行い、参加者を増やすような工夫を行う、或いは事業自体のあり方についても検討することが望まれる。

なお、当事業は令和2年度より国が実施する「難病指定医向けオンライン研修サービス」へ移行することとなり、廃止となったとのことである。

(17) 献血動画制作及び配信業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

将来において重要な献血の担い手となる若年層かつこれまで献血にあまり接しなかった者に対し、献血の意義や方法を伝えるために、若年層に人気の動画を YouTube 上で配信する YouTuber に、県内献血ルームで献血を体験する動画を作成・配信する事業を委託するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	1,700

iii) 契約期間 平成 30 年 6 月 11 日～平成 30 年 7 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	UUUM株式会社
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	1,700,000 円
選定理由	当事業は、生活者に影響力のあるインフルエンサーを活用して情報発信を行うインフルエンサーマーケティングにより、落ち込みの激しい若年層献血のうち、将来の重要な献血の担い手となる 10 代～30 代の献血者数の減少に歯止めをかけるため、若年層に人気の YouTuber が献血を体験する動画を YouTube で放映することにより、視聴者に献血に対しての興味を抱かせると共に、献血の意義や方法等について紹介し、献血への協力を促すことを目的としている。 UUUM株式会社に所属している YouTuber である Masuo 氏のチャンネル登録者数は 100 万人を超え（全世界中で 68 位）、HIKAKIN 氏の幼馴染でもあり、同氏とのコラボ動画も多数アップロードされているため、ある程度の認知が見込まれる。日本で YouTuber が流行する前から活動しており、動画投稿本数も多く、およそ 1 日 1 本程度のアップロードがある。 「献血」となると依頼を受ける YouTuber が絞られてしまう

	<p>が、Masuo 氏は了承しており、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を持っている。</p> <p>以上より、予算の範囲内で依頼できる、信頼も高い YouTuber である Masuo 氏が所属する UUUM 株式会社は、チャンネル登録者数や動画視聴回数が多く、若年層に大きな影響力を持つ YouTuber が所属しており、官公庁と委託契約を結んでいる実績がある。</p> <p>よって、YouTube というメディアを通じ、若年層に対し献血というテーマを扱ったコンテンツを効果的に発信できる委託先は、Masuo 氏が所属する UUUM 株式会社に限られる。</p> <p>業務の性質又は目的が競争入札に適さないため随意契約とし、契約の内容の特殊性により契約の相手先が特定されることとして、見積の徴取は 1 者としている。</p>
--	---

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、将来において重要な献血の担い手となる若年層かつこれまで献血にあまり接しなかった者に対し、YouTube という媒体を利用して献血の意義や方法を伝える事業である。

当事業の仕様書に、動画の内容として、献血の一連の手順を体験し、希望者には約 2 週間後に献血検査の結果が送付され、日々の健康チェックにも役立てることができるという内容を入れ、Instagram を使用して当該動画へ誘導すること等が定められている。

当該動画の配信及び Instagram の投稿は、平成 30 年 7 月 30 日に行われ、委託先より提出された業務完了報告書に基づいて実際に動画が投稿された URL、Instagram を確認することにより検査が行われ、その記録は検査調書に残されている。

vi) 監査の結果

【意見 6 7】特殊性により契約の相手先が特定されることとして見積の徴取は 1 者とした明示的な根拠を示し、記録すべきである。

当事業の業務である YouTube の動画の作成・配信、Instagram への投稿について、予算の範囲内で情報発信力（一定の若年層登録者数）のある YouTuber の中から、Masuo 氏のほか、埼玉県出身の男性 4 人組グループや女性向けの発信を念頭に女子体育大学生などが候補者として挙げられ、候補者の絞り込みの過程において、Masuo 氏には一定の医療知識があり、内閣府の政府広報の見本作成に参画経験もあったことや、Masuo 氏以外の YouTuber については献血の実体験に対して内諾が得られなかったことなども考慮した結果、当事業の趣旨に最も適した動画を製作可能なクリエイターとして Masuo 氏を起用したとのことであった。

また、当事業の委託先として、Masuo 氏が所属する UUUM 株式会社が、YouTube における上位 100 チャンネルのうち UUUM 株式会社に所属する動画クリエイターによるもの

が最も多い割合（約3割）であり、その他の代表的な YouTuber 所属事務所では人気 YouTuber の相次ぐ脱退が発生したものや、著名 YouTuber による炎上騒動及び詐欺疑惑により活動を一時停止したものなど、組織運営に不安面が多かったことを考慮して、人気の YouTuber が多数所属しており、YouTube というメディアを通じ、若年層に対し献血というテーマを扱ったコンテンツを効果的に発信できる契約相手先はUUUM株式会社に限定されると判断し、YouTube 上のシェアや所属クリエイター、企業としての健全性等を踏まえ、委託先を1者に絞ったものであるという回答を得た。

当事業の契約の当事者はUUUM株式会社という法人がなっているが、実質的に、実際の業務の委託先としてはMasuo氏というYouTuber個人が選任されているよううかがえる。

また、Masuo氏がはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を持っているということも候補者を選定する上での根拠としているとのことであるが、献血を体験する動画を作成する上ではり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の知識がどのように繋がるのかが明確でない。

さらに、YouTubeを利用して若年層に対し献血というテーマを扱ったコンテンツを効果的に発信できる委託先が「Masuo氏が所属するUUUM株式会社に限定される」と判断する根拠の一つとして企業の組織運営の安定性を挙げているが、UUUM株式会社の健全性・安定性について明示的にわかるような資料・データは示されなかった。

よって、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため随意契約とし、契約の内容の特殊性により契約の相手先が特定されるとして見積の徴取は1者とした明示的な根拠を示し、記録することが望まれる。

【意見68】 若年層による献血の意義や方法の認知度がどれだけ上がったかという効果について、具体的な測定を行うべきである。

当事業において、動画の配信及びInstagramの投稿についてはその事実が確認されている。

しかしながら、当該動画の配信及びInstagramの投稿により、目的とした若年層による献血の意義や方法の認知度がどれだけ上がったかという効果について、具体的な測定は行われていない。

YouTubeによる10代～30代の献血者数の減少への歯止めについて、どのような効果・実績があったのかについて、様々な調査・分析の方法や指標を検討し、県民の納得がいくような説明すべきである。

8. 産業労働部

(1) 新都心ビジネス交流プラザ施設管理及び清掃業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

新都心ビジネス交流プラザの施設管理及び清掃業務について、仕様書に基づいて履行する。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	11,739	11,052	11,178	11,318	11,318

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社昭和総合サービス
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	11,318,400 円
選定理由	16 者応札の結果、辞退 14 者、予定価格超過 1 者により同社が落札した。

v) 委託契約の遂行状況の検討

競争入札を辞退した業者について各社の辞退理由は聞いていない。

業務委託仕様書にて要求されている委託業務実施状況報告書（業務日誌、警備日誌及び月次清掃作業一覧。月ごとに次月の 10 日までに提出）は期限内に提出され埼玉県の出発印が押印されている。

vi) 監査の結果

【意見 6 9】 辞退理由をヒアリングすべきである。

入札の辞退理由(仕様書要件に対応できない、人員がいない、金額に対応できないなど)を辞退者に対して聞き取り調査をすることは、次回の辞退者を減らし選定の経済性等を追求するための取り組みに生きるはずである。自由に記載する方式であると辞退者にとって負担になる可能性があるため、回答しやすいよう選択式にして回答してもらおうのも一つの方法であると思う。同時に仕様書要件に対応できない場合は、どこに対応できなかったか、仕様をどうすれば参加できたかをヒアリングしておくべきである。

(2) イノベーションリーダーズ育成プログラム業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

近年、起業希望者・起業家が減少しており、中でも20代以下の若い世代の起業希望者・起業家は大きく減少している。雇用を増やし、地域経済を持続的に成長させていくためには、創業を促進し、新産業を創出していく必要があることから、起業意欲のある若者を掘り起こし、ビジネスアイデアの事業化やその成長を支援していくための体制を構築する。

本事業では、創業件数20件（見込みを含む）、新規雇用者数20名（見込みを含む）及び創業による合計売上高1億円増（見込みを含む）を達成することを目標とする。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	—	30,295

iii) 契約期間 平成30年6月1日～平成31年3月29日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	30,295,000円
選定理由	2者参加による企画競争の結果、選定委員会で最高点を獲得した同社が選定された。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は地方創生推進交付金を活用しており、実施計画期間は3年間（平成30年度～令和2年度）である。KPIは年度毎に設定し、平成30年度のKPI（目標・実績）は以下のとおりである。

- ・本事業の支援による創業件数 0社・6社
- ・支援事業を通じた創業による新規雇用者数 0人・2人
- ・支援事業を通じた創業による売上高 0百万円・0百万円
- ・各種支援プログラム延べ参加者数 200人・710人

全項目について、目標を達成した。これは委託先が参加者を増やすためにグループ会社やSNSを使って積極的に周知したことによるものと思われる。

今後は、残りの実施計画期間における KPI 達成に向け、本事業の支援によって創業した者への支援（資金調達、販路開拓等）を実施する必要があると考えている。

平成 31 年 3 月 15 日付「埼玉県委託契約書の一部変更契約書」にて、履行期限が原契約書の平成 31 年 3 月 15 日から平成 31 年 3 月 29 日に変更された。

vi) 監査の結果

【意見 7 0】 審査において集客方法も重要な審査項目にすべきである。

各種支援プログラムの参加者を増やすためには、委託先がどのような周知を行うかについても、重要なこととして考えるべきである。参加型事業においては、例えば、過去に参加者を集めた事業の成功事例、逆に参加者が少なかった失敗事例を集約し参考資料として、また過去の応募業者の参加者を増やすための取り組みと実績を報告させ、これらの情報も踏まえて参加者を集めるための周知方法の良し悪しについて重要な審査項目にすべきである。

事業内容によって集客方法は変わってくると考えられるが、例えば審査項目としては以下のような例が考えられる。

①類似事業での集客実績

どのような集客方法でどの程度の集客実績があったか

②本事業での集客方法

ホームページ告知、折込チラシ、SNS の利用、他の類似イベントでの告知、など集客方法の手段の多様性や有効性

③集客体制

担当者 1 人で実施するものか、事業者を上げて取り組むものか

【意見 7 1】 契約書にて定める履行期間は余裕をもって定めるべきである。

当該契約は、履行期限の変更契約がなされている。履行期限を 2 週間延長しているが、延長するためには、「埼玉県委託契約書の一部変更契約書」を作成するなどの事務手続きが必要となった。当該事務手続きは、当初より履行期限を平成 31 年 3 月 29 日にしておけば不要の手続きであったと考えられる。契約書にて定める履行期限は起こりうる事態を想定し、余裕をもって定めるべきである。

(3) 埼玉県上海サポートデスク運營業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

県内企業が中国においてビジネス活動を展開する際の支援拠点として、「埼玉県上海サポートデスク」を運営するもの。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	13,565	18,351	18,500

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社マイツ
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	18,500,400 円
選定理由	契約者は平成 28 年に公募型の企画提案競技により選定された。同社は中国 9 都市に拠点を有し幅広いネットワーク、人脈を持っていることから、今後のビジネスマッチング推進をはじめ中国におけるビジネス支援を最も効果的に実施できる企業である。

v) 委託契約の遂行状況の検討

平成 30 年度は成約件数が目標に届かなかった。

成約件数が目標に届かなかった対応の一環として、委託先のモチベーションアップ等も目的とし令和元年度からは成約件数に応じた成果報酬を導入する。

成果報酬に変更されたが、成果報酬で契約される場合の基準が設けられていない。

ネットワーク推進員が定期的に企業訪問を行い、企業の課題やマッチングニーズとともに、県への要望についてもヒアリングをしている。集めた声については、月例実績報告書という形で報告を受けているが、要望等についてどう対応したかの記録を残していない。

vi) 監査の結果

【意見72】企業の要望に対する対応を記録として残しておくべきである。

県への要望についてもヒアリングをして集めた声については、月例実績報告書という形で報告を受けているが、要望等についてどう対応したかの記録を残していない。

県内企業の要望等についてどう対応したかの記録を残していないと、例えば担当者が変わった等の場合に過去の要望とそれに対する対応が確認できず、また過去の要望や対応を活かした改善活動が十分に実施できなくなるおそれがある。県内企業の要望に対する対応を記録として残し引き継いでいくべきである。

(4) 非正規対策・働き方改革推進専門家派遣等業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

専門家を県内企業へ派遣し、正社員転換制度の導入や職場環境の改善などの課題の解決を図ることで、非正規雇用者の正社員転換や働き方改革を進めるとともに、県内企業の人材確保・職場定着を支援する。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	13,540	13,541

iii) 契約期間 平成30年5月29日～平成31年3月15日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	一般社団法人 埼玉県中小企業診断協会
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	13,541,040円
選定理由	①企業支援実績を有する各分野専門家による支援体制の構築 ②社内規定整備、職務分析、現場改善などのコンサルティング能力、が求められる。 HPで公募したが応募は1者のみとなり企画提案審査会で応募1者が審査基準を満たしたため委託先として決定した。

v) 委託契約の遂行状況の検討

業務委託仕様書では成果目標として、以下のとおり定めている。

正社員転換や働き方改革に精通した専門家の育成	50人以上
専門家派遣による企業の課題解決企業数	100社以上
働き方改革モデル企業（先進事例）数	10社以上
事例集作成	2,000部

専門家派遣実績は102社と目標を達成した。

仕様書に定められた研修会参加者に対するアンケートは100%の回収率であった。

しかし委託契約とは別に、委託契約実施後に県が独自に行った専門家派遣を受けた企業に対する任意のアンケート（専門家派遣に対する感想調査及び、県全体の調査の一環とし

ての正社員転換の実績を調査するため)は回収率が30.4%にとどまった。約1/3の回収率で今後の事業に有用かつ有効となる考察が正確にできるのかが懸念される。

vi) 監査の結果

【意見73】アンケートについては回収率を上げるように工夫すべきである。

派遣先企業に対するアンケートという限られた母数の中でアンケートの回収率が低いと意見の隔たりなどにより正確な考察ができないおそれが生じ、低い回収率でのアンケート結果を今後の事業の参考とするとミスリードが起きる可能性もある。

当該アンケートは、3月までの正社員転換の調査を含むため委託契約期間の中では実施できず、委託契約終了後に県が独自に個別郵送で対応した。専門家派遣時に専門家から後からアンケートを送付する旨の告知を実施し、また昨年度の同様のアンケートは約6割の回答があり、この時の改善点も踏まえてアンケートを3月中に発送するなどの工夫を試みたが、結果的に本年度は回収率が低くなってしまったとのことであった。

今後は、例えば目標回収率を決め、目標に達するまでは未回答先には電話で回答依頼する、再度アンケートを送付するなどの方法が考えられ、また県の予算を利用した企業に対するアンケートであるから、今後よりよい事業となるよう回答協力をより強くお願いしていくべきである。

(5) シニア起業支援事業業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

シニア（概ね 60 歳以上）に、現役時代の知識や経験を活かし、小規模でも起業できることを提案し、少ない投資で身の丈に合った起業につなげることを目的とする。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	14,322

iii) 契約期間 平成 30 年 5 月 30 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社埼玉新聞社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	14,322,960 円
選定理由	2 者による企画競争の結果、選定委員会にて最高点を獲得した同社が選定された。

v) 委託契約の遂行状況の検討

業務委託仕様書では目標として「参加者の合計数 1,200 人」を掲げており、実績としては、目標を上回る 1,577 人の参加があった。

本事業の目標には掲げられていないが、選定委員会では起業数実績や起業数の独自目標についてヒアリングがされており、委託先は選定委員からの質問について参加者の 1 割程度の起業を目標としてとしているのに対し、他の応募者は独自目標として「参加者のうち起業した者が 20%以上」と資料に記載し、また「35%の実績がある」と口頭で回答している。なお、参加者のうち実際に起業した者は令和元年 7 月時点で 10 人 (0.6%) であった。

vi) 監査の結果

【意見 7 4】委託先に起業者数の結果に対する考察をヒアリングし次の事業に活かしていくことが望まれる。

県の本事業の目的は起業者数ではなく起業の意識づけであり、セミナー等の参加者合計数が唯一の目標となっている。

本事業を入り口として、続く事業となる起業を目的とした事業に活かすためにも、委託先に本事業における起業者数の結果に対する考察をヒアリングし次の事業に活かしていくことが望まれる。

(6) 埼玉県女性キャリアセンター運営事業等業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

女性の就業準備、職業紹介、職場定着、ステップアップまでの様々なチャレンジを支援し、女性の活躍の場を広げることができるよう当事業を実施する。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	103,624	118,632	129,436	129,248	135,448

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	パーソルテンプスタッフ株式会社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	135,448,000円
選定理由	説明会に9者参加、企画競争に2者参加表明も1者は辞退し、同社のみが選定委員会に参加し、最終的に選定委員会にて同社が選定された。

v) 委託契約の遂行状況の検討

企画提案競争に参加希望しなかった業者7者、参加表明したが企画競争を辞退した1者に不参加理由は聞いていない。

vi) 監査の結果

【意見75】入札参加者数を増加させるために、辞退理由をヒアリングするべきである。

企画競争に参加しなかった理由や辞退理由（仕様書要件に対応できない、人員がない、金額に対応できないなど）を聞き取り調査することは、次回の応募者を増やすための取り組みに生きるはずであり、応募者を増やすことは選定の経済性等を向上させるためにも重要なことである。自由に記載する方式であると辞退者にとって負担になる可能性があるため、回答しやすいよう選択式にして回答してもらうのも一つの方法であると思う。同時に仕様書要件に対応できない場合は、どこに対応できなかったか、仕様をどうすれば参加できたかをヒアリングしておくべきである。

(7) 平成 30 年度シニアインターンシップ推進事業業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

働く意欲のあるシニアに職場体験の場を提供し、インターンシップを通じて、新たな職場環境に不安を持つシニアと、シニアの採用に不安を持つ企業等の双方の理解を図ることで、シニアの就職を促進する。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	25,732	20,668

iii) 契約期間 平成 30 年 7 月 31 日～平成 31 年 3 月 15 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	マンパワーグループ株式会社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	29,987,565 円
選定理由	2 者の企画競争により、業務委託先選定委員会で点数の高かった同社が委託先として選定された

v) 委託契約の遂行状況の検討

業務完了報告書に基づき、検査を行った結果合格となり、委託額は当初の契約額の 29,987 千円から 9,319 千円減額され 20,668 千円で確定した。

業務委託契約書では、

「成果目標（※以下の内容を下回らないように受託者が設定）

- ・インターンシップ参加者 400 人以上
- ・就職決定者数 160 人以上

と記載されており、委託先も上記と同じ成果目標を設定したが、インターンシップ参加者 363 人が参加申し込み（達成率 90.7%）、就職決定者数 154 名（96.2%）と目標を達成することはできなかった。

なお、同事業により就職した方の就職後の追跡調査は実施していない。

vi) 監査の結果

【意見76】就職後の追跡調査を実施すべきである。

本事業により就職した方のその後の状況について、事業終了時にアンケートを実施しているが、半年や1年後といったその後の追跡調査はされていない。

追跡調査については個人情報を含むこと等の事情があり、事前に同意を得ていないと難しいとのことである。事業終了時に取ったアンケートは事前同意を得ていたが、その後の追跡調査の同意は得ておらず今回の追跡調査の実施は難しいとのことであった。

マッチングが適正であったかも就職支援する上で重要な事項であり、また今後の事業の課題を検討する上でも貴重な資料となりえるので、今後類似の事業を実施する場合には、追跡調査の事前同意を得るなどの工夫を検討し追跡調査を実施していくべきと考える。

9. 農林部

(1) 平成 30 年度儲かる観光農業支援事業に係る観光農園経営力向上研修事業

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉県内の観光農園経営者等を対象に、収益性や集客力の向上に資する集合研修の企画・運営の他、研修参加者募集チラシ及び申込書の作成、告知、とりまとめ、経営戦略プラン活用に向けた支援体制整備を含む業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	4,992	4,098

iii) 契約期間 平成 30 年 7 月 3 日～平成 31 年 2 月 28 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社パソナ農援隊
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	4,097,869 円
選定理由	<p>当業務は、農業や観光分野の経営指導、人材育成等の実績を持ち、優れた企画の提案をした者に対し業務委託することが適当であり、業務の性質が競争入札に適さないため、企画提案競技（プレゼンテーション審査）による随意契約としている。</p> <p>平成 30 年度の応募者は、委託先を含めて 3 者であった。</p> <p>農林部農業ビジネス支援課長、農林部農業支援課長、埼玉県農業協同組合中央会地域振興部長、一般社団法人埼玉県物産観光協会DMO戦略本部長、日本政策金融公庫さいたま支店農林水産事業担当者の 5 名より構成される「平成 30 年度儲かる観光農業支援事業に係る観光農園経営力向上研修業務委託候補者選定委員会」において、基本方針、業務内容、業務体制、研修実績、見積金額、プレゼンテーションを審査項目とし、5 段階評価により評価した各委員の点数の合計点、1 位獲得数共にトップの評価を得た者を委託先として選定した。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

平成 30 年度における観光農園経営力向上研修集合研修への参加者は 41 名であり、業務委託仕様書の 40 名程度という目標はクリアされた。

また、業務委託仕様書に定められている、会場は県内 2 か所、集合研修 4 回以上、視察研修 1 回、プレゼンテーション 1 回以上という内容に従った形式で実施された。

当業務を遂行するにあたり、委託先は観光農園経営者等にチラシを作成し、参加者の募集、とりまとめを行っており、必要な支援体制を整備したことは、業務実施後に委託先より提出された業務完了報告書により示され、業務完了検査チェックリストにより委託業務が誠実に執行されたことが確認されている。

vi) 監査の結果

【意見 7 7】実績および成果をとりまとめ、次年度の仕様および委託先の選定に生かす工夫をすべきである。

平成 30 年度における観光農園経営力向上研修集合研修は、委託先により業務委託仕様書に沿って実行され、研修への参加者は 41 名と、一定の成果を得ることができたと理解できる。

しかし、当業務は平成 29 年からスタートしており、平成 30 年度は 2 年目であったにもかかわらず、前年度と比較して成果はどうだったのか、それに要した費用（契約金額）は適切であったのか、委託先の実績は当初の期待とおりにあったのか等について、具体的な結果の分析が明確に記録されていない。

当業務が、今後継続、或いは視点が変わったとしても同質の業務が実施されて行く可能性があるのであれば、年度ごとに実績および成果をとりまとめ、次年度の仕様および委託先の選定に生かす工夫をすることを検討すべきである。

【意見 7 8】再委託の際に提出された書類について、十分に確認すべきである。

当委託契約を締結（締結日：平成 30 年 7 月 3 日）した後、当委託契約の業務のうち、募集チラシの印刷、三つ折り、宛名ラベル印刷、封入封緘、宛名ラベル貼り、発送作業について、有限会社アシスト社へ再委託が行われている。契約締結時においては、宛名ラベルの印刷業務は委託先において行われる予定であったが、チラシの校正等の進捗に遅れが生じたため、個人情報を取り扱う宛名ラベルの印刷業務も再委託することになったとのことである。

この再委託については、委託先より業務再委託承認願が平成 30 年 7 月 31 日に埼玉県知事宛に提出され、同日、業務再委託承認通知書が発行されているが、委託先から当業務を通じて取り扱う個人情報に関して埼玉県個人情報保護条例等の関係法令に関する説明を受け、当業務の従事者として誠実に職務を行うとして再委託先から提出された誓約書の日付は、平成 30 年 7 月 10 日となっていた。

これについて、実際に委託先が個人情報を含む宛名ラベルのデータを再委託先に渡したのは、再委託が承認された後であり、実質的な問題は発生していないという説明を受け

た。日付の記入誤りについては、県と委託先の契約書の日付に合わせて、再委託先が日付を記入したために生じたものと推察される。ただし、書類上の日付からは、正式な埼玉県承認が下りる前に委託先と再委託先との間で当業務の一部の再委託を前提として手続きを進めたように誤解されるおそれがある。再委託の際に提出された書類について、十分に確認することが必要である。

再委託の適切な手続きとしては、業務再委託承認通知書が発行された後に、再委託業務について手続きを進め、再委託先から個人情報に関する誓約書を入手するか、或いは一部の業務を再委託するという条件で委託契約の締結を行うことが妥当である。今回は委託先が再委託の際に必要な手続きを十分に理解していなかった可能性がある。委託先に対して今後は埼玉県により適切な指導を行う体制を構築することが望まれる。

(2) 「埼玉ではじめる農ある暮らし」移住者交流会開催等事業業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉県農山村への移住を円滑に進めるため、移住希望者と移住支援者とのつながりを構築する移住者交流会、移住希望者を対象とした移住生活体験ツアーを開催する業務、あわせて本県への移住に関心を持つ層の裾野を広げ、移住者の増加に資することを目的に交流会等の一連の移住支援の取り組みを雑誌等で広報する業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	—	3,891

iii) 契約期間 平成30年8月10日～平成31年2月28日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社第一プロGRESS
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	3,891,000円
選定理由	<p>当業務は、新しいライフスタイルを志向する比較的若い世代を主な対象として、県内農山村への移住促進につながる交流会（ワークショップ）、移住生活体験ツアーを企画、運営し、一連の取り組みを移住志向者向け広報誌等で広報することが主な業務である。</p> <p>本業務の委託先の選定に当たっては、民間事業者の持つ方法やアイデアを生かした企画の提案を広く求め、移住促進につながる交流事業業務、訴求力ある広報業務の履行能力等を評価し、最も適したものを委託先として選定することで事業効果が最も高くなると考え、公募型プロポーザル方式による随意契約としている。</p> <p>平成30年度の応募者は、委託先を含めて3者であった。</p> <p>埼玉県農業協同組合中央会地域振興部長、一般社団法人埼玉県物産観光協会専務理事、企画財政部地域政策課長、産業労働部観光課長、農林部農業ビジネス支援課長の5名より構成される『埼玉ではじめる農ある暮らし』移住者交流会開催等</p>

	<p>事業業務委託候補者選定委員会」において、基本姿勢、業務内容、業務遂行能力、見積金額を審査項目とし、5段階評価により評価した各委員の点数の合計点、1位獲得数共にトップの評価を得た者を委託先として選定した。</p>
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

業務完了報告書により、委託先により業務委託仕様書に沿って業務が遂行されたことが報告されている。具体的には、業務委託仕様書に沿って、移住者交流会を1回開催し、参加者は31名であった。業務委託仕様書の30名程度という目標はクリアされた。また、移住生活体験ツアーを2回実施し、参加者は各々17名（うち子供2名）および13人（大人のみ）であり、当初の参加見込み数である各10名を上回った。

当業務を遂行するにあたり、委託先が発行者である雑誌TURNSおよびそのWEBサイトへ体験レポートを制作して記事を掲載し、業務委託仕様書に定められている「広く発信が可能で、かつ移住検討者向けの広報誌等を提案すること」の要件をクリアしていると理解できる。なお、TURNSは第一プロGRESSが発行する地域とそこで暮らす人々にスポットを当て、Uターン、Iターンを含むライフスタイルカテゴリーの地方生活実現情報誌で、発行部数約8万部の雑誌である。

業務実施後に委託先より業務完了報告書が提出され、業務完了検査チェックリストにより委託業務が誠実に執行されたことが確認されている。

vi) 監査の結果

【意見79】長期的な事業として総合的に評価し、定期的に見直していく体制を整備すべきである。

平成30年度における当事業に関する業務は、委託先により業務委託仕様書に沿って実行され、参加者は当初の計画を上回り、一定の実績を得ることができたと理解できる。

しかし、当事業の特色として、埼玉県農村に移住することにより、その人の人生に大きな影響を与えてしまうということを伴う。よって、参加者が当事業の交流会等に参加したからといって、すぐに人生を大きく転換する決意をするという効果は期待できない。実際、平成28年度より、ふるさと回帰支援センターに埼玉県のブースを設置し、埼玉県へのUターン、Iターン希望者の支援を実施しているとのことであるが、これまでの農ある暮らしによる実績は8組とのことであった。

当事業の成果は、単年度の契約ごとの評価のみでは適切ではなく、中長期的な目標を設定して長期的に実施していくことが妥当であると考えられる。

そのためには、当事業を長期的な事業として位置づけた上で、ふるさと回帰支援センターにおける相談支援を一層充実させ、対象者の層や地域について随時検討を行いながら、総合的に評価し、定期的に見直していく体制を整備することが望まれる。

(3) 埼玉ブランド農産物フェア実施業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉ブランド農産物の魅力を広く発信するため、県内の飲食店で埼玉ブランド農産物フェアを開催する業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	3,229

iii) 契約期間 平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社ぐるなび
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	3,229,200 円
選定理由	<p>当業務は、フェアのより魅力的かつ効果的な実施に当たっては、ノウハウを有する企業から企画や運営方法等について提案を受けて、企画を実施できる事業者を選定する必要があり、価格の比較で相手方を決定する競争入札には適さないため、企画提案型による随意契約としている。</p> <p>平成 30 年度の応募者は、委託先を含めて 3 者であった。農林部副部長を審査委員長とし、埼玉県農業協同組合中央会常務理事、全国農業協同組合連合会埼玉県本部副本部長、産業労働部商業・サービス産業支援課長、農林部生産振興課長、農林部農業支援課長の 5 名を審査委員とする「埼玉ブランド農産物フェア実施業務委託候補者選定委員会」において、基本方針、企画・運営、業務の監理体制・制作体制、国、地方自治体に関する広報実績、見積金額、プレゼンテーションを審査項目とし、各項目に配点された点数により評価した各委員の点数の合計点が一番高い者を委託先として選定した。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は平成30年度のみ単年度の事業である。

当事業は、埼玉ブランドの農産物を広く知ってもらうことを主目的としており、実績として、県内の140店舗の飲食店において「埼玉ブランド農産物推進品目」に選定された農産物を2品以上用いたフェアメニューを提供し、業務委託仕様書に定められている、県内の飲食店100店舗以上で実施するという目標を大きく上回った。これにより、料理を提供する側と食べる側の双方に対し、埼玉ブランドの農産物が広く認知されたものと推察できる。

業務実施後に、委託先より提出された業務完了報告書により、業務委託仕様書に沿って、飲食サイト「ぐるなび」内のウェブページでの広報、メールマガジンの発行、差込メニューやポスター・チラシの作成・設置、プレゼントの配布等の業務が誠実に遂行されたことが、検査により確認・報告されている。

vi) 監査の結果

【意見80】 予定価格を算定する際、検討した経過を資料として残すことが望まれる。

当事業の予定価格を算定するため、株式会社USEN Mediaより、当事業に関する参考見積が提出されている。

これは、平成29年度において埼玉ブランドの農産物を使用したメニューのレシピを作成する事業が実施され、その業務を受託したのが当該株式会社USEN Mediaであったこと、また、他県で同様の業務を受託した実績があったことを理由としている。

しかしながら、当事業の予定価格の参考とするための資料として、参考見積の提出を依頼する対象として株式会社USEN Mediaが適切であるか、また、株式会社USEN Mediaの1者のみで十分であるかどうかについて具体的な検討が行われたとのことであったが、その検討の過程についての資料が十分に残されていない。

なお、当事業の委託先の選定は、企画提案型方式を採用しており、予定価格の影響は比較的小さいと考えられ、実際に当事業を受託したのは株式会社USEN Mediaではなく、当事業を行うためのノウハウやアイデアが優れていると判断されたのは株式会社ぐるなびであった。

今後も引き続き、予定価格を算定する際は参考とする情報を広く収集し、様々な方面より検討を行うことが必要であるが、その検討の過程について十分な資料を残すことが望まれる。

(4) 埼玉農業フロンティア育成事業のうち埼玉農業経営塾業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

優れた経営感覚を備えた稼げる人材を育成するための農業経営塾を運営し、経営力向上と経営発展を支援するための体系的な研修を実施することを目的とする業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	5,955	3,807

iii) 契約期間 平成 30 年 6 月 14 日～平成 31 年 2 月 28 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	アグリコネクト株式会社
契約者の選定方法	随意契約（企画提案競争）
予定価格	***円
契約金額	3,807,000 円
選定理由	<p>当業務は、意欲のある農業者の経営能力の向上を図り、農業で稼げる人材を育成するとともに、受講者が将来を見据えた経営計画を作成するための体系的な研修を実施するものである。</p> <p>このため、委託先の選定に当たっては、価格のみでなく、効果的な研修運営が可能で、かつ国が講義内容を指定している経営管理、マーケティング、財務管理、労務管理等を受講者が十分に習得できるか、総合的に勘案する必要がある。</p> <p>よって、業務の性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するため、企画提案競技による随意契約とした。</p> <p>「平成 30 年度埼玉農業フロンティア育成事業に係る埼玉農業経営塾業務委託に係る検討委員会」による審査の結果、平成 29 年度から継続して、アグリコネクト株式会社が、企画内容、事業実施体制、同種事業実績、見積金額の観点から適任であるとして選定された。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

平成30年度における埼玉農業経営塾の受講者数は20名であり、業務委託仕様書に定められている20名程度という目標はクリアされた。平成29年度の受講者数は40名であり、平成30年度はそれよりも人数が減少した。しかし、令和元年度においてコースを増設して募集したところ、受講者は46名と増加しており、平成30年度においても当事業は一定の成果を挙げ、また、当事業に対する県内の農業経営者によるニーズは大きいものと理解できる。

また、委託先は、業務委託仕様書に定められている委託業務の内容に沿ったカリキュラムを作成し、受講者を募集するにあたってチラシや申込書を作成し、受講者の募集、とりまとめも実施するなど、必要な支援体制を整備した。

業務実施後に委託先より提出された業務完了報告書に基づいて、委託先から農業支援課に対して口頭による報告が行われ、書面および口頭による検査が実施され、委託業務が誠実に執行されたことが確認されている。

vi) 監査の結果

【指摘4】個人情報の管理について、委託先に対する指導を徹底すべきである。

当業務の委託契約の締結日は平成30年6月14日であったが、委託先における当業務の従事者が提出する誓約書（埼玉県個人情報保護条例の内容について説明を受け、埼玉県個人情報保護条例等に基づいて誠実に職務を行うことを誓約する書面。以下、「誓約書」という）の日付が平成30年7月27日付であった。

事実を確認したところ、実際に通知文やHP上で受講生の募集を開始したのは平成30年7月6日であり、委託先が誓約書日付である平成30年7月27日以前に個人情報を取り扱っている可能性が大きいと考えられる。

当該誓約書に関するプロセスは、委託先の当業務への従事者に関することであり、委託先が責任をもって実施することではあるが、当事業は埼玉県の事業を民間企業へ委託したに過ぎず、個人情報に関して何らかの事故が起こった場合、委託先の問題であるからといって委託者である埼玉県がその責任を免れるということにはならない。

よって、委託先においても個人情報に関する事項が周知徹底されて、委託先の従事者が個人情報を取り扱う前までに誓約書に署名するよう、埼玉県として委託先に対する指導を徹底させることが望まれる。

なお、当該委託先においては、平成30年9月3日に受講者に対し、講座の事務連絡をメールで発信した際、誤って受講者全員のメールアドレスが見える形で送信してしまうというミスが発生させてしまったとのことであった。

受講生個人のメールアドレスが見える形でメールが送信されてしまったことについては、個人情報保護の観点からは明らかな事故であるが、事故発生後、委託先より速やかに埼玉県へ口頭で報告があり、平成30年9月10日付で事実報告およびメールの設定を変更して今後このような事故が発生しないように対策を講じた旨の書面が提出されている。ま

た、受講生個人間で相互にメールアドレスを交換していたケースも多く、実質的な影響は相対的に大きくはないとのことであった。

しかしながら、個人情報については委託先においても慎重に取り扱うべきであり、埼玉県として委託先に対する指導を徹底することが望まれる。

(5) 30 農基調第1号 農業基盤整備状況調査業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

埼玉県内ではほ場整備が行われた地区の状況等について確認調査を行うと共に、区画拡大等を行うべき農地の賦存量を把握するために、農地ナビ等を活用して基本情報を収集し、水土里情報（地図情報）システムを活用し、データベース化、電子図化を行う業務の委託。

収集した情報を整理・分析することにより、ほ場の状況等を把握し、情報の蓄積・共有・可視化を進め、各種の計画を策定するための基礎的資料として活用する。また、収集・整理したデータは、毎年度、整備情報の更新を行い、常に情報の共有化と管理を実施していく方針である。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	—	4,968

iii) 契約期間 平成30年9月28日～平成31年1月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	埼玉県土地改良事業団体連合会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	4,968,000円
選定理由	当業務は、埼玉県水土里情報協議会が管理する水土里情報システムの基本情報データ（地番、地形、地積等を網羅した地図情報）を活用し、県下全域の農地整備状況を把握するものであるが、その基本情報は埼玉県土地改良事業団体連合会で一元管理されている。 このため、業務発注に当たって委託先が特定されることから1者見積りとしている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当業務の事業内容は、現在は紙ベースで整備されている農業基盤整備状況の情報を、図面とリンクさせ、情報の検索や目的別の絞り込みが可能となるよう、水土里情報システムを使用して、手作業でデータベース化・電子化を行うものである。

対象地域は、埼玉県内全域である。

業務の遂行状況については、総括監督員に埼玉県農村整備計画センター担当部長、担当監督員に埼玉県農村整備計画センター担当課長を任命して当業務の管理を実施した。また、契約終了日である平成31年1月29日において、総括監督員、担当監督員の立会による検査が実施され、結果は合格であった。また、その記録は委託業務検査調書に記録されている。

vi) 監査の結果

【意見81】委託先への見積依頼書について不要な文言は削除すべきである。

当業務の委託先を指名選定委員会で埼玉県土地改良事業団体連合会に決定した後、平成30年9月20日付で、埼玉県土地改良事業団体連合会へ見積り合わせのための見積書の提出依頼書である「見積書の提出について」を提出しているが、「4 その他」(1)において、「入札を希望しない場合には、参加しないことができる。」と記載されている。

実際には、埼玉県土地改良事業団体連合会が入札を希望しないという場面は想定されておらず、現時点において他の業者と契約する可能性はないため、当該文言を入れる必要性はない。

逆に、当該文言を入れたままにした場合、委託先に契約締結を拒否される可能性が発生し、適切な委託先を見つけることができず、業務を遂行できないという事態が発生することも考えられる。

従って、不要な文言は削除することを検討すべきである。

【意見82】特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載すべきである。

特記仕様書 第2章（貸与資料）において、「第9条 本業務を遂行するため、次の資料を貸与する。業務遂行上必要と認められるもの」と規定されている。

当業務は、農業基盤整備状況の情報を図面とリンクさせ、情報の検索や目的別の絞り込みが可能となるよう、水土里情報システムを使用してデータベース化・電子化を行うものであり、委託先が当業務を遂行する上で必要とする情報は、農業基盤整備状況に関連する情報に限定されていると思われる。

しかしながら、具体的な資料名や、資料の範囲を明記しない場合、不要な資料を委託先に提供してしまうリスクもあり、適切な情報管理の観点からは望ましくない。

特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載することを検討すべきである。

【意見83】適切な予算策定ができるように、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うべきである。

平成30年度において、作業完了後、委託先から具体的な作業人数や工数、発生費用等に関する実績についての報告は入手していないとのことである。

当事業は、現在は紙ベースで整備されている埼玉県内の農業基盤整備状況の情報を、図面とリンクさせ、情報の検索や目的別の絞り込みが可能となるようにデータベース化・電子化を行うことを目的としているため、一度、埼玉県内すべての農業基盤整備状況の情報をデータ化してしまえば、その後の作業は基本的には発生しない。

しかしながら、変更等が発生した場合には情報のアップデートの作業が発生する上、平成30年度において漏れていた作業を令和元年度に追加で実施しているとの回答も得ている。

従って、形式的には単年で発生した事業であっても、当該事業のように長期的に継続して発生していく可能性がある事業については、今後の適切な予算の策定に資するよう、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うことが望まれる。

(6) 30 可視調第 1 号農業水利施設情報可視化計画業務

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

県営造成施設について、農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコスト低減の取り組みを効率的・効果的に行うため、施設の諸元、劣化状況等のGIS化に係る業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	961	3,564

iii) 契約期間 平成 30 年 9 月 28 日～平成 31 年 1 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	埼玉県土地改良事業団体連合会
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	3,564,000 円
選定理由	<p>当業務は、過年度において埼玉県が整備した農業水利施設に係る情報は、埼玉県水土里情報協議会が管理する水土里情報システムを活用し、管理している。</p> <p>そのため、今回の農業水利施設情報可視化計画業務委託での最新データの追加・更新を水土里情報システムで整理・取りまとめることが合理的であり、当該システムの入力・更新は、その基本情報を一元管理している埼玉県土地改良事業団体連合会のみが可能である。</p> <p>このため、業務発注に当たって委託先が特定されることから 1 者見積りとしている。</p>

v) 委託契約の遂行状況の検討

当事業は、国の補助事業である「農業水利施設情報可視化事業」に基づいて実施されているものである。

国営事業の実施に関連して付帯的に実施された県営事業によって把握された農業水利施設整備情報は、現在は紙ベースで整備されている。その膨大な情報を、水土里情報システムを使用して手作業でデータベース化・電子化し、情報の検索や目的別の絞り込みを行えるようにして今後の施設更新の目安の確認に資することを目的としている。

業務の遂行状況については、総括監督員に埼玉県農村整備計画センター担当部長、担当監督員に埼玉県農村整備計画センター担当課長を任命して当業務の管理を実施した。また、業務終了後の平成31年1月29日において、総括監督員、担当監督員の立会による検査が実施され、結果は合格であった。また、その記録は委託業務検査調書に記録されている。

vi) 監査の結果

【意見81】委託先への見積依頼書について不要な文言は削除すべきである。(再掲)

当業務の委託先を指名選定委員会で埼玉県土地改良事業団体連合会に決定した後、平成30年9月20日付で、埼玉県土地改良事業団体連合会へ見積り合わせのための見積書の提出依頼書である「見積書の提出について」を提出しているが、「4 その他」(1)において、「入札を希望しない場合には、参加しないことができる。」と記載されている。

実際には、埼玉県土地改良事業団体連合会が入札を希望しないという場面は想定されておらず、現時点において他の業者と契約する可能性はないため、当該文言を入れる必要性はない。

逆に、当該文言を入れたままにした場合、委託先に契約締結を拒否される可能性が発生し、適切な委託先を見つけることができず、業務を遂行できないという事態が発生することも考えられる。

従って、不要な文言は削除することを検討すべきである。

【意見84】特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載すべきである。

特記仕様書 第2章(貸与資料)において、「第9条 本業務を遂行するため、次の資料を貸与する。業務遂行上必要と認められるもの」と規定されている。

当業務は、農業水利施設の情報を図面とリンクさせ、情報の検索や目的別の絞り込みが可能となるよう、水土里情報システムを使用してデータベース化・電子化を行うものであり、委託先が当業務を遂行する上で必要とする情報は、農業水利施設に関連する情報に限定されていると思われる。

しかしながら、具体的な資料名や、資料の範囲を明記しない場合、不要な資料を委託先に提供してしまうリスクもあり、適切な情報管理の観点からは望ましくない。

特記仕様書には、埼玉県が委託先に貸与する資料名や、資料の範囲を明確に記載することを検討すべきである。

【意見85】適切な予算策定ができるように、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うべきである。

平成30年度において、作業完了後、委託先から具体的な作業人数や工数、発生費用等に関する実績についての報告は入手していないとのことである。

当事業は、現在は紙ベースで整備されている埼玉県内の農業水利施設の情報を、図面とリンクさせ、情報の検索や目的別の絞り込みが可能となるようにデータベース化・電子化を行うことを目的としており、その後、施設の更新に伴いシステムの情報が更新される。

当事業は国の補助事業であり、予算も国で決定されるが、現実的に発生するコストが国の予算の範囲内に納まるべきものであるかどうか、そうでない場合、国の予算と現実的なコストがどれだけ乖離しているか等について適時に把握し、委託先に対して公正な報酬が支払われているかどうかについて検討を行うことが望ましい。

従って、形式的には単年で発生した事業であっても、当該事業のように長期的に継続して発生していく可能性がある事業については、今後の適切な予算の策定に資するよう、作業やコストの実績を把握し、予実管理を行うことが望まれる。

(7) 利根中央地区揚水機場操作及び点検整備等業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

国営利根中央土地改良事業により造成された利根中央地区揚水機場操作及び点検整備等の業務の委託。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	61,344	68,904	68,968	60,588	54,896

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	葛西・羽生領島中領土地改良区連合
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	54,896,400 円
選定理由	<p>国営利根中央土地改良事業により造成された金野井揚水機場及び二郷半領揚水機場は、平成 15 年 7 月 1 日付で関東農政局長と埼玉県知事の間で締結された「管理委託協定書」に基づいて埼玉県が管理受理し、施設の維持管理を行うこととなっている。</p> <p>公共性の高いこれらの基幹水利施設を管理する場合、県管理の施設以外の幹線水路から末端水路までの水配分も考慮して操作を行わなければならない。特に、洪水時や渇水時の適切な対応が重要である。洪水時には短期間で大量に流入する雨水が水路からあふれ、家屋や施設に被害を及ぼさないよう、堰やポンプなどの迅速な操作が必要である。また、渇水時には、節水の徹底を指導し、限られた農業用水を地域内の農地にバランスよく供給するため、地元農家間の利害調整を行う必要がある。</p> <p>これらの業務を処理することができるのは、地域に密着した農業者団体である葛西・羽生領島中領土地改良区連合に限定される。なお、金野井揚水機場及び二郷半領揚水機場の機場操作及び取水管理は、関係機関（埼玉県、受益市町、土地改</p>

	<p>良区) で定めた「利根中央地区基幹水利施設管理強化計画書」において、葛西・羽生領島中領土地改良区連合が行うことが合理的で適切であるとしている。</p> <p>契約内容が特殊であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するため、随意契約とした。</p>
--	--

v) 委託契約の遂行状況の検討

委託先は、当業務の遂行に当たり管理主任者を置き、施設の操作及び点検整備、施設及びその周辺について常に監視を行う。そして、以下の事項を記録した管理日誌を作成し、毎月 10 日までに前月分の管理日誌の写しを管理責任者（農村整備計画センター長）へ報告を行う。

- ① 調査・記録すべき事項
 - ・ 気象（天候、気温等）
 - ・ 電気使用状況
 - ・ その他必要事項
- ② 調査・記録すべき事項
 - ・ かんがい揚水量
 - ・ 日常巡視点検測定記録
 - ・ 定期巡視点検測定記録
 - ・ 主要電気機器の補修記録
 - ・ 施設の操作時刻及び操作内容
 - ・ 点検及び整備に関する事項
 - ・ その他施設に関する事項

上記の管理日誌を農村整備計画センター所長が査閲し、委託業務履行の確認を行っている。

また、契約終了日である平成 31 年 3 月 31 日において、2 名の監督員の立会による検査が実施され、結果は合格であった。また、その記録は委託業務検査調書に記録されている。

vi) 監査の結果

【意見 8 6】農村整備計画センター及び所管課の双方において、起案内容に関するチェック体制をより一層の強化していくべきである。

平成 30 年度より、当支出負担行為の財源事業は「基幹水利施設管理事業」及び「基幹水利施設維持修繕事業」の 2 事業に分割された。

従来は「基幹水利施設管理事業」のみを財源事業としていたため、本来ならば「基幹水利施設管理事業」と「基幹水利施設維持修繕事業」の 2 つの財源事業で支出負担行為が起案されるべきところ、「基幹水利施設管理事業」のみを財源事業とする支出負担行為が起

案されており、財源事業が誤っているにもかかわらず、平成30年4月1日付でそのまま承認されてしまった。

誤りを修正する方法について、既存の負担行為を取り消して新たに平成30年4月1日付で支出負担行為をやり直す方法なども検討されたが、最終的には、財務システム上で新たに債権者（葛西・羽生領島中領土地改良区連合）を追加してその財源別事業「基幹水利施設維持修繕事業」を追加し、当初の「基幹水利施設管理事業」を減額して財源を振り替えるという措置が行われた。これについては、支出負担行為の財源変更によって契約変更を伴うものではないが、国庫補助金が未令達であった場合など、県単から国庫へ変更する際に変更手続きを行う事例があるとのことであった。

財源事業を誤ると、適切な予算管理ができなくなるというリスクがある。従って、農村整備計画センター及び所管課の双方において、起案内容に関するチェック体制をより一層の強化することが望まれる。

10. 県土整備部

(1) 土木技術管理業務委託（埼玉県土木工事实務要覧改訂業務）

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

平成 26 年 4 月に改訂した「埼玉県土木工事实務要覧」の改訂案の作成にかかわる委託契約である。当該実務要覧は、現場や工事検査、また国の会計検査等で職員が携帯する必要がある、持ち運びなどの利便性によりコンパクトな書籍として作成しているものである。また、市町村職員や受注者も購入して携帯しているものであり、実務上は必要不可欠なものである。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	4,158

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 27 日～平成 30 年 12 月 21 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社 なドマン技術研究所
契約者の選定方法	指名競争入札
予定価格	***円
契約金額	4,158,000 円
選定理由	指名業者数 10 者 辞退者数 2 者 業者選定委員会議事録によれば、①県土整備部指名業者選定基準（H20. 3. 25 県土総第 841 号）5 者以上、②総務部長通知指名業者数の取扱い（H16. 3. 26 文第 22145 号）5 者程度以上より 10 者以上を選定すべき業者数としたことから、10 者を指名している。 そこで、指名業者の選定基準として。①入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に搭載され、「その他 資料整備」の申請がある者 389 者②技術等の適正：技術士又は RCCM、および土木施工管理技士の資格保有者がそれぞれ複数在籍する者 145 者③契約履行の確実性・信用性：県内・準県内から、県（県土整備部）発注業務の受注実績が上記の者（各々 5 者計 10 者）を選定したものである。

v) 委託契約の遂行状況の検討

予定価格の積算に関しては、「建設工事に係る見積り取扱い要領」により、見積を徴収して積算しているとのこと。今回の委託により成果物については、監督員により改訂内容が適切であるか確認した上で、設計図書を満たしているか、検査員が検査している。

vi) 監査の結果

【意見 87】書籍版埼玉県土木工事实務要覧の改訂出版を5年毎と固定するのではなく、弾力的に改訂出版すべきである。

国土交通省の共通仕様書等が必要に応じて改定されるのに伴い、書籍版埼玉県土木工事实務要覧の内容も改訂出版が必要になってくる。しかし、実際には、ホームページに最新情報を記載することにより、書籍版の要覧については5年毎に改訂出版を行っている。これは経費節減のために、あえて5年毎の改訂出版としているとのことである。

しかし、ホームページに最新情報（改定情報）を掲載するとしても、書籍版要覧の利用者がホームページの内容把握に漏れなどが生じる可能性も否定できない。現実には改定の事実を工事の関係者が知らなかった事例もあるとのこと、それにより工事内容に不測の問題が生じることも否定できない。そのため、書籍版要覧の改訂出版期間を5年毎と固定するのではなく、弾力的に改訂出版を実施していくことが望ましい。

(2) 道路台帳補正業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

毎期実施している道路台帳調書の年次更新作業（実延長、橋、踏切等の時点修正）
具体的には、県土整備事務所が修正した道路台帳図面をもとに、道路に関する各種数値を抽出し、道路台帳調書等を作成するというものである。

道路台帳の補正にあたっては、県内にある 12 事務所より、道路の変更（例：歩道の整備や、車線の増加など）による情報を集めて、その状況により、補正のための委託金額が確定する。（道路の変化の度合いにより、委託金額は每期変動する。）

道路台帳は道路の構造を図面にしているもの。隣接地との境界を整備したものである。例えば、歩道を造った図面を管轄事務所にて、測量会社に依頼するなどして修正する。そのような情報を県で集めて、各種交付税の根拠となる資料たる道路台帳に反映するために、道路補正業務委託が行われる。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	20,480	14,793	20,197	22,111	21,421

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 17 日～平成 31 年 3 月 15 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社 GIS 関東
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	17,244,360 円
選定理由	18 者の応募 内、1 者辞退、2 者が予定価格以下で失格となった。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該委託契約は、道路台帳調書の年次更新作業（実延長、橋、踏切等の時点修正）であり、委託業務の完了検査も適切に実施されている。

なお、本契約は平成 31 年 2 月 15 日に変更契約書を締結している。（当初契約額 17,244,360 円、変更契約額 21,421,800 円）これは、道路台帳図面の補正延長を測定したところ、当初設計時点よりも補正が進んでいたことにより、数量に差異が生じたことによるものであり、図面の変更を行うために、増額したものである。

契約違反は見られない。

vi) 監査の結果

【意見 88】集計漏れとなりやすい事項は所管課から各県土整備事務所に注意喚起すべきである。

当該業務委託の契約額改訂について、年により当初契約金額の 2 割程度変動することがある。この原因は、所管課で事務所からの道路状況の変更情報の収集時期と、例えば道路の拡幅工事が完成し、実際の集計でそれが判明したことにより、道路台帳の補正内容が追加となる場合や、各事務所での道路状況の変更情報が、担当者間の情報伝達の漏れや集計漏れ等で、後になって道路台帳補正の必要が判明することなどにある。前者のケースであれば、工事完成時期のズレによるものなので、契約金額の改訂はやむを得ないが、後者のケースは各事務所における道路情報の正確な把握ができれば、契約金額の改訂は防ぐことが可能である。

ゆえに、多くの事務所で誤りやすい事項（集計漏れとなりやすい事項）を所管課より各事務所に注意喚起すれば、各事務所からの情報収集時に、道路状況の変更情報がより正確に把握でき、したがって、道路台帳補正委託について、後から金額を大幅に改訂することはなくなるものと思われる。

(3) 水防情報システム整備事業・砂防維持修繕（水防情報システム点検業務委託）

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

水防情報システムの各機器を常に良好な状態に保ち正確に作動させるため、定期の点検整備を目的とするものである。

点検内容は、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室発行の「電気通信施設点検業務共通仕様書」を適用して行うものである。

対象設備は、①県庁統括局（県庁クラウド・データセンターを含む）、②監視設備 14 事務所（県庁・各県土整備事務所・総合治水事務所）、③観測設備（テレメータ 197 台、水位計 202 台、雨量計 92 台）である。

上記設備について、年 1 回の総合点検及び個別点検を実施するものである。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	27,000	27,540	33,428	11,981	30,851

令和元年度執行予定額 23,223 千円

合計 66,056 千円

iii) 契約期間 平成 30 年 1 月 16 日～令和 2 年 1 月 15 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	東芝通信インフラシステムズ株式会社
契約者の選定方法	随意契約・長期継続契約 施工維持管理一体型入札要綱に基づく参加意思確認型入札
予定価格	***円
契約金額	59,616,000 円
選定理由	本業務は毎年 4 月 1 日から 1 日も欠かすことなく債務の履行を受けなければならないものであり、前会計年度から契約を締結しなければ、業務運営上支障が生じるものであるため、長期継続契約としているものである。 入札は 1 者のみであることから、随意契約としている。

v) 委託契約の遂行状況の検討

委託契約につき、水防情報システムの各機器を常に良好な状態に保ち正確に作動させるため、定期の点検整備を目的とするものである。

平成 31 年 3 月 28 日に変更契約を締結している。これにより、契約額が 6,440,040 円増額している。これは、関係各課所と調整を行った結果、本システムにおいて、水防活動や住民の避難活動に活用するリンクや表示局数の追加等について要望があった。そこで、本業務と一体的に整備・調整を行う必要があり、また、運用効果が適当と判断できるため、本業務の変更で対応するものである。

vi) 監査の結果

【意見 8 9】水防システムの管理体制について再検討すべきである。

当該業務委託は、水防システムという県民の生活に重大な影響を及ぼすシステムの点検に関するものである。委託者である埼玉県側の担当者は 15 名在籍し、双方フォローアップしながら委託先の業務遂行を監視しているという状況である。しかし、専門的な事項に関する対応はこの中の 1 名のみが対応しているという現状にある。しかも当該システムが関係する観測設備は、テレメータ 197 台、水位計 202 台、雨量計 92 台にもおよび、1 台でも障害が生じた場合には、その対応状況の監視を行うなど、緊張感を強いられる業務となっている。当該 1 名が不測の状況により対応できなくなった場合には、専門的な事項に迅速に対応できなくなる可能性も否定できない。

このような重要な委託監視業務については、埼玉県側における専門的な対応ができる担当者を複数名にして、相互牽制のもと、委託監視を行っていくことが重要であると考えられる。そのためには、専門的な知識経験を有するものを採用することが必要である。長期的な視点では、専門的な事項に対応できる者を教育して育てていくことが必要である。

【意見 9 0】システムの導入後のフォローアップについて再検討すべきである。

システムの導入に際しては、導入時のコストや実際に運用を開始してからのこと（利便性とコストとリスク）など種々の事項を勘案して、全体的に最適な視点でシステム業者の選定やシステム導入を行っている。それゆえ、システム導入後、問題が生じることもある。そこで、実際の維持管理をより効果的に行うためにも、システムについて後に問題が生じてもフォローアップできるマニュアル等の整備を行うことも、重要ではないかと思われる。マニュアル等により適切に対応することで、システム利用者の業務の効率性に役立つとも考えられる。

(4) 県土整備事務所に関する業務委託全般

監査意見等

【意見91】 検査が漏れなく適切に行われたかどうかを検証するために、チェックリストを用いてチェックし、その証跡を残すべきである。

検査員については、財規第89条第1項に基づき、支出負担行為の決裁権者が所属の職員の中から指定しているとのことである。具体的には所長が所属の職員の中から当該案件を担当するグループ以外の役付き職員から指定している。

当該検査員は人事異動などで他の事務所から異動してくる職員が指定されるケースもあるため、異動直後に庁内研修で検査項目の代表的な事項について研鑽し、検査体制を確保している。

しかし、検査においては、契約に関連する契約書、仕様書を閲覧しているものの、チェックリストはなく、「委託業務の監督・検査に役立つチェックポイント102からの視点」を用いて行っているにすぎない。

チェックの証跡が残っていない場合、検査が漏れなく適切に行われたかが分からないため、チェックリストにおけるチェックを行い、その証跡を残すことが必要である。

(5) 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部駅付近）に係る調査等に関する平成30年度調査設計業務

（東武鉄道伊勢崎線（スカイツリーライン）・野田線（アーバンパークライン）の春日部駅付近連続立体交差事業に係る調査等に関するもの）

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

春日部駅付近連続交差事業において高架構造物の構造設計等を実施する必要がある。当該実施に際して構造設計に関する平成30年度協定東武鉄道施行に関する業務委託である。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	36,828	23,976

iii) 契約期間 平成30年10月4日～平成31年3月29日

変更後⇒令和元年10月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	東武鉄道株式会社
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	当初25,920,000円⇒変更後23,976,000円
随意契約の経緯	春日部駅付近高架構造物の構造設計は、東武鉄道の高架化に係る設計業務である。設計を行うに当たり既存設備への整合性を図る上で、他の業者へ業務を委託することは困難であるため。

v) 委託契約の遂行状況の検討

本契約については、合計3回に及ぶ変更協定を実施している。

当該変更協定の結果、金額の推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

	当初	第1回目変更	第2回目変更	第3回目変更
埼玉県	8,500	25,210	32,543	29,465
東武鉄道株式会社	—	25,920	23,976	23,976
合計	8,500	51,130	56,519	53,441

このように複数回にわたり調査等に要する費用が変化した理由は、下記のとおりである。

当初協定：当初の協定では、東武鉄道が行う業務量が確定していなかったことから、埼玉県が行う業務のみ記載した協定を締結したことによるもの

第1回変更：東武鉄道が行う業務内容が確定したことにより、変更協定を締結したもの

第2回変更：当該事業にあたり、水路移設の検討を行う必要が生じたことにより、変更協定を締結したもの

第3回変更：埼玉県が行う発注額が確定したため、それに合わせて減額を行ったことによるもの

本契約に関しては、変更契約締結の際には、変更契約書に併せて県からの協議文書を送付し、東武鉄道からは、変更内容について異存がない旨の回答書を受領しているとのことである。

vi) 監査の結果

【意見92】協議内容の議事の保管並びに当該設計等業務の積算根拠について保管すべきである。

当該協議文書に関連してどのようなやりとりが委託先との間に行われたのか、また、変更時の積算はどのように行ったのかが、確認できる資料が確認できなかった。これらは、委託先との金額按分や契約金額の根拠を明らかにする重要な資料であるため、責任者が確認済みのものを保管することが必要であると考えます。

(6) 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部駅付近）に係る調査等に関する平成 29 年度調査設計業務

（東武鉄道伊勢崎線（スカイツリーライン）・野田線（アーバンパークライン）の春日部駅付近連続立体交差事業に係る調査等に関するもの）

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

春日部駅付近連続交差事業において高架構造物の構造設計等を実施する必要がある。当該実施に際して鉄道高架橋設計に関する調査業務に関する平成 29 年度協定東武鉄道施行に関する業務委託である。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	36,828	—

iii) 契約期間 平成 29 年 5 月 19 日～平成 30 年 3 月 30 日

変更後⇒平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	東武鉄道株式会社
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	当初 50,000,000 円⇒変更後 36,828,000 円
随意契約の経緯	春日部駅付近連続立体交差事業において、今後、国への協議に必要な高架構造物の構造設計を実施するに当たり、鉄道事業者である東武鉄道株式会社に委託する必要があるため。

v) 委託契約の遂行状況の検討

本契約については、合計 4 回に及ぶ変更協定を実施している。

当該変更協定の結果、契約期間（終期）及び金額の推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

	当初	第 1 回目変更	第 2 回目変更	第 3 回目変更	第 4 回目変更
契約終期	H30. 3. 30	H30. 3. 30	H30. 6. 29	H31. 3. 29	H31. 3. 29
埼玉県	25,000	68,702	61,318	61,318	52,620
東武鉄道株式会社	50,000	36,828	36,828	36,828	36,828
合計	75,000	105,530	98,146	98,146	89,448

このように複数回にわたり調査等に要する費用が変化した理由は、下記のとおりである。

第1回変更：埼玉県で環境調査や資料作成業務が追加発生したことで、東武鉄道株式会社の発注額が確定したことにより、変更協定を締結したもの

第2回変更：埼玉県施行分の調査の請負差金が生じたため変更協定を締結したもの

第3回変更：国や調査箇所における関係機関との協議に不測の日数を要するため、契約終期を変更したもの

第4回変更：埼玉県施行分の発注額が確定したため、変更協定を締結したもの

本契約に関しては、変更契約締結の際には、変更契約書に併せて県からの協議文書を送付し、委託先からは、変更内容について異存がない旨の回答書を受領しているとのことである。

vi) 監査の結果

【意見92】協議内容の議事の保管並びに当該設計等業務の積算根拠について保管すべきである。(再掲)

当該協議文書に関連してどのようなやりとりが委託先との間に行われたのか、また、変更時の積算はどのように行ったのかが、確認できる資料が確認できなかった。これらは、委託先との金額按分や契約金額の根拠を明らかにする重要な資料であるため、責任者が確認済みのものを保管することが必要であると考えます。

【指摘5】消費税等の計算についても考慮すべきである。

当初の契約の委託先の施行額に消費税が反映されていないことが後になって判明した。

これは、最初の契約締結当初、契約額について委託先では消費税抜の金額、それに対し埼玉県では消費税込の金額であると認識し、双方での認識が異なっていた。それが後になって双方のすり合わせにより、埼玉県にて自主的に判明したものである。判明後、消費税を反映した金額で双方同意の上、変更契約を締結している。

しかし、当時の消費税率でも8%と金額的には決して僅少な金額とはいえない。消費税は令和元年に10%に増税となっており、現在では金額的影響もより多額になっている。なお埼玉県では、消費税の認識にズレがないように契約内容を委託先と確認していくことを合意している。その後は双方確認を行っている結果、上記のような契約額への消費税の未反映は発生していない。

今後は消費税の認識について相違が生じてしまうことがないように、消費税込みないし消費税抜きなのかを契約書、内訳書あるいはその他の資料等で予め明確にしておくことが重要である。

(7) 8901 道路パトロール業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

道路が常時良好な状態に保たれるよう。道路状況及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜の措置を講ずるとともに、道路管理上に必要な情報等を収集することを目的とする。

委託区域は、越谷県土整備事務所管内（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、春日部市、松伏町）である。

業務の実施に際しては、業務計画書に基づき、「道路パトロール作業マニュアル」に準拠して実施する。

具体的点検項目は、車道、歩道の両方に及び、それぞれ、路面、道路安全施設、並木街路樹・植樹帯等、排水施設、路肩、法面、橋梁等構築物に及び、かつ、日中だけでなく夜間のパトロールも対象となっている。

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	35,843	32,489	35,957	36,612	40,411

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 13 日～平成 31 年 3 月 29 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	金杉建設株式会社
契約者の選定方法	指名競争入札
予定価格	***円
契約金額	39,420,000 円
選定理由	応募者数 15 者 内辞退者 12 者 予定価格超過 1 者

v) 委託契約の遂行状況の検討

委託業務の内容として、パトロール車 2 台で、契約期間内のパトロール日数は 417 日に及ぶ。パトロール車 1 台につき、一般運転手 1 名、普通作業員 1 名、軽作業員 1 名の 3 名体制となっており、車 2 台で合計 6 名の要員を委託先は投入している。

平成 30 年 10 月 3 日の変更契約を締結している。これは、埼玉県道路パトロール業務委託契約約款第 7 条により委託業務の変更が必要になったため、埼玉県土木工事委託業務監督要綱第 14 条の規定により、業務日数を 11 日増加したことによるものである。

vi) 監査の結果

【意見93】業者指名方法や選定範囲などの見直しを検討すべきである。

予定価格の積算については適切に行われているものの、指名した応募者のうち約80%が辞退している現状にある。実際に予定価格超過1者を除くと、入札対象は2者にとどまっている。辞退率としては非常に高い水準にある。委託内容は道路パトロールであり、入札対象がいなくなった場合には、適切な道路の安全管理ができなくなるリスクがある。

そこで、なぜ辞退率が高くなっているのかを地域特性を含めて分析し、今後も非常に高い辞退率が続く場合には、地域における業者数などを踏まえ、対象業者の範囲を広げるなど業者の指名方法の見直しの検討を行うことが望まれる。

11. 都市整備部

(1) 総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

東京都市圏交通計画協議会では、国土交通省及び1都4県（茨城県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、5政令市（横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）、4団体（首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、独立行政法人都市再生機構）が共同して、人の動きを捉える東京都市圏パーソントリップ調査を実施している。

平成28年度には、埼玉県及び埼玉県内の市町村の都市交通施策の整理及び第6回東京都市圏パーソントリップ調査のニーズを把握し、調査企画の立案を実施した。平成29年度には、回収率の確認や調査上の問題点を把握するための事前調査を実施した。当該業務は、第6回東京都市圏パーソントリップ調査の実施を目的としている。

調査の実施・管理運営方法

調査対象地域	埼玉県全域（さいたま市を除く）
調査対象者	5歳以上
調査方法	WEB先行型調査 WEB先行型調査とは、調査対象世帯にハガキを送付し、WEBによる回答を依頼する。WEBでの回答が得られない世帯について調査票を送付し、郵送による回収を行うもの。
送付世帯数	約8万世帯、約20万人
調査結果の評価	本体調査より得られたデータをもとに提供するWEBデータとあわせて、以下の項目について、サンプルベースで統計学的な検証及び解析、パーソントリップ調査データとして適用性の検証を行う。 ア 回収率 イ トリップ数 ウ 各交通手段の分担率 エ 発生量、集中量及び発生集中量 オ 発時刻、着時刻及び所要時間 カ 生成原単位（ネット及びグロス） キ 母集団を推計するために拡大係数を付する際の留意事項 なお、その他の項目については、埼玉県と協議の上、決定する。
問い合わせ対応	調査対象者からの電話による問い合わせ等に対応するため、関係者以外立ち入ることができないセキュリティ機能を備えたサポー

	トセンターを設置する。また、サポートセンター及び埼玉県都市整備部都市計画課内に必要な訓練を実施した対応要員を配置する。
--	---

(都市整備部都市計画課提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	—	82,657

iii) 契約期間 平成30年7月10日～平成31年3月22日

iv) 契約者名(委託先名)とその選定方法

項目	内容
契約者名(委託先名)	株式会社福山コンサルタント埼玉営業所
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	82,657,800円
選定理由	応募者数3者

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該業務は、報告書等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。契約違反に該当する事実はない。当該業務による効果は測定中であり、埼玉県にとどまらず他の自治体とも共有し、最終的なとりまとめを行い、高齢者の外出支援対策の候補地選定や、都市計画マスタープランや立地適正化計画での拠点選定等に活用する。

vi) 監査の結果

【意見94】複数者から見積りを入手する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。

当該業務に係る当初予算額は、1者から入手した参考見積に基づき139,800千円に設定されていた。一方、最終的な委託額は82,657千円であり、当初予算額と比較すると57,143千円の乖離(乖離率40.8%)があり、差異額が非常に大きくなっている。これは、参考見積入手元企業と実際の業務委託先企業が異なることが主要因と考えられるが、そもそも予算は厳密性の原則が要請され、予定支出の見積りも可能な限り正確なものである必要がある。しかしながら、当初予算額と支出額の差異額が比較的大きいため、当初予算の設定が適切であったとは考えづらく、適切な予算配分にも支障がでるおそれがある。その

ため、複数者から見積りを入手する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。

(2) 30 県住熊谷玉井団地建設工事設計業務

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

県として、住宅に困窮している低所得者に対し低廉な家賃で良質な住宅を供給する必要がある。そのため、生活の安定と福祉の向上を図り、あわせて住居水準の向上を図るため、老朽化した県営住宅の建て替えを行う。当該業務は、新築建物建築等に係る基本設計及び実施設計業務、及び老朽化した既存建物の解体設計業務である。

業務内容	① 新築建物の建築工事、設備工事及び外構工事に係る基本設計及び実施設計業務 ② 既存建物（3・20号棟）の解体設計業務
敷地面積	約 3,290 m ²
対象建築物	① E棟新築（周辺外構も含む） 規模及び構造 用途 共同住宅（72戸） 構造 鉄筋コンクリート造 8階建て 規模 延べ床面積 約 4,600 m ² 付帯設備 集会所、自転車置場、ゴミ置場、駐車場等外構 ② 3・20号棟解体 規模及び構造 用途 共同住宅2棟（44戸） 構造 鉄筋コンクリート造 4・5階建て 規模 延べ床面積 約 2,060 m ² 付帯設備 自転車置場、ゴミ置場、外構等

(都市整備部営繕課提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	—	30,946

iii) 契約期間 平成30年6月29日～平成31年3月25日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社丸岡設計
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	30,946,320円※変更契約後の金額
選定理由	応募者数10者

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該委託業務は、委託先と県の間で定期的に打合せが行われ、業務の進捗管理、課題事項の把握が行われ、完成物の引渡しが行われており、契約違反に該当する事実はない。

vi) 監査の結果

【意見95】打合せ記録簿の押印漏れがないように徹底すべきである。

県は、業務委託先と定期的に打合せを行い、業務の進捗管理、課題事項等を協議し、その結果を打合せ記録簿として残している。しかしながら、当該打合せ記録簿の一部に、県の監督員としての押印が漏れているものがあった。実際、監督員は打合せ記録簿に記載された協議内容を確認しているが、押印を失念していたとのことであったため、県の監督員が打合せ記録簿の内容を確認した旨を文書として正式に残しておくために押印が漏れないようにするべきである。

(3) ソニックシティホール棟大規模改修工事基本設計業務

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

平成30年3月に策定した「ソニックシティホール棟大規模改修基本計画」に基づき、大ホール・小ホール棟の天井を改修して耐震性を向上させるとともに、電気・空調・衛生・舞台設備を更新して施設の長寿命化を図る。主な業務内容は、特定天井対策案の実現可能性の検討・確認、設備改修手法・方式の検討、概算工事費の算定、工程表・全体スケジュールの作成、仮設計画、工事中の施設運営計画策定、及び建築音響環境測定等である。

業務概要

施設名称	ソニックシティ
棟名	ホール棟
用途	文化ホール
対象面積	20,337.96 m ²
構造・階数	SRC造及びRC造、一部S造 地上5階 地下2階
所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地2
敷地面積	17,484.83 m ²
用途地域	商業地域（市街化区域）
防火地域	防火
地域地区等	都市再生緊急整備地域
耐震安全性	構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類 (官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の施設分類)
目標工事費	6,300百万円（税抜）以下（当該業務以外の業務を含む全て）
予定工期	未定
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定天井対策の設計（大ホール・小ホール） (構造上の検討、音響性能、空調性能の維持を含む) 2. 特定天井以外の天井改修設計 (国際会議場、エントランスホール、小ホールホワイエ) 3. 設備改修手法、方式の検討 (空調方式、熱源負荷熱量、発電機、照明) 4. 省エネ効果の試算 5. 既存改修範囲の検討 6. 概算工事費の検討 7. 工程表、全体スケジュールの作成 8. 仮設、工事中の施設運営計画 9. 内外装色彩計画

	10. プレゼン資料の作成 11. 類似施設の改修に関する調査、比較 12. 建築音響測定（大ホール、小ホール） （残響時間、明瞭度、エコータイムパターン、音騒音特性） 13. 天井内構造調査 14. アスベスト含有調査（7 検体）
--	---

（都市整備部設備課提出資料より作成）

ii) 過去の委託金額の推移

（単位：千円）

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	—	—	—	—	47,520

iii) 契約期間 平成 30 年 8 月 24 日～平成 31 年 1 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社日建設計
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	47,520,000 円
選定理由	応募者数 1 者

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該委託業務は、委託先と埼玉県の間で定期的に打合せが行われ、業務の進捗管理、課題事項の把握が行われ、完成物の引渡しが行われており、契約違反に該当する事実はない。

vi) 監査の結果

【意見 9 6】業務内容を当初から精査した上で入手する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。

当該業務に係る当初予算額は、1 者から入手した参考見積に基づき 122,119 千円に設定されていた。一方、最終的な委託額は 47,520 千円であり、当初予算額と比較すると 74,599 千円の乖離（乖離率 61.0%）があり、差異額が非常に大きくなっている。これは、当初の業務内容を精査し、見直しを行ったことが主要因とのことであるが、そもそも予算は厳密性の原則が要請され、予定支出の見積りも可能な限り正確なものである必要がある。しかしながら、当初予算額と支出額の差異額が非常に大きいため、当初予算の設定が

適切であったとは考えづらく、適切な予算配分にも支障がでるおそれがある。そのため、業務内容を当初から精査した上で参考見積書を入力する等、精度の高い予算を設定する体制を構築すべきである。

(4) けやきひろば照明設備改修工事設計業務

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

けやきひろばは建設当初から18年が経過し、設備機器の劣化がみられるとともに、使用用途の変化、イベントの多様化が進んでいることから、現在のニーズに合わせた設備機器の改修が必要となっている。そのため、利用者が安全で使いやすい設備、施設管理者が維持管理しやすい設備、環境・省エネに配慮した設備となるようにしている。主な内容は以下のとおりである。

施設名称	けやきひろば
用途	店舗・駐車場
対象面積	26,608 m ²
構造・階数	SRC造 地下1階、地上3階
所在地	さいたま市中央区新都心10番地
敷地面積	11,100 m ²
用途地域	商業地域
防火地域	防火地域
地域地区等	指定なし
耐震安全性	構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類 (官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の施設分類)
目標工事費	総額185百万円(税抜)以下(当該業務以外を含む)
業務内容	下記工事に伴う基本・実施設計業務 ・照明設備の更新又は増設工事 ・照明設備の更新又は増設に伴う建築工事 ・概算工事費の算定 ・工程表、全体スケジュールの作成
建物概要	SRC造 地下1階、地上3階建 26,608 m ²
特別業務	・内訳書数量計算書作成業務(RIBC2使用) ・現地調査報告書作成業務 ・外観パース作成(アイレベル、鳥瞰)等

(都市整備部設備課提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	—	—	—	—	10,900

iii) 契約期間 平成30年9月25日～平成31年3月29日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	10,900,000円（税抜き）
選定理由	けやきひろば全体の意匠に影響を与える改修であり、建築時の新都心地域全体で定められたデザインコンセプトを熟知している必要がある。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該委託業務は、委託先と県の間で定期的に打合せが行われ、業務の進捗管理、課題事項の把握が行われ、完成物の引渡しが行われており、契約違反に該当する事実はない。

vi) 監査の結果

【意見97】 正式な承認書類に修正テープは使用すべきではない。

当該設計業務に係る庁内の承認書類について、決裁後回覧の押印欄の修正にあたり修正テープが使用されていたが、二重線に訂正印を押す等の適切な対応が必要である。

(5) 大宮公園電気施設管理業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該委託業務は、大宮公園における双輪場及び野球場の安全で快適な環境を確保し、かつ円滑な運営を図るため、利用期間中、電気設備、空調設備、給排水衛生設備及び関連施設の運転監視、点検、調整、クレーム処理、小修繕、保安用具の管理及び備品管理等を行うことを目的とする。

主な業務内容等

委託場所	さいたま市大宮区高鼻町地内
業務の内容	<p>1. 定期保守</p> <p>(1) 双輪場</p> <p>① 各設備の運転・操作・監視及び保守管理</p> <p>② 空調設備等のフィルター清掃</p> <p>③ 電気設備及びポンプ等機械設備の定期点検</p> <p>④ 東・西門コインゲート他保守点検</p> <p>⑤ 空調用自動制御装置保守点検</p> <p>⑥ 冷却塔水処理装置整備点検</p> <p>(2) 野球場</p> <p>① 野球場内各設備の保守管理</p> <p>② スコアボード、ITV 監視装置、放送設備、空調設備等の運転管理</p> <p>③ 電気設備及びポンプ等各機械設備の巡回点検</p> <p>④ 空調設備等のフィルター清掃</p> <p>⑤ 照明塔 6 基の照明器具等の点検、調整及び清掃</p> <p>⑥ スコアボード点検</p> <p>⑦ 夜間照明操作及び鍵閉め</p> <p>2. 自家用電気工作物保安点検</p> <p>大宮公園の自家用電気工作物について、電気事業法第 42 条（保安規程）等に基づく保安点検を行う。</p> <p>① 日常巡視点検（月 1 回）</p> <p>② 自家用電気工作物定期点検</p> <p>③ 埼玉県大宮公園自家用電気工作物保安規程</p> <p>3. その他の業務</p> <p>① 小修繕</p> <p>② 検針（電気・ガス・水道等）</p> <p>③ 他の保守点検業務委託の実施立会及び協力</p>

	④ 双輪場内電灯盤、動力盤二次側絶縁測定、温度測定（年1回） ⑤ 野球場内電灯盤、動力盤二次側絶縁測定、温度測定（年1回） ⑥ 大宮公園内電灯盤、動力盤二次側絶縁測定、温度測定（年1回） ⑦ 緊急時の対応・応急処理
再委託先	1. 双輪場コインゲート保守点検業務 シンフォニアエンジニアリング株式会社 2. 野球場スコアボード保守点検業務 セイコータイムシステム株式会社 3. 双輪場冷却塔水処理装置管理業務 城山産業株式会社 4. 自家用電気工作物点検業務 株式会社三協電検 5. 双輪場空調用自動制御装置保守点検業務 ジョンソンコントロールズ株式会社

（都市整備部大宮公園事務所提出資料より作成）

野球場及び双輪場の保守管理日数

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
野球場保守管理日	195	159	145	161	184
野球場運転管理日	151	114	114	120	130
双輪場開催対応日	262	269	280	314.5	333.5

ii) 過去の委託金額の推移

（単位：千円）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	35,964	37,260	37,260	39,493	41,749

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社八洲電業社
契約者の選定方法	一般競争入札
予定価格	***円
契約金額	41,749,560円
選定理由	応募者数3者

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、業務日程表、業務報告書、点検記録、及び点検報告書等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見98】業務内容を細分化して長期継続契約を締結できないかを検討すべきである。

大宮公園双輪場及び野球場は来場者数が多い施設であり、電気設備管理にあたっては特に慎重に施設管理をする必要があるとともに、臨時的な状況が発生した場合にも迅速に対応できる相応のノウハウが必要である。契約者の選定方法として一般競争入札が実施されていることは適切であると考えられる一方、当該契約が単年度契約になっている。よって、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結することや、設備改修計画による委託範囲の変更が想定されるのであれば、業務内容を細分化して長期継続契約を締結できないかを検討することが必要である。

(6) 双輪場冷温水発生機保守点検業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該委託業務は、双輪場特設サービスセンター、メインスタンド、1号スタンド、バックスタンド及び管理等の冷暖房熱源装置を安定的に保守管理し、常に安全で効率的な運転を図ることを目的とする。

主な業務内容等

委託場所	さいたま市大宮区高鼻町地内
委託対象設備	<p>以下の場所に設置された設備の保守点検を行う。</p> <p>1. 特設サービスセンター、バックスタンド、管理棟</p> <p>① 冷温水発生機</p> <p>② 冷却塔</p> <p>③ 冷却水ポンプ</p> <p>④ 冷温水ポンプ</p> <p>⑤ 膨張タンク</p> <p>⑥ その他</p> <p>2. メインスタンド</p> <p>① 冷温水発生機</p> <p>② 冷却塔</p> <p>③ 冷却水ポンプ</p> <p>④ 冷温水1次ポンプ</p> <p>⑤ 冷温水2次ポンプ</p> <p>⑥ 膨張タンク</p> <p>⑦ その他</p>
業務内容	<p>1. 冷房 IN 及び暖房 IN 点検</p> <p>① 切替運転準備作業（設備側の準備確認チェック等）</p> <p>② 本体冷房切替弁の切替</p> <p>③ 運転盤スイッチの切替</p> <p>④ 真空度のチェックと抽気（パラジウムセルのチェック含）</p> <p>⑤ ポンプ、モーター類の絶縁確認</p> <p>⑥ 燃料配管系の漏れのチェック</p> <p>⑦ 機械外観点検</p> <p>⑧ フレームロッドの動作試験</p> <p>⑨ 消失試験、フレーム電流の確認</p> <p>⑩ 燃焼機器類の設定確認</p> <p>⑪ 安全装置の点検確認</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 燃焼状態の点検確認 ⑬ 冷媒再生（冷房時のみ） ⑭ 運転データ記録と点検 ⑮ 自動制御系の点検整備 ⑯ 抽気系統点検整備 <p>2. 冷房 ON 及び暖房 ON 点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機器類の外観点検 ② 真空度のチェック（必要に応じ点検） ③ 燃料配管系の漏れのチェック ④ 燃焼状態の点検確認（排ガス分析調整含） ⑤ 運転データ記録と点検 ⑥ 自動制御系の点検確認 <p>3. 冷水・冷却水系のチューブ清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ヘッドの開閉 ② 伝熱管、ヘッド、管版の点検 ③ チューブブラッシング ④ パッキンの取替 ⑤ ヘッド及び管板のサビ落とし及び内面の耐水性防錆塗装 <p>4. インヒビターのチェック及び補充</p> <p>冷房及び暖房シーズン中に各 1 回インヒビターのチェックを行い、必要に応じ補充する。</p>
点検頻度	<p>1. 運転前整備（冷暖房運転後の整備含む）</p> <p>冷房前 年 1 回（4 月下旬 ストレーナ清掃含む）</p> <p>暖房前 年 1 回（10 月上旬）</p> <p>2. 運転中点検（冷却塔は除く）</p> <p>冷房前 年 1 回（8 月）</p> <p>暖房前 年 1 回（1 月）</p> <p>3. チューブ洗浄</p> <p>暖房期 年 1 回（10 月初旬～中旬）</p>

（都市整備部大宮公園事務所提出資料より作成）

ii) 過去の委託金額の推移

（単位：千円）

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額	4,104	4,266	4,266	4,255	4,148

iii) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	川重冷熱工業株式会社 北関東支店
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	4,148,280円
選定理由	適切に保守点検を行うために製造メーカーである当該委託先の固有の技術と専門性が要求されるため。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、点検作業報告書等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見99】継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないか検討すべきである。

保守管理を委託している機械は委託先が製造したものであり、適切に保守点検を行うために固有の技術と専門性が要求されるため、実質的に当該委託先のみが保守点検をできる状況にある。しかしながら、当該契約は単年度契約になっており、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないかを検討することが必要である。

(7) 大宮公園昇降機保守点検業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該委託業務は、大宮公園内双輪場及び野球場に設置された昇降機の安全確保及び機能維持に必要な保守点検と本設備の異常・故障の際の緊急対応を委託するものである。

主な業務内容等

委託場所	さいたま市大宮区高鼻町地内
委託対象設備	下記「大宮公園双輪場及び野球場設置昇降機仕様一覧」に記載のとおり。
業務内容	昇降機設備定期点検及び保守業務
再委託先	有限会社埼玉エレベーター（月例点検作業、緊急時故障対応）
点検頻度	月例点検 月1回実施 定期検査 建築基準法第12条4項に基づく定期検査を年1回実施

(都市整備部大宮公園事務所提出資料より作成)

大宮公園双輪場及び野球場設置昇降機仕様一覧

設置場所	設置年	型番	種類	方式	定員・積載	車椅子仕様	監視盤
メインスタンド	1989年	P11-750-60	乗用	ロープ式	11名・750kg	×	×
メインスタンド	1989年	PK6-450-2S-45	乗用	油圧間接式	6名・450kg	×	×
メインスタンド	1989年	CF-200	小荷物専用	ロープ式	200kg	×	×
1号スタンド	1993年	P11-750-60	乗用	ロープ式	11名・750kg	×	×
1号スタンド	1993年	P11-750-60	乗用	ロープ式	11名・750kg	×	×
1号スタンド	1993年	P11-750-60	乗用	油圧間接式	11名・750kg	○	×
バックスタンド	1982年	CF-500	小荷物専用	ロープ式	500kg	×	×
硬式野球場	1992年	P11-750-60	乗用	油圧間接式	11名・750kg	○	×

(都市整備部大宮公園事務所提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	3,335	3,335	3,335	3,335	3,335

iii) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	中央エレベーター工業株式会社
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	3,335,904円
選定理由	適切に保守点検を行うために製造メーカーである当該委託先の固有の技術と専門性が要求されるため。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、点検作業報告書等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見100】継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないか検討すべきである。

保守管理を委託している機械は委託先が製造したものであり、適切に保守点検を行うために固有の技術と専門性が要求されるため、実質的に当該委託先のみが保守点検をできる状況にある。しかしながら、当該契約は単年度契約になっており、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないかを検討することが必要である。

【意見101】昇降機（エレベーター）の交換・改修についても検討すべきである。

大宮公園内双輪場及び野球場に設置された昇降機は、設置されてから相当の期間が経過している。車椅子未対応のものや、監視盤が設置されていないものがあり、早期のエレベーターの交換・改修が望ましい。委託先の責務は昇降機の安全確保及び機能維持に必要な保守点検と本設備の異常・故障の際に緊急対応することであり、昇降機自体の管理（交換・改修等）は埼玉県の責務である。委託先は、昇降機の状態を把握できていると考えるので、昇降機の交換・改修についても、委託先の意見も踏まえて検討すべきである。

(8) 大宮公園自家用発電機設備等整備点検業務委託

i) 委託契約の対象となる事業の目的等

当該委託業務の対象となっている自家用発電機設備は、停電時に電源を供給する非常用発電設備であるため、設備にトラブルが発生した場合には双輪場をはじめ大宮公園全体の運営に多大の支障を生じさせる。大宮公園の自家用発電機設備は主にガスタービンにより運転を行っており、利用者が安心・安全に大宮公園を利用し、非常時においても適切に対応できる様に保守点検整備を行うものである。

主な業務内容等

委託場所	さいたま市大宮区高鼻町地内
委託対象設備	<p>1. 自家用発電機設備</p> <p>①双輪場設備棟 ガスタービンエンジン、交流発電機</p> <p>②双輪場バックスタンド横 ガスタービンエンジン、交流発電機</p> <p>③双輪場1号スタンド ガスタービンエンジン、交流発電機</p> <p>④体育館 ディーゼルエンジン、交流発電機</p> <p>⑤水泳場 ディーゼルエンジン、交流発電機</p> <p>⑥野球場 ディーゼルエンジン、交流発電機</p> <p>2. 直流電源設備</p> <p>①双輪場メインスタンド 充電装置、蓄電池</p> <p>②双輪場バックスタンド 充電装置、蓄電池</p> <p>③双輪場1号スタンド 充電装置、蓄電池</p> <p>④双輪場設備棟 充電装置、蓄電池</p> <p>3. 無停電電源設備</p> <p>①野球場 充電装置、逆変換装置、鉛蓄電池</p>

	<p>②双輪場メインスタンド 無停電電源装置、鉛蓄電池</p> <p>4. 非常災害用発電機設備</p> <p>①大宮公園非常用発電装置 ディーゼルエンジン、交流発電機、発電機負荷設備</p> <p>②太陽光発電設備 太陽電池、中継端子箱、パワーコンディショナー、充放電制御盤、蓄電池、表示装置</p>
業務内容	<p>1. 定期設備点検</p> <p>①自家用発電設備、直流電源装置を、消防法、建築基準法、電気事業法に定めた法的な点検及び報告の義務に対応した基準で点検するとともに、「自家発電設備保守点検整備基準表」及び「直流電源装置点検整備基準表」に基づいて実施する。</p> <p>外観・機能点検 6ヶ月点検 外観・機能・総合点検 1年点検 排ガス測定</p> <p>②無停電電源設備を「無停電電源装置点検整備基準表」に基づいて実施する。</p> <p>外観・機能点検 6ヶ月点検 外観・機能・総合点検 1年点検</p> <p>③非常災害用発電機設備、太陽光発電設備の定期整備点検を、「非常災害用発電機保守点検整備基準表」及び「太陽光発電保守点検基準表」に基づき実施する。</p> <p>非常災害用発電機総合点検 年1回 太陽光発電設備定期点検 年1回 (太陽電池モジュール受光面水洗い洗浄含む)</p>

(都市整備部大宮公園事務所提出資料より作成)

ii) 過去の委託金額の推移

(単位：千円)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
金額	5,292	5,184	3,974	5,130	3,780

iii) 契約期間 平成30年9月5日～平成31年3月25日

iv) 契約者名（委託先名）とその選定方法

項目	内容
契約者名（委託先名）	株式会社第一テクノ 関東支店
契約者の選定方法	随意契約
予定価格	***円
契約金額	3,780,000円
選定理由	適切に保守点検を行うために固有の技術と専門性が要求され、製造メーカーより指定サービス店の認定を受けており、地理的にも当該委託先が適任であること。

v) 委託契約の遂行状況の検討

当該契約は、点検作業報告書等に基づき、業務実施結果がチェックされ、支払が行われていた。また、契約違反に該当する事実や、当初想定していた委託の効果が得られていない事実は発生していなかった。

vi) 監査の結果

【意見102】継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないか検討すべきである。

保守管理を委託している機械は、適切に保守点検を行うために固有の技術と専門性が必要であり、地理的な面に鑑みても、実質的に当該委託先のみが保守点検をできる状況にある。しかしながら、当該契約は単年度契約になっており、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約を締結できないかを検討することが必要である。また、当該契約は、本来は年初である4月1日から締結すべきであるが、9月から契約開始となっている。これは、予算の関係で9月になってしまったとのことであるが、安全管理の面を最優先すべきであり、保守契約のない期間が生じないようにすべきである。